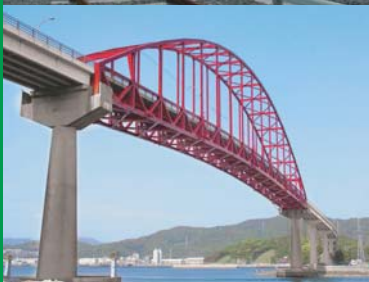


活気ある「まち」と安らげる「さと」の調和



都市と自然のバランスのとれた
住みよさ日本一の星ふるまち

下松市総合計画

平成23年度～平成32年度

A stylized map of Shimizu City, Japan, rendered in a light orange color against a darker orange background. The map shows the city's irregular coastline and internal district boundaries. The text is overlaid on the left side of the map.

都市と自然のバランスのとれた
住みよさ日本一の星ふるまち

下松市総合計画

平成23年度～平成32年度



下松市民憲章

わたくしたち 下松市民は
英知と 友愛と 勇気をもって

きまりを守り	明るいまちをつくる
花と緑を愛し	美しいまちをつくる
スポーツに親しみ	健やかなまちをつくる
生産に励み	豊かなまちをつくる
若い力を育て	伸びゆくまちをつくる

わたしたちのまち下松市は、山口県下 13 市で最も面積が小さい市であり、都市基盤や商業施設の充実とともに、山や島の豊かな自然に包まれた非常にコンパクトにまとまったまちであります。そうした都市としてのバランスの良さが、様々な住みよさの評価につながっていると考えております。

また、21 世紀を心の時代ととらえ、「笑い・花・童謡」を 3 本の柱に、心豊かな人情あふれるまちづくりを推進してまいりました。

本市を取り巻く社会経済情勢は、少子高齢化や人口減少社会の到来、高度情報化や国際化、地球環境問題への対応、地方分権の進展など大きく変化しております。

財政的にも厳しさが増す一方で、行政需要はますます高度化・多様化しており、新しい時代に即応した施策の展開が強く求められております。

このような状況の中、総合的に計画的・効率的な地域経営を行うため、中長期的な展望に立ち、これから 10 年間のまちづくりの指針となる「下松市総合計画」を策定いたしました。

本計画では、厳しさを増す時代背景のもと、「自主・自立」、「自助・共助・公助」、「選択と集中」、「ハードからソフト」を基本理念に置き、将来都市像を「都市と自然のバランスのとれた住みよさ日本一の星ふるまち」と定め、市民の皆様に住みよさを実感していただける個性が輝き続けるまちの姿を目指しております。

また、まちづくりの過程においては、推進テーマとして「活気ある「まち」と安らげる「さと」の調和」を掲げ、各行政分野においてもバランスや調和のとれた施策を展開してまいります。

これからは、市政の主役である市民の皆様と行政が「協働」してまちづくりを進めていくことが必要不可欠と考えております。それぞれの役割と責任を明確にし、互いに協力しながら本計画を幹にして諸施策を着実に推進していく所存でありますので、一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なご尽力を賜りました下松市総合計画審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご指導をいただきました関係各位に対しまして、心から厚くお礼申し上げます。

平成 23 年 3 月

下松市長 井川 成正



目 次

第1部 はじめに

1	計画の位置づけ	3
2	計画の構成と期間	4
3	計画を取り巻く情勢	5
4	下松市の現状	6
5	市民の意識	11
6	下松市の主要課題	15

第2部 基本構想

第1章	基本理念	21
第2章	目指す方向	22
1	将来都市像と推進テーマ	23
2	将来人口	25
3	将来都市構造	26
第3章	分野別構想	28
1	【健康福祉】 元気あふれる「まち」と人に優しい「さと」づくり	30
2	【生活環境】 安全安心な「まち」と環境に優しい「さと」づくり	31
3	【都市建設】 便利で快適な「まち」とみどり豊かな「さと」づくり	32
4	【産業経済】 活力のある「まち」と恵み豊かな「さと」づくり	33
5	【教育文化】 育ち育てる「まち」と誇りのある「さと」づくり	34
6	【地域経営】 健全運営の「まち」とみんなで創る「さと」づくり	35

第3部 前期基本計画

序章 前期基本計画について	39
1 計画の構成	39
2 施策体系図	40
第1章 健康福祉	43
第1節 保健・医療の充実	44
1 健康づくりの推進	44
2 地域医療の充実	46
第2節 多様な福祉の充実	48
1 地域福祉体制の充実	48
2 ユニバーサルデザイン化の推進	50
3 高齢者福祉・介護の充実	52
4 障害者福祉の充実	54
5 老後や低所得者の生活保障	56
6 ひとり親家庭福祉の充実	58
第3節 子育て環境の充実	60
1 子育て支援の推進	60
2 保育・幼児教育の充実	62
第2章 生活環境	65
第1節 環境保全の推進	66
1 環境負荷の低減	66
2 環境美化の推進	68
3 墓地・斎場の整備・管理	70
第2節 環境衛生の推進	72
1 ごみ処理と資源化	72
2 下水道の整備と管理	74
3 し尿の収集・処理	76
第3節 安全安心の確保	78
1 消防体制の充実	78
2 防災対策の推進	80
3 治水・治山対策	82
4 防犯・交通安全対策の充実	84
5 消費生活の向上	86

第3章 都市建設	8 9
第1節 計画的な土地利用	9 0
1 土地利用の誘導	9 0
2 市街地整備	9 2
第2節 都市基盤の整備	9 4
1 道路網の整備・管理	9 4
2 公共交通の確保	9 6
3 都市交通拠点施設の充実と活用	9 8
4 港湾機能の整備	1 0 0
5 上水道の整備と管理	1 0 2
第3節 居住環境の充実	1 0 4
1 緑地保全・都市緑化	1 0 4
2 公園の整備と管理	1 0 6
3 都市景観形成	1 0 8
4 公営住宅の管理・更新	1 1 0
第4章 産業経済	1 1 3
第1節 農林水産業の振興	1 1 4
1 農業の振興	1 1 4
2 林業の振興	1 1 6
3 水産業の振興	1 1 8
第2節 商工業の振興	1 2 0
1 工業・物流業の振興	1 2 0
2 商業・サービス業の振興	1 2 2
3 雇用対策と勤労者福祉	1 2 4
第3節 観光の振興	1 2 6
1 うるおい空間・観光拠点の充実	1 2 6
2 観光産業の振興	1 2 8
第5章 教育文化	1 3 1
第1節 学校教育の充実	1 3 2
1 小・中学校教育環境の充実	1 3 2
2 小・中学校教育の推進	1 3 4
第2節 社会教育の推進	1 3 6
1 青少年の健全育成	1 3 6
2 生涯学習施設の充実	1 3 8
3 生涯学習の推進	1 4 0

第3節	文化・スポーツの振興	142
1	文化の振興と文化財保護	142
2	スポーツの推進	144
3	多様な交流の展開	146
第6章	地域経営	149
第1節	協働社会の形成	150
1	情報ネットワークの充実	150
2	市民と行政の情報共有化	152
3	市民参加と協働の推進	154
4	コミュニティの形成	156
第2節	人権尊重の推進	158
1	人権の尊重	158
2	男女共同参画の推進	160
第3節	健全な行財政運営	162
1	地域経営としての行政運営	162
2	広域行政の展開	164
3	健全な財政運営	166
第7章	まちづくり重点プラン	169
1	支え合いコミュニティプラン	170
2	協働まちづくり推進プラン	171
3	心の豊かさづくりプラン	171
4	経済力の強化拡大プラン	172
5	魅力ある街並みづくりプラン	172
6	島と山里の元気再生プラン	173
7	市民の資産管理プラン	173

参考資料

1	参照地図	177
2	下松市総合計画策定の経緯	184
3	下松市総合計画(案)について(諮問)	185
4	下松市総合計画(案)について(答申)	186
5	下松市総合計画審議会条例	187
6	下松市総合計画策定委員会設置要綱	188
7	下松市総合計画審議会委員名簿	189

第1部 はじめに

1	計画の位置づけ	3
2	計画の構成と期間	4
3	計画を取り巻く情勢	5
4	下松市の現状	6
5	市民の意識	1 1
6	下松市の主要課題	1 5

1 計画の位置づけ

総合計画とは、都道府県や市町村などの地方自治体が定める最も上位に位置する計画であり、とりわけ、住民に最も身近な自治体である市町村が定める総合計画は、住民生活を取り巻くさまざまなことからを対象とする、まさに総合的なまちづくり計画です。

下松市においても、昭和42年に「下松市総合計画」を策定して以来、平成13年3月には、平成22(2010)年度を目標年度とする「下松市新総合計画」を策定し、これに沿ってまちづくりの諸施策を展開してきました。

この間、市は大きくその姿を変えました。農業や工業都市としての歴史に加え、下松タウンセンター開業を契機とした商業・文化的なにぎわいあふれるまち、周南工流シティーによる産業の活性化、ふくしの里整備による安心感の醸成、笠戸島や米泉湖周辺における交流・にぎわい拠点形成など、これまでの総合計画において掲げた多くの主要プロジェクトを推進・達成してきました。

一方、わが国や都市・地域を取り巻く昨今の状況はさまざまな変化を見せており、経済情勢・財政の厳しさ、不透明さが増すなかで、地方分権改革の流れが加速しており、そうした新たな時代環境に適合した主体的なまちづくりを推進するための新しいビジョンを持つ必要性が高まっています。

こうした背景のもとで、これまでの総合計画が平成22年度で目標年度を迎えるにあたり、新たなまちづくりの総合的指針として本計画を定めるものです。

また、本計画の役割として次のように位置づけます。

市政の最上位計画

中長期的な視点から、まちづくりの目指す方向やそれを実現するための施策などを示した市政の基本方針となるもので、市が取り組んでいるすべての計画の最上位に位置する計画です。

市民と行政のまちづくりに対する共通指針

協働のパートナーである市民、企業、団体と認識をともにし、市政に対する理解・協力と自主的・積極的な参画を得るための共通指針としての役割を持ちます。

まちづくりの過程を重視するもの

長期にわたるビジョンとして将来の姿を展望するだけでなく、そこに至るまでの進め方、しくみやきっかけづくりなど、まちづくりの過程を重視し、より柔軟に運用していきます。

2 計画の構成と期間

総合計画は、「基本構想」及び「基本計画」で構成します。
また、基本計画を年次的に実施するため、「実施計画」を毎年度策定します。

基本構想

基本構想は、下松市におけるまちづくりにあたっての理念や振興発展のおおよその方向を示すもので、基本計画、実施計画を包括する基本的な考え方を明らかにするものです。

基本構想は、平成23年度を初年度とし、平成32（2020）年度を目標年度とする10カ年を構想期間とします。

基本計画

基本計画は、基本構想に従って市民と行政が進めるべきまちづくりの方策、行動内容を具体的に示すもので、行政においては各分野の施策を体系的に位置づけるものとなります。

基本計画は、基本構想の期間を前期・後期に分け、前期基本計画は平成23年度を初年度、平成27（2015）年度を目標年度とし、後期基本計画は平成28年度を初年度、平成32（2020）年度を目標年度とするそれぞれ5カ年計画とします。

実施計画

実施計画は、基本計画に掲げたまちづくりの施策の具体的な展開として、市が行う各種事業の内容を財政的裏付けも含めて示すもので、毎年度の予算編成の指針となります。

実施計画は、計画期間を3カ年とし、毎年度向こう3年間の計画を定めるローリング方式*により計画内容の見直しを行います。

総合計画の期間

年度	平成	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	期間
	西暦	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
基本構想												10カ年
前期基本計画												5カ年
後期基本計画												5カ年
実施計画												3カ年

* ローリング方式：現実と長期計画のズレを埋めるために、施策・事業の見直しや部分的な修正を、毎年転がすように定期的に行っていく手法。

3 計画を取り巻く情勢

地球規模・世界的な情勢、全国的な時代環境などについて、次のような動き、変化が見られます。本計画においても、これらを背景として認識してのぞみます。

少子高齢化や人口減少社会への移行が進んでいます。

わが国総人口は減少に転じており、急速な少子高齢化の進展は、福祉需要の増大や、経済活力の維持への影響も懸念されています。

環境にやさしい、持続可能な社会づくりが求められています。

地球温暖化防止に向けた環境負荷の軽減など、持続可能な社会への転換が進んでおり、環境にやさしい地域のあり方が求められています。

地方分権・市民協働社会への模索が進んでいます。

住民に身近な行政はできる限り地方自治体が担う地方分権、市民が行政と役割を分担し合う協働など、まちづくりのしくみを変える動きが進んでいます。

情報化により社会のあり方が大きく変わりつつあります。

インターネットや携帯電話の普及により、個人でもさまざまな情報を受発信できるネットワーク型社会が到来し、日常生活にも大きな影響を与えています。

生活スタイルや価値観の変化と多様化が進んでいます。

世帯規模の縮小等により、生活スタイルの多様化が進み、人々の価値観も多様化し、特に個人を重視する傾向が強くなっています。

厳しい財政下、より効率的な行政運営が求められています。

国、地方ともに財政状況の悪化が続いており、既存資源の有効活用などを含め、行財政改革の一層の推進が求められます。

経済環境の変動と地域への影響が大きくなっています。

リーマンショック^{*}に端を発した世界的不況等、経済の激しい変動・不透明さが地域の企業活動や雇用などに大きく影響し、産業連携等による経済構造の強化の必要性が高まっています。

* リーマンショック：アメリカの大手証券会社・投資銀行リーマン・ブラザーズの経営破たん（2008年9月15日）が引き金となった世界的な金融危機及び世界同時不況。

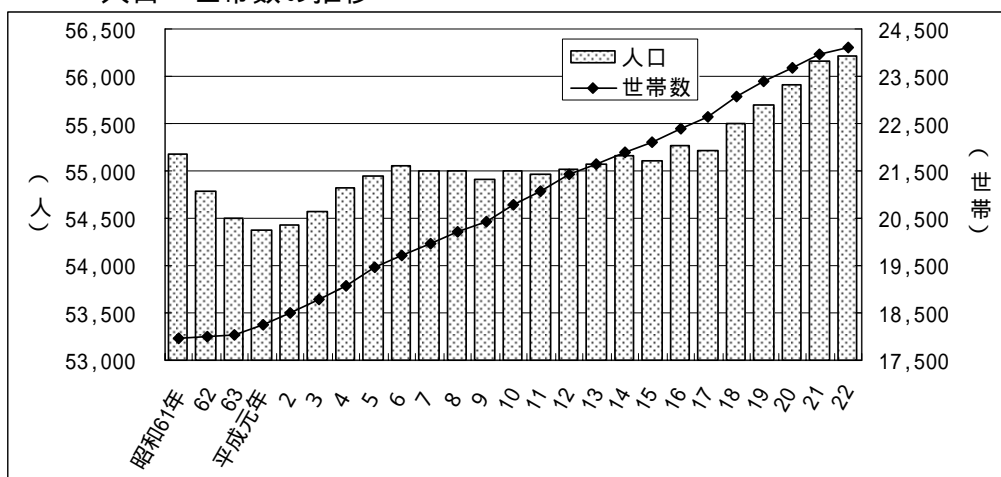
4 下松市の現状

増加傾向の鎮静化が懸念される人口動向

近年の市人口は、マンション・アパートの建設や、開発行為や区画整理による宅地などの供給が進んだことによって増加傾向が続いており、平成22年末現在の人口は56,215人、世帯数は24,118世帯となっています。

しかし、開発によるまとまった宅地の供給には限界があるほか、少子高齢化など年齢構造上の動向等を背景として、全国的には人口減少時代が到来しており、こうした増加傾向はやがて鎮静化していくものと考えられます。

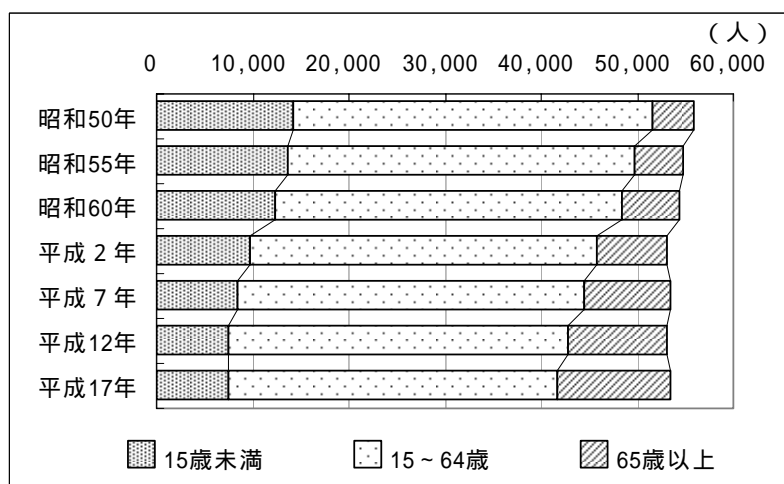
人口・世帯数の推移



各年12月31日現在

資料：住民年金課

年齢3区分別人口の推移

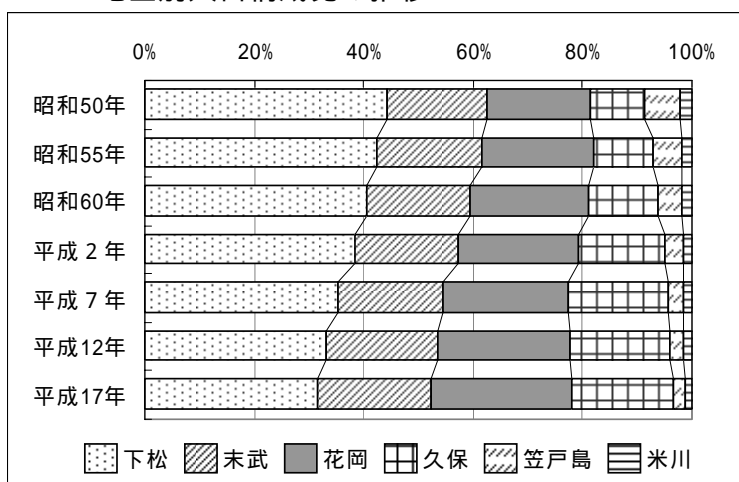


資料：国勢調査

人口の分布構造が変容

市内6地区別の人口動向をみると、市の中心に位置する下松地区が減少傾向にある反面、周辺に位置する未武、花岡、久保地区では増加傾向が続いており、人口の分布構造が変化しています。また、南北に位置する笠戸島、米川の両地区はいずれも減少傾向が続いています。

地区別人口構成比の推移

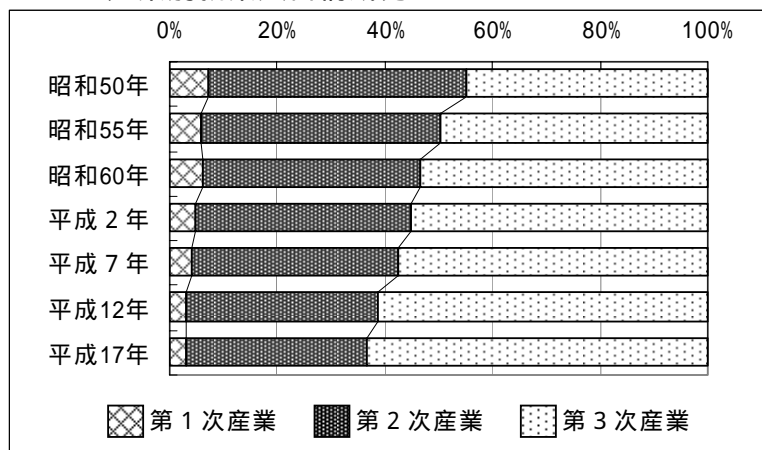


資料：国勢調査

進む「経済のサービス化」

市の産業を就業人口構成比から見ると、農業等の第1次産業、工業等の第2次産業がそれぞれ縮小し、商業・サービス業等からなる第3次産業の占める割合がますます高まる傾向にあります。これらは全国的な動向と同様のものですが、下松市では商業施設の立地が顕著であったこともあり、市経済に占める商業等の比重が高まり、「経済のサービス化」が一層進んでいる状況にあると考えられます。

産業別就業人口構成比



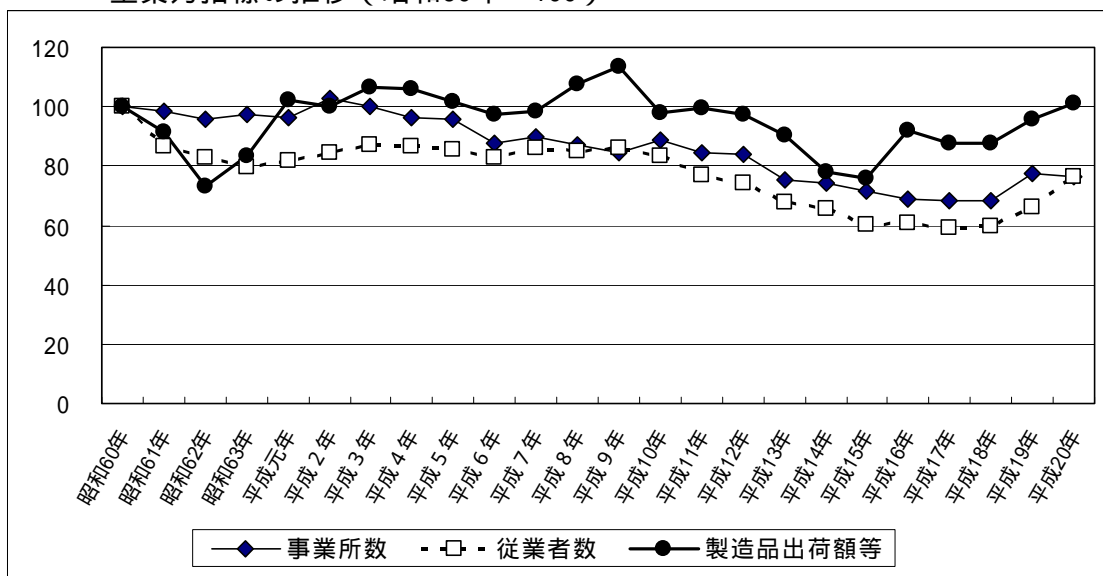
資料：国勢調査

工業の健闘と、高まる商業力

市の発展を長らく支えてきた工業は、平成10年頃からその規模は低下傾向にあったものの、ここ数年、盛り返しの兆しが見られるなど、今後もなお基幹産業としての振興が期待されます。

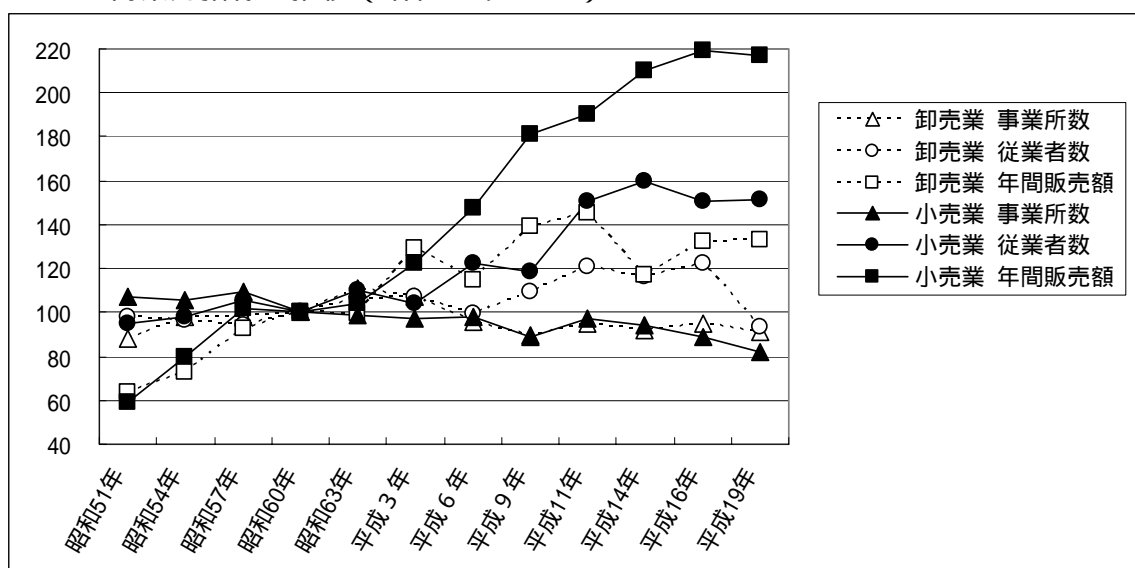
また商業は、市街地機能の進展に伴い、大規模商業施設が多く立地したことにより、新たな産業として発展を続ける一方で、ここ数年は規模拡大のペースが緩やかになるなどの動きも見られ、にぎわいやふれあいにつながる産業として育成していく必要があります。

工業力指標の推移（昭和60年 = 100）



資料：工業統計

商業力指標の推移（昭和60年 = 100）



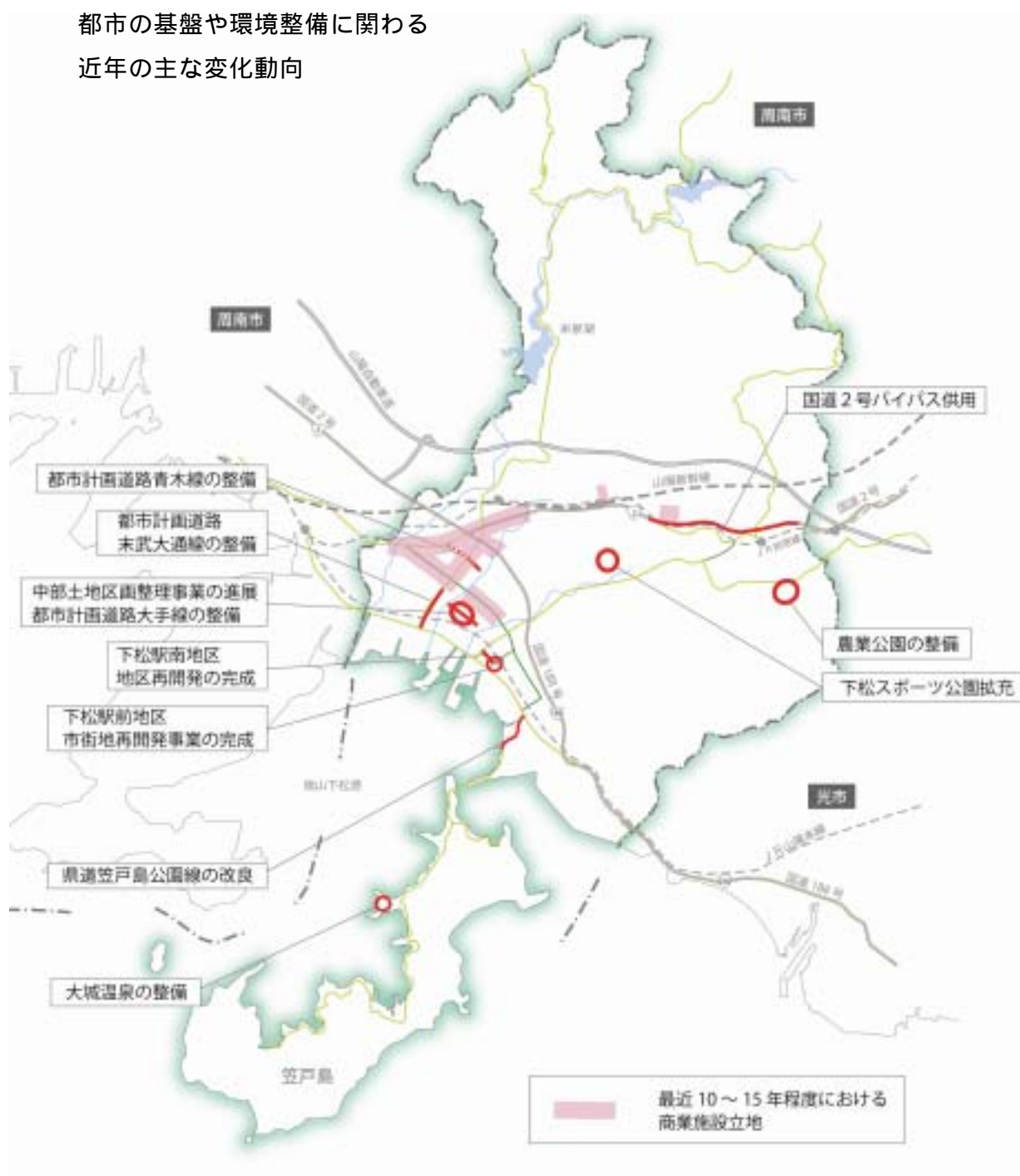
資料：商業統計

都市の基盤となる環境の充実

まちづくりのなかでも、住む、移動するなど、暮らしを支える役割を担う都市基盤については、近年、市内でさまざまな整備が進んできました。

区画整理等による快適な市街地整備、道路交通網の充実、公園等いこいの場の整備などの基盤整備の進展が、ここ数年の人口増加傾向にも結びついていると考えられ、今後も計画的な取組やその活用を進める必要があります。

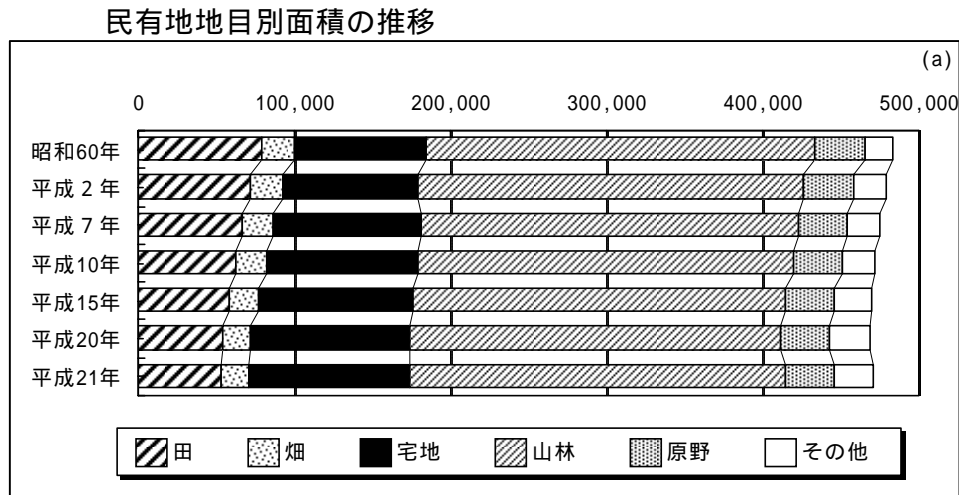
都市の基盤や環境整備に関わる 近年の主な変化動向



幹線道路沿道等で市街地が拡大

市内の民有地の地目別面積構成を見ると、農地の減少傾向、宅地の増加傾向が一貫して続いており、民有地総面積の減少は、公共用地の増加によるものと見られます。

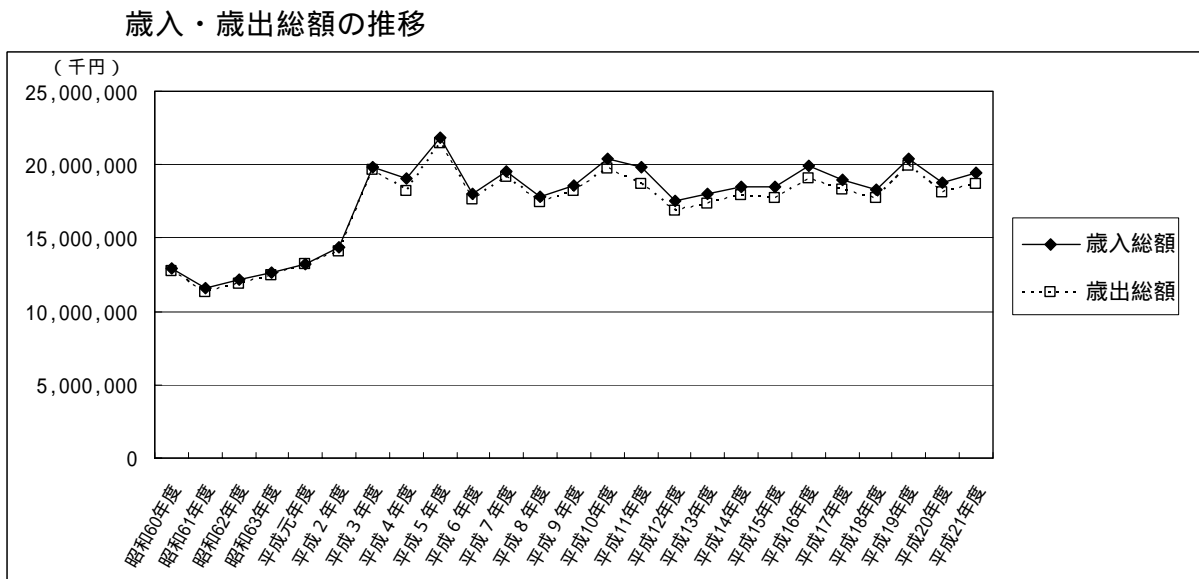
宅地や公共用地の増加は市街地の拡大進行の現れであり、これは世帯数の増加や産業活動の展開に連動しています。また、市街地の拡大は、幹線道路沿道への商業施設の立地や、その周辺での住宅の増加等の形で現れています。



規律ある運営が求められる財政動向

厳しい社会経済の動向を背景に、市財政もまた、これまで以上に計画的で適切な運営が求められる時代となっています。

市民ニーズが多様化するなかで、市民とともに課題に向き合い、知恵や工夫を最大限活かすことによって、安定的で規律ある行財政運営に取り組んでいく必要があります。



5 市民の意識

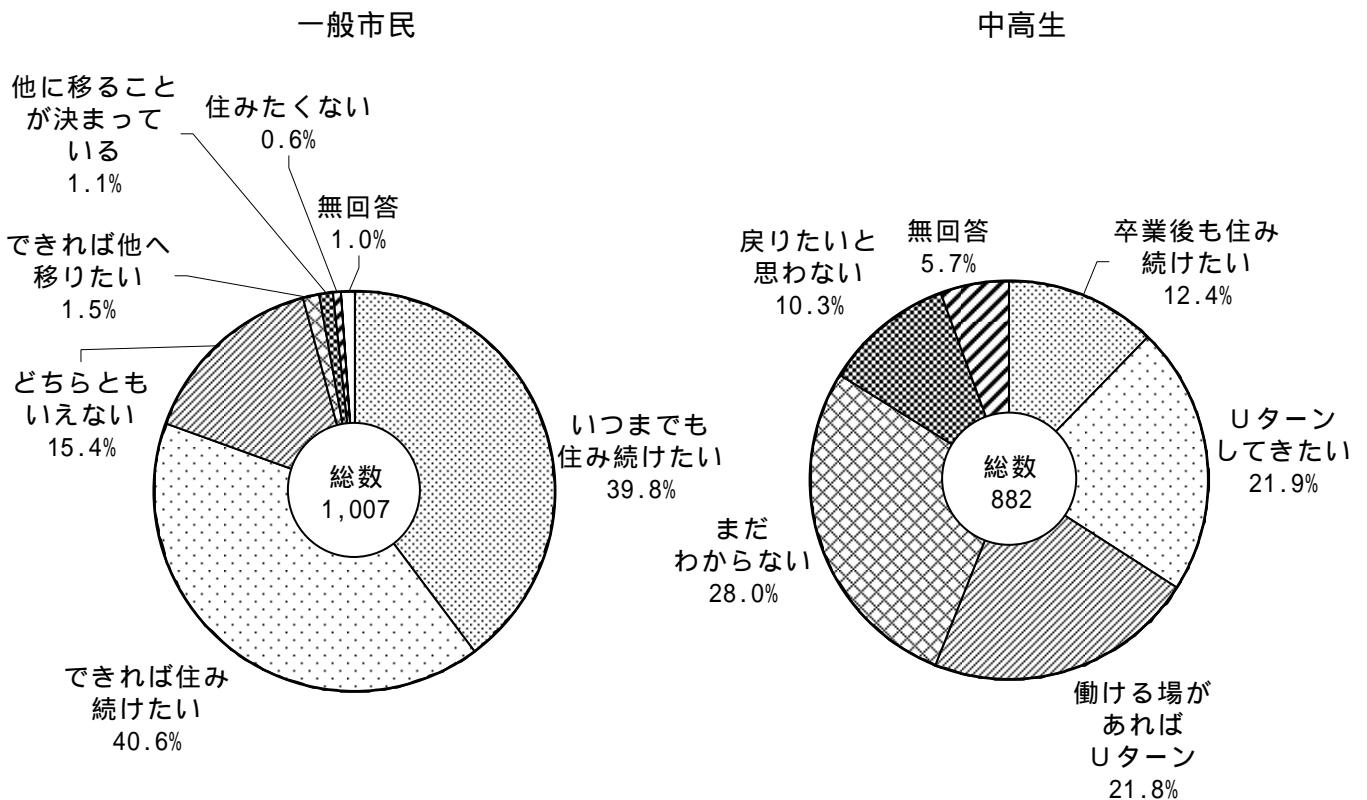
本計画の策定にあたり、市民の意識を把握するため、平成21年9月に「まちづくり市民アンケート」を実施しました。対象は、無作為抽出の一般市民（市内に居住する20歳以上の男女）2,000人及び市内の中学校・高等学校の各2年生全員（市外居住者を含む）です。

アンケート結果の有効回収数は、一般市民1,007票（回収率50.4%）、中高生882票で、主な項目は次のようになっています。

下松市への定住意向 『8割が定住を希望』

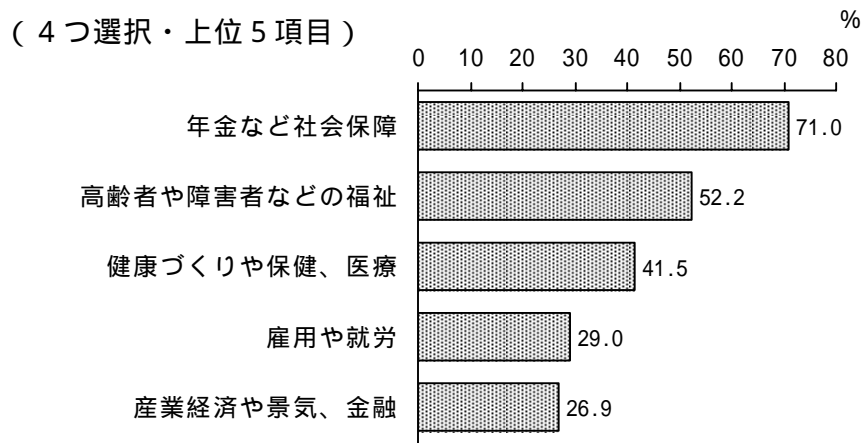
今後の定住の意向については、一般市民では「いつまでも住み続けたい」と「できれば住み続けたい」を合わせて、全体の8割程度が定住を希望しています。

中高生では、「Uターンしてきたい」と「働ける場があればUターン」がほぼ同率で並び、いったんは市を離れる可能性を考えつつも、いずれは戻りたいという回答が多くなっています。



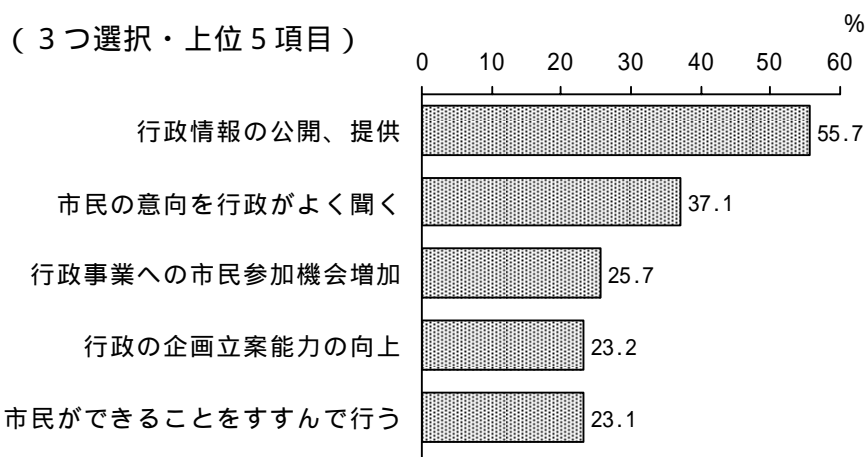
社会経済状況への関心事 『社会保障、福祉や保健に高い関心』

市民生活を取り巻く社会や経済の状況への関心についてたずねたところ、「年金など社会保障」が最も多い回答でした。以下、福祉・保健・医療など、社会保障全般に関わる分野に関心が高まっている様子が見えます。



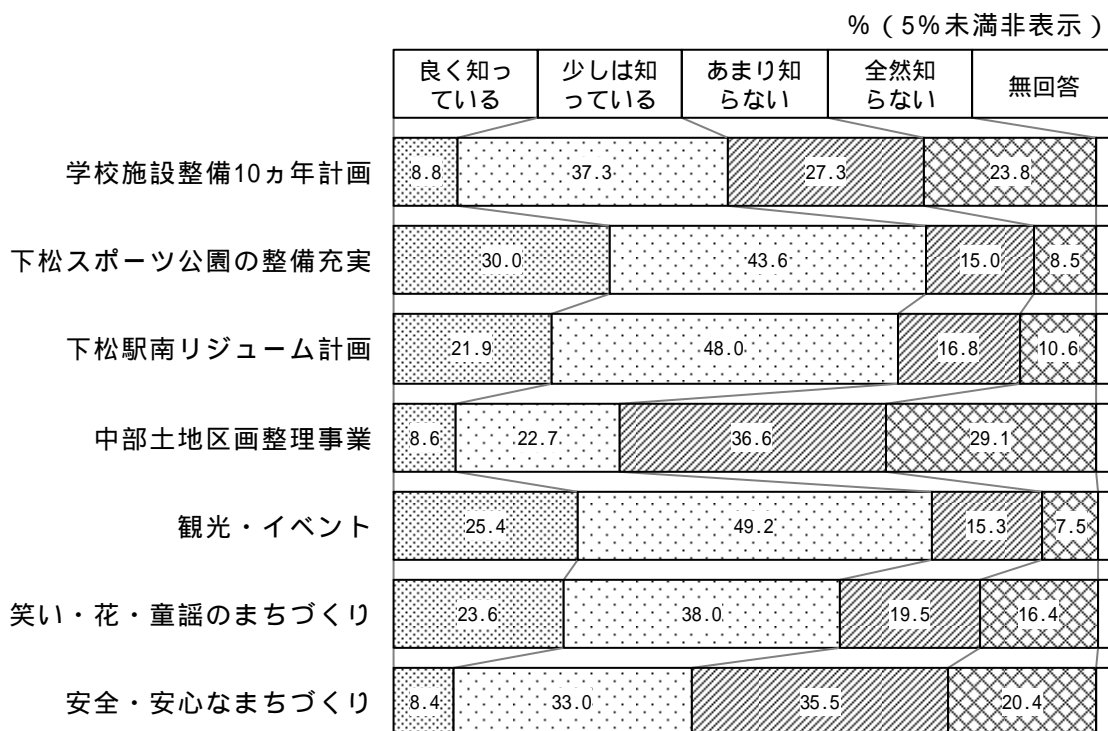
協働のしくみづくりに必要なこと 『情報提供や意思疎通が望まれる』

市民と行政が協力してまちづくりに取り組む「協働」を進めるにあたり必要なことについてたずねたところ、「行政情報の公開、提供」が最多でした。次いで「市民の意向を行政がよく聞く」となっており、情報提供や市民の声を聞く姿勢など、行政に対する要望が多く挙がる結果となっています。



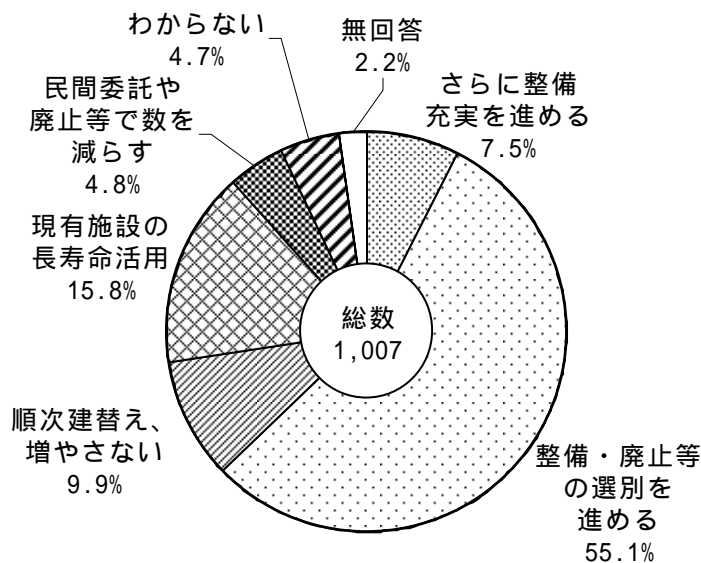
主要事業・プロジェクトの認知度 『レクリエーション関係に高い認知』

市がこれまで進めてきた主な事業、プロジェクトの認知度を聞いたところ、「下松スポーツ公園の整備充実」や「観光・イベント」などが高いという結果でした。反対に「中部土地区画整理事業」は比較的知られていない割合が多い結果となっています。



公共施設整備のあり方 『メリハリのある対応が望まれる』

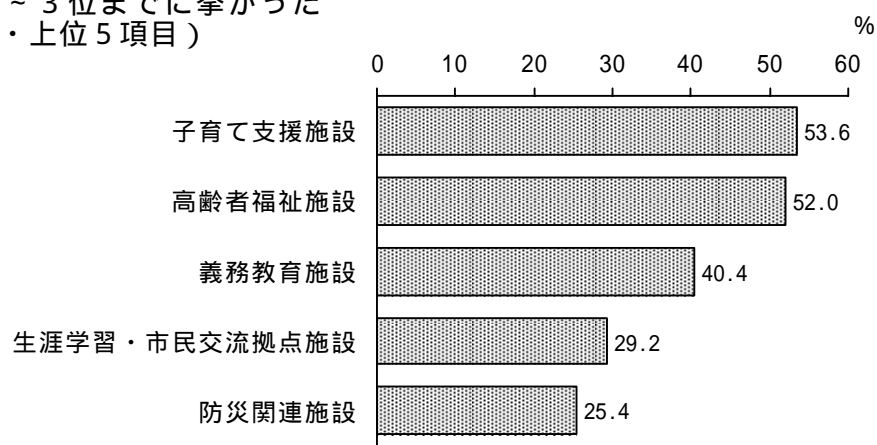
公共施設整備に関する考え方や方向性については、「整備・廃止等の選別を進める」が半数以上と、他に比べ非常に高い結果でした。次いで、「現有施設の長寿命活用」が挙がり、単なる整備充実ではなく、選別や既存施設の有効活用など、一定の検討や考えを持って公共施設整備を進めるべきとの考えが主流となっています。



今後、整備・充実が必要な施設 『子育てや高齢者向けに高いニーズ』

今後、整備・充実が必要な施設については、「子育て支援施設」と「高齢者福祉施設」がほぼ同率で上位を占める結果となりました。少子高齢化の進展に伴い市民の施設ニーズもそれらに関連するものに集中している傾向が見られます。

(第1～3位までに挙げたもの・上位5項目)

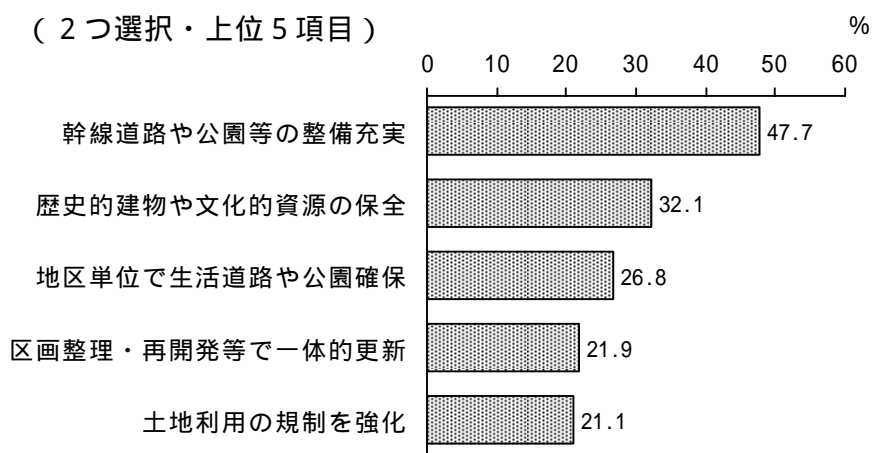


秩序ある市街地づくりの方策 『整備と保全、多様な観点意識される』

美しく調和のとれた街並みづくりや、秩序ある市街地づくりのために必要なことについては、「幹線道路や公園等の整備充実」が最も多く、次いで「歴史的建物や文化的資源の保全」、「地区単位で生活道路や公園確保」の順となっています。

都市の骨格となる基盤施設に対するニーズの高さとともに、歴史・文化に関わる要素についても尊重される様子がうかがえます。

(2つ選択・上位5項目)



6 下松市の主要課題

市の現状や先行き不透明で厳しい社会経済情勢のもとで、今後10年間を展望した計画を立案するにあたり、その前提となる市の基本的な課題について次のように認識します。

少子高齢化時代における地域社会のしくみづくり

少子高齢化が急速に進展し、財政上の制約も強まるなかで、高齢者や子ども、子育て家庭など、社会的な支援を必要とする市民が安心して暮らすことのできる環境づくりが必要です。

自助や互助、共助など、地域における支え合いのしくみを土台としながら、適切な公助が提供されていくことが必要です。「人情あふれる心の豊かさ」を大切に育てながら、各地区の実情に即した少子高齢化時代のコミュニティづくりが求められます。

市民協働によるまちづくり体制の構築

多様な行政ニーズに効果的に対応するためには、行政による行動ばかりでなく、市民の知恵や力をより活かした取組が求められます。市民の関心を高め、活動しやすい環境づくりに努めることによって、行政とともに進める協働の体制を、地域性に見合った形で充実していく必要があります。

また、そのために、市民と行政が情報を共有し、市民同士が協力し合うしくみやきっかけづくり、リーダーとなる人材の発掘や育成等を各地区で進めることが課題となります。

生活スタイルが多様化するなかで、自治会等、地域コミュニティ^{*}の基盤確保も重要であり、既存のしくみや新しい取組を織り交ぜつつ、行政主導ではなく市民本位のまちづくりに向けた模索を続けていくことが求められます。

心がより満たされるまちづくり

星ふるまち、笑い・花・童謡など、テーマ性を持ったまちづくりを進めてきたこれまでの取組を踏まえ、今後も地域文化や景観など、下松市らしさを感じることのできるまちづくりが求められます。

また、防災、交通安全など、安全面の確保も安心という心の豊かさに通じるものであり、今後もその充実が必要です。

* 地域コミュニティ：地域社会の現地住民が集団の構成要素であるコミュニティで、行政・地域を越えた連携と連絡を基盤としたその他のコミュニティと区別する。

バランスのとれた産業構造の形成促進

下松タウンセンター開業以来の多くの商業施設立地により、下松市は広域的求心力を向上させてきましたが、地域経済を取り巻く状況は決して楽観できず、今後も各産業のバランスがとれた発展とその連携強化が求められます。

技術蓄積を生かしたものづくり産業の新展開や、農商工連携の促進、観光の振興など、民間活力による各産業の振興とともに、連携・ネットワークによる足腰の強い産業構造の形成を図り、雇用力の増進による若年人口の確保にもつなげることが望まれます。

秩序ある市街地環境の形成への誘導

駅南地区の市街地再開発等による整備は一段落したものの、商業機能の多くは末武地区方面に移り、都市構造は大きく変容しています。末武・花岡地区等では急速な市街化による土地利用の混乱も見られ、市街地の無秩序な拡散の抑制など秩序ある都市環境形成への誘導が求められます。

また、都市運営効率の面からも、下松市の実情に見合った集約型都市構造の形成を推進するため、より一層魅力ある市街地形成の方法を見いだすことが課題です。

笠戸島・米川地区の活性化と定住条件づくり

市街地を包むように位置する笠戸島、米川地区は、地形上の制約や土地利用上の規制もあって都市型産業や施設の立地が進まず、人口流出による過疎化が著しくなっています。

農林漁業など地域の基幹産業とともに、観光や交流機能など、地域資源を生かしたにぎわい・活性化の方向を見いだすとともに、定住して生活できる条件づくり、そのための規制や誘導方策のあり方の検討が求められます。

財政制約下での各種公共施設の維持管理・更新の効率的推進

厳しい財政下、投資的経費はとりわけ計画的な展望に基づく執行が求められます。また、新規整備のみならず、既存の施設・設備等の活用・運営も大きな行政コストになる時代であり、維持管理や更新などについても計画的・効率的に対応するための総合的なマネジメント（ストックマネジメント*）の充実が必要となります。

公共施設全体を一元的にとらえる視点で、既存ストック（資産）の長寿命化や、真に必要な施設の計画的、体系的な維持・更新プログラムの確立、既存施設の機能の集約化や整理、さらには運営面での市民や民間の参画促進なども適切に進める必要があります。

また、公共施設に対する期待や需要も依然高いなかで、代用施設の有無や整備に向けた長期的な展望等、根幹となる自治体安定運営を前提とした整備プログラム等の展望を市民とともに共有していくことも必要です。

* スtockマネジメント：既存の建築物（ストック）を有効に活用し、長寿命化を図る体系的な手法。

参考 地区の区分

地区の区分は、都市形成の歴史的経緯、小中学校区等のコミュニティの広がり、地形等の自然条件、市街地の形成状況やその同質性、市の行政上の区分等を考慮し、主に市の統計上の地区の区分に従い以下のように設定しています。

地区名	地区の範囲
下松地区	概ね下松・豊井小学校区（公集小学校区の一部*1を含む）
末武地区	概ね公集・中村小学校区（公集小学校区の一部*1及び中村小学校区の一部*2を除く）
花岡地区	概ね花岡小学校区（中村小学校区の一部*2を含む）
久保地区	久保・東陽小学校区
笠戸島地区	笠戸・江の浦・深浦小学校区
米川地区	米川小学校区

*1 概ね尾尻、天王台、楠木町、中央町の範囲

*2 概ね東河原、西河原東、西河原西、和田、下和田、山手町の範囲

地区区分図



第 2 部 基本構想

第 1 章 基本理念	2 1
第 2 章 目指す方向	2 2
第 3 章 分野別構想	2 8

第1章 基本理念

自然や地勢などの環境特性、市民意識、これまでの歴史や取組など、下松市が持つさまざまな条件、状況を踏まえ、また、厳しさを増す社会経済情勢のもとで、課題を解決しつつ、まちづくりを推進していかねばなりません。

そこで、下松市に関わるあらゆる人や組織が立場を超えて共通に持ち続けるべき基本的な姿勢を、基本理念として次のように掲げます。

自主・自立 …………… 自発性や自立性の追求

地方分権の確立を目指して、地域が自らそのあり方を決め、それに向けて自発的、主体的に行動し、自立的かつ責任を持ってまちを運営していきます。そうした自立（律）性の発揮により、国や県による一律の発想でない独自性を育み、下松市の個性づくりにつなげていきます。

自助・共助・公助 …………… 市民力を育む協働の追求

まちづくりの担い手は本来、市民自身であり、地方分権は市民の自治力を高めることでもあります。

自助・共助という市民の支え合い、つながりの力を基本として、公助でそれを補いつつ、市民と行政が役割と責任を分担し合い補い合って行動する協働の体制をつくり、まちを良くする活動、市民の幸せをつくる活動を着実に積み重ねていきます。

選択と集中 …………… 未来への持続可能性の追求

経済や財政、人口、環境などあらゆる面で地域を取り巻く状況は大きく変化し、まちの運営の条件は厳しさを増しています。少子高齢化の進展とともに、まちも成長から成熟へ、新たな時代に対応できる下松市の運営サイクルの構築が必要です。

選択と集中など、限られた資源・財源を有効活用し、効果や必要性、優先度などを十分見極めつつ、長期的に持続可能なバランスよいまちのあり方を追求します。

ハードからソフト …………… 人情あふれる心の豊かさの追求

施設や設備などの「もの」中心の公共サービスの時代は終わり、ものの効果的な使い方や利用者・消費者の視点に立ったまちづくりなど「こころ」を重視した取組がこれまで以上に求められます。

「星ふるまち」や「笑い・花・童謡」など、さまざまなテーマ性を持って進めてきた下松市の歴史を踏まえ、心豊かに住み続けることのできるふるさととして、絆を強め、知恵や創造力を発揮し、さまざまな夢を持てるまちづくりに挑戦していきます。

第2章 目指す方向

基本理念を踏まえ、下松市としてのまちづくりのあり方における目指す方向について、次ページ以降のように掲げます。

なお、目指す方向については、「将来都市像と推進テーマ」「将来人口」「将来都市構造」の3要素から構成します。

「目指す方向」を構成する3要素

	項 目	内 容
1	将来都市像と 推 進 テ ー マ	まちづくりを進める上での狙いや思いを分かち合い、広く進めていくために設定しています。 10年後の目指すべき姿である「将来都市像」とそれに向けた取組の指針となる「推進テーマ」により構成します。
2	将 来 人 口	将来的な人口の動向について、目標年度における人口及び世帯数の目安を示します。
3	将来都市構造	道路や市街地など都市としての構造的なあり方、望ましい都市の発展方向などを示します。

1 将来都市像と推進テーマ

基本理念のもとでまちづくりの行動を実際に進めていく上で、目指していくべき将来都市像と、その過程を照らす道標としての推進テーマをそれぞれ次のように掲げます。

将来都市像 ～ 目指すべき下松市のすがた

都市と自然のバランスのとれた
住みよさ日本一の星ふるまち

推進テーマ ～ 将来都市像の実現に向けた取組の基本指針

活気ある「まち」と安らげる「さと」の調和

古くは自然豊かな農漁村であった下松市は、海岸部の工業開発、下松タウンセンターに代表される商業・文化のまちづくり、ふくしの里の形成など安心できる暮らしの支援等、さまざまな取組により発展を続けてきた結果、住みよさが高く評価されるようになってきました。

一方、地域を取り巻く状況には大きな変化も生じており、今後さらに厳しさを増す社会経済環境のもとで、市民をはじめ、民間事業者や自治体などが力を合わせ、課題の克服や新たな地域創造に取り組む必要性も高まっています。

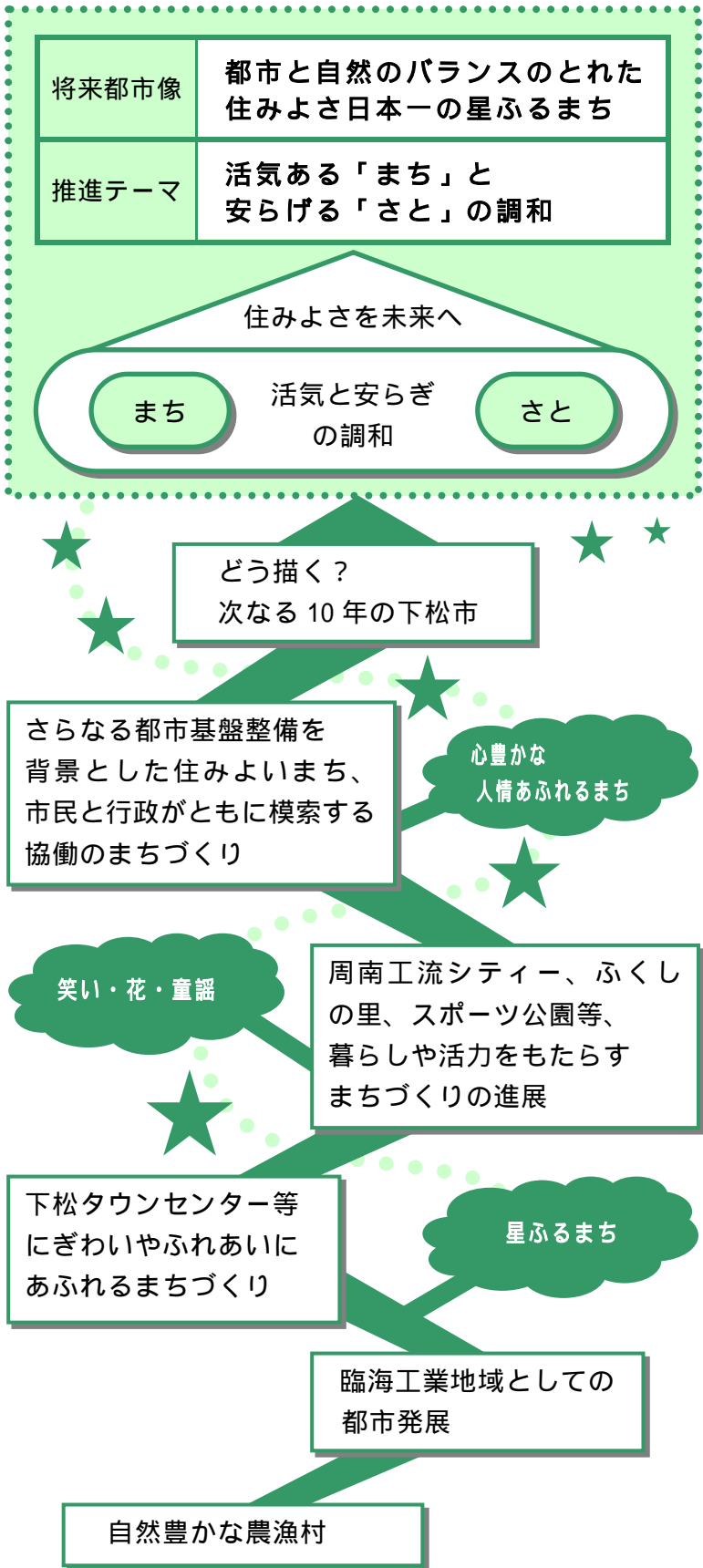
こうしたなかで、下松市は、都市と自然という両面の特性をバランス良く活かし、長く育んできた住みよさをさらに高め、誇りとしながら、「星ふるまち」に象徴されるような、個性を発揮し輝き続ける姿を長期的に目指すことを将来都市像として掲げます。

この将来都市像を目指す過程においては、「まち」が持つ活気やたくましさ、「さと」が持つ安らぎや優しさを常に共存、両立させ、その調和を下松市の個性として育てることを推進テーマとして念頭に置きながら、まちづくりのさまざまな取組を進めていきます。

(参考イメージ)

目指す方向

総合計画のあゆみ
本計画 (平成 23-32 年度)
前回 (平成 13-22 年度) <基本理念> ・市民が主役のまちづくり - 参加と連携 ・心の通う「地域経営」 ・自己決定・自己責任 ・環境への責任、未来に引き継ぐ責任 <テーマ> 星ふるまちの新しい輝きづくり - より美しく、優しく、 たくましく、心豊かに - <後期基本計画の推進テーマ> 「心豊かな人情あふれるまち」 を目指して
前々回 (昭和 63-平成 12 年度) <テーマ> 新しい産業と美しい自然 出会い・ふれあいのまち下松



2 将来人口

下松市の人口は、わが国全体の人口が減少に転じた近年においても、なお増加の傾向で推移しており、これは、市街地の拡大や住宅供給等により、暮らしの場としての内外からの評価が高まった結果と見ることもできます。

しかしながら、少子高齢化等の全国的な人口動向を背景に、宅地供給のペースにも限りがあることなどから、一定程度での人口規模の落ち着きが予想され、それに伴う成熟したまちづくりが必要であると考えられます。

こうしたことから、下松市の目標年度における人口及び世帯数の想定規模として、次のような目安を置き、まちづくりを進めます。

将来人口・世帯数

項目	想定規模
	目標年度：平成 32（2020）年度
人口	55,000 人
世帯数	25,000 世帯

（国勢調査基準）

【参考：登録人口と国勢調査人口】

人口には、登録（住民基本台帳登録＋外国人登録）によるものと5年ごとの国勢調査によるものがあり、把握方法が異なることから両者は必ずしも一致しておらず、登録人口の方が多くなっています。

上記の数値は、国勢調査による人口及び世帯数を基準に将来値を推計した上で想定したものです。

（単位：人、世帯）

項目	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)
登録人口 (各年12月31日現在)	54,992	55,009	55,217	56,215
国勢調査人口 (各年10月1日現在)	53,471	53,101	53,509	55,020
国勢調査世帯数 (各年10月1日現在)	19,132	20,101	21,127	22,650

（注）平成22年国勢調査は速報値

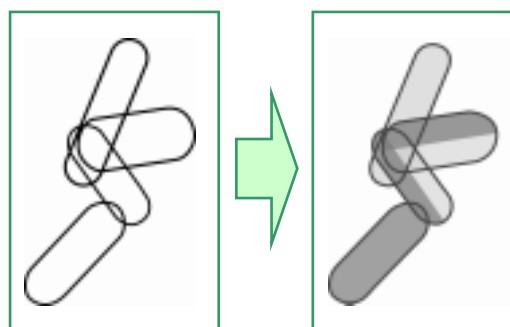
3 将来都市構造

都市計画分野における将来ビジョンである「下松市都市計画マスタープラン」では、都市としての下松市の構造を次のようにとらえ、まちづくりを進めていきます。

都市の活動軸

さまざまな都市機能が連なり、これを中心に都市が発展していくという方向軸の考え方として、「都市の活動軸」を次のように設定します。活動軸とは、人や物の動き、連携・交流などの大きな方向として表現したものです。その構造形態が下図のように「K + S」の文字の合成のように見えることから、「KS構造」と呼び、「下松市都市計画マスタープラン」のサブタイトルを『KSプラン』（くだまつスタープラン）とします。

都市の活動軸	テーマ
臨海軸	[燃える情熱]
山陽道軸	[確かな陽光]
末武川軸	[わき上がる力]
笠戸軸	[映える緑]



都市の場

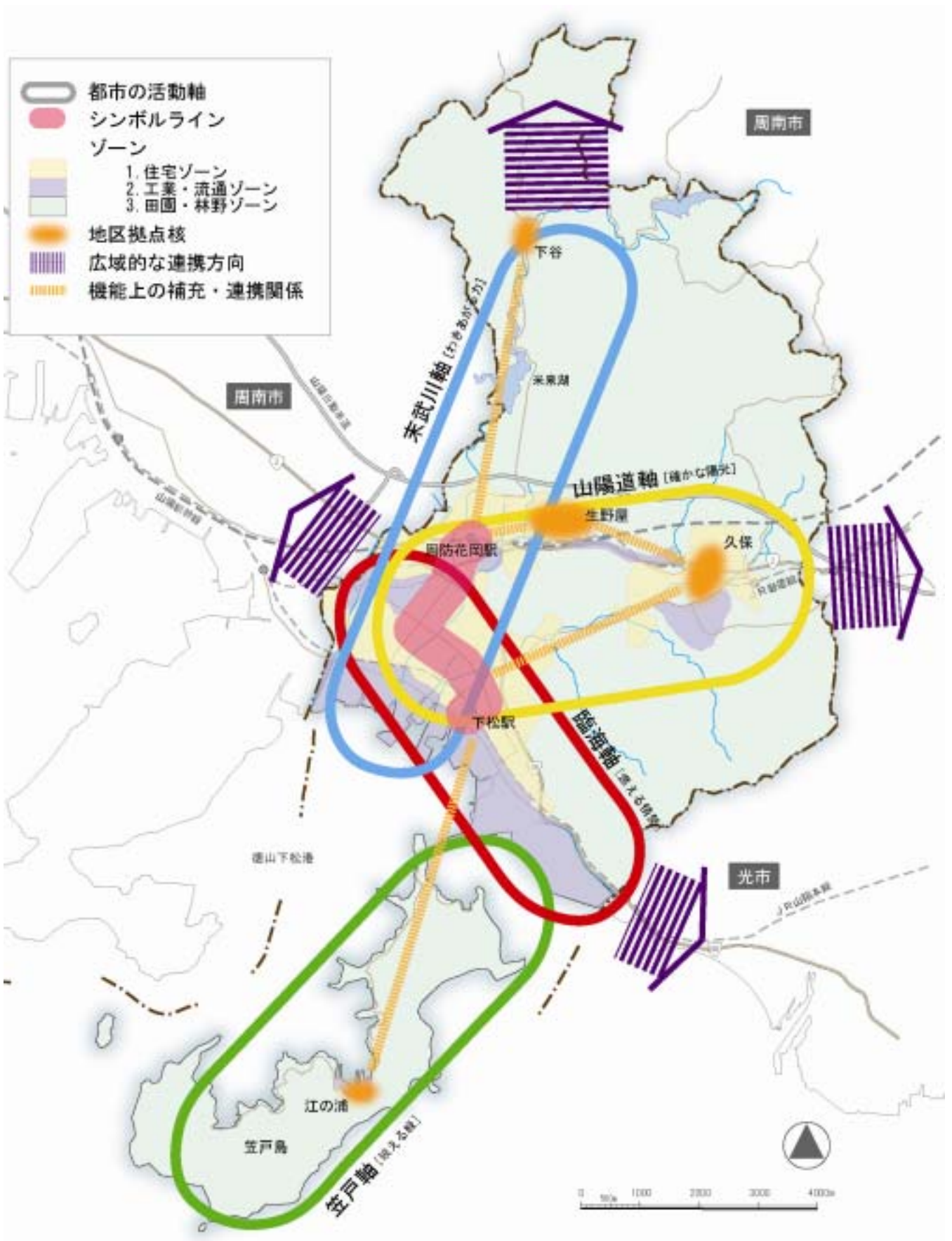
4つの「都市の活動軸」のなかで、主に市街地における生活や各種の社会経済活動が展開される舞台となる「都市の場」として、次の3種を位置づけます。

都市の場		該当地
シンボルライン		J R 下松駅周辺と周防花岡駅周辺を結び、市街地を象徴し、全市的な都市活動の共通のより所となるライン
ゾーン	住宅ゾーン	主に居住用の住宅やそれに関連する用途に限った建物や施設の立地に供するゾーン
	工業・流通ゾーン	都市の経済的基盤となる工業生産活動や、流通拠点機能等の展開を中心とするゾーン
	田園・林野ゾーン	市街地を包むように位置する、農地や里山と共生するゾーン
地区拠点核		生野屋 / 久保 / 江の浦 / 下谷

これら「都市の活動軸」や「都市の場」は、下松市の将来都市構造においてまちづくりの骨格となり、土地利用や各種都市機能配置の前提ともなるものです。

これらを将来都市構造図として次に示します。

将来都市構造図



第3章 分野別構想

基本理念に基づき、目指す方向に向かってまちづくりを進めるために、多くの分野にわたるまちづくりを「健康福祉」「生活環境」「都市建設」「産業経済」「教育文化」「地域経営」の6つの分野としてとらえ、分野別構想として体系的に取り組んでいきます。

また、下松市が目指す将来都市像を実現するため、推進テーマと連結する形で、6つの分野に基本目標を定め、推進テーマで掲げる「まち」と「さと」の調和について、それぞれの分野においても取り組みます。

さらに、分野ごとに3つの政策を定め、分野及び政策の考え方を示しています。

分野と基本目標

	分 野	基本目標
1	【健康福祉】 市民の笑顔の一番の源である、健康や福祉面の支援環境に関する分野	元気あふれる「まち」と人に優しい「さと」づくり
2	【生活環境】 交通や災害など、さまざまな危険から市民を守り、心地よい暮らしの場づくりを行う分野	安全安心な「まち」と環境に優しい「さと」づくり
3	【都市建設】 さらなる快適な都市環境づくりに向けた計画展望や整備、保全等を行う分野	便利で快適な「まち」とみどり豊かな「さと」づくり
4	【産業経済】 活力やにぎわいを地域にもたらし、産業振興や経済面に関する分野	活力のある「まち」と恵み豊かな「さと」づくり
5	【教育文化】 こころ豊かに暮らすための、学びや生きがい、ふるさとらしさなどに関する分野	育ち育てる「まち」と誇りのある「さと」づくり
6	【地域経営】 効果的で力強いふるさとづくりを進めるための連携・協働や、行財政運営に関する分野	健全運営の「まち」とみんなで創る「さと」づくり

政策体系図

基本理念

将来都市像

推進テーマ

「自主・自立」「自助・共助・公助」「選択と集中」「ハードからソフト」

都市と自然のバランスのとれた住みよさ日本一の星ふるまち

活気ある「まち」と安らげる「さと」の調和

【分野】 基本目標

政策

1 【健康福祉】

元気あふれる「まち」と
人に優しい「さと」づくり

- 1 保健・医療の充実
- 2 多様な福祉の充実
- 3 子育て環境の充実

2 【生活環境】

安全安心な「まち」と
環境に優しい「さと」づくり

- 1 環境保全の推進
- 2 環境衛生の推進
- 3 安全安心の確保

3 【都市建設】

便利で快適な「まち」と
みどり豊かな「さと」づくり

- 1 計画的な土地利用
- 2 都市基盤の整備
- 3 居住環境の充実

4 【産業経済】

活力のある「まち」と
恵み豊かな「さと」づくり

- 1 農林水産業の振興
- 2 商工業の振興
- 3 観光の振興

5 【教育文化】

育ち育てる「まち」と
誇りのある「さと」づくり

- 1 学校教育の充実
- 2 社会教育の推進
- 3 文化・スポーツの振興

6 【地域経営】

健全運営の「まち」と
みんなで創る「さと」づくり

- 1 協働社会の形成
- 2 人権尊重の推進
- 3 健全な行財政運営

1 【健康福祉】

元気あふれる「まち」と人に優しい「さと」づくり

暮らしの場としての多様な市民ニーズがあるなかで、市民の心身を通じた健やかな生活を支援することは、まちづくりの根幹を成すものであり、活力の源になるものです。

また、生活スタイルの多様化等により、人と人、人と地域といった結びつきが希薄になりがちな社会環境のもとで、思いやり、支え合う自助・共助・公助の精神の共有、保健・福祉・医療の連携、さらには、保育・幼児教育の連携強化も含めた子育て支援環境の充実により、市民がいつまでもふるさとで健やかに安心して暮らすことのできるまちづくりを進めていきます。

保健・医療の充実

市民の健康に関する意識を啓発し、健康づくりに向けた情報提供等の支援を行います。また、健康相談や健（検）診など、定期的な健康チェック機会の活用を促進するとともに、母子、学校、成人・老人、メンタルヘルスなど、ライフステージや市民一人ひとりの状況を踏まえた保健活動を充実します。

さらに、「ふくしの里」等の市内医療機関ネットワークの充実、市外医療機関も含めた広域・高度医療ネットワークの充実などに加え、国民健康保険制度の適切な運営も含め、医療体制の確保・充実を進めます。

多様な福祉の充実

福祉ニーズが多様化するなかで、高齢者や障害者、低所得者などの支援を必要とする市民に対し、ともに支え合い、いきいきと暮らすことのできる福祉環境づくりについて、自助・共助・公助の連携関係のあり方を見定めながら取り組んでいきます。

「ふくしの里」や、高齢者、障害者等の各関連福祉施設を拠点とした福祉事業の推進や年金など社会保障制度の運営とともに、社会福祉協議会や福祉事業者、地域に根ざす市民組織などによるさまざまな福祉活動を促進し、地域の福祉力を高めていきます。

子育て環境の充実

次の世代を担う子どもを健全に産み育てられるよう、地域ぐるみで子育て支援環境を充実させていきます。保育と幼児教育の連携を強めながら、そのサービスや教育の内容を総体的に向上させるしくみを民間との協働で築いていきます。

2 【生活環境】

安全安心な「まち」と環境に優しい「さと」づくり

自然や生活環境を守り、環境にできるだけ負荷のかからない方向での地球に優しいまちづくりを市民とともに考え、進めていきます。一方で、快適で便利な生活から発生するごみや下水などの適切な収集処理や、その発生量を減らしたり循環利用するしくみをより確かなものにしていきます。

また、消防・防災・防犯・交通安全などの対策は、施設や設備の整備等だけでなく、日常における安全・安心感を向上させるための環境を育むための意識や行動を高めながら、協働で進めていくことを目指します。

環境保全の推進

将来世代への持続可能性を強める観点から、身近な生活環境から豊かな自然等の地域環境全体まで、その保全を進めるため環境阻害要因へ適切に対応します。

また、地球温暖化対策をはじめ、地域環境をテーマとした活動を促進するなど、市民の関心を高めつつ理解と協力を得ながら、美しいふるさとを守る活動として取り組んでいきます。

環境衛生の推進

衛生的な生活環境の確保のため、効果的・効率的なごみ・し尿の収集・処理のしくみづくりを総合的な観点で進めていきます。

また、下水道は、身近な衛生面から地域環境まで、快適なまちづくりのさまざまな面に関わるものであり、今後も都市の発展に対応した計画的な整備を進めるとともに、下排水処理全体として適切な管理を行いながら、地域環境への負荷軽減、清潔で美しいふるさとづくりを進めていきます。

安全安心の確保

市民生活の安全性や安心感を高めていくため、消防、防災、防犯、交通安全、消費生活といった視点による環境形成の充実を図ります。

都市化の進展を踏まえ、安全性を脅かす要素の適切な把握に努めるとともに、それらに対応するために施設・設備等ばかりでなく、市民同士のあたたかい見守り合いや、連携、協力のしくみづくりを進め、役割を分担しつつ安全なまちづくりへとつなげていきます。

3 【都市建設】

便利で快適な「まち」と みどり豊かな「さと」づくり

豊かな自然に包まれながら、都市としての発展を続けてきた下松市は、これからも、自然や田園などの古くから持ち得てきた環境と、暮らしやふれあいの場としての街並みが調和しながらあり続けようとしています。

そのなかで、こうした調和がいつの時代も秩序あるものとして保たれるよう、今後も将来を見通した都市計画等に基づく適切な土地利用や都市施設の整備・改善を図るとともに、時代背景や利用需要等を踏まえた整備や維持管理などを進めます。同時に、みどり豊かなうるおいある快適な都市環境づくりを、市民との協働により進めていきます。

計画的な土地利用

地域環境としての特性やこれまでの歴史的経緯等も踏まえ、下松市らしさのある都市と自然の調和、人口動向等を踏まえた都市化需要など、総合的・長期的な観点からの都市計画の運用・管理を行います。

「下松市都市計画マスタープラン」に基づき、各都市基盤施設などが計画的に秩序を持って配置・整備されるよう、体系的な土地利用、市街地整備を進めます。笠戸島や米川地域についても、暮らしやすさを重視した適切な規制・誘導策を講じていきます。

都市基盤の整備

快適・便利な都市生活の基盤となる道路・交通網や港湾・上水道などの施設について、都市計画等の方向性や地域のニーズを踏まえ、広域的な動向にも配慮した計画的な整備を行います。

また、都市整備の進展に伴い、維持・管理についても計画的に長期的な展望を持って取り組んでいく必要があり、市民の財産である都市の環境を大切に末永く使っていくための体系的な管理・運営を進めます。既に計画されているものについても、時代背景の変化等も踏まえつつ、より効果的な整備・配置のあり方を柔軟に検討します。

居住環境の充実

都市の居住性を高める上で重要なみどりや水辺、海山にわたる自然など、うるおいある環境づくりを、市民や民間事業者、行政が役割を分担しながら進めていきます。

都市の景観形成についても、共通理解を深めながら、良質な環境づくりの重要な手だてとして追求していきます。居住の場である住宅については、公営住宅の適切な管理や更新を進めます。

4 【産業経済】

活力のある「まち」と恵み豊かな「さと」づくり

世界的な不況の波は、地域経済を取り巻く動向にも大きな影響を与えており、企業活動や雇用情勢など、さまざまな面で厳しい状況が続いています。一方で、こうした時代潮流を乗り越えるための知恵や工夫がこれまで以上に求められているとも言え、各産業が持つ潜在的な活力や魅力をより活かし、さまざまな連携を模索・実践することなどにより、付加価値の追求や新たな需要開拓などにつなげていく必要があります。

農林水産業を出発点に、臨海型の大規模工業のまち、そして、商業・サービス業によるにぎわいのまちへと、わが国の経済発展と歩を合わせるようにさまざまな産業活力を持ち得てきた下松市においては、今後も各産業の振興を図りつつ、相互が連携し、地域性を活かした付加価値・ブランドの戦略性を高め、地域産業としての総合力向上を目指します。

農林水産業の振興

農林水産業は、古くから地域に根ざし環境と共生した産業であり、今後もその振興に取り組みます。作物等の一次産品だけでなく、その加工・流通・販売といった商工業等の地域産業との連携を強める「6次産業化^{*}」や、地域ブランド形成についても積極的に働きかけていきます。

また、農林水産業が持つ環境や人へのやさしさを活かし、農業公園や栽培漁業センター等を拠点として、福祉や生涯学習、観光など多様な面での活用を図り、親しみある地域産業としての振興に取り組みます。

商工業の振興

大小の工場によるものづくり活動や市街地の商業施設群などは、いずれも大きな経済活力を生み出す力となる下松市固有の地域資源であり、これらの産業資源や拠点性を今後もさらに活かしていきます。

また、中小商工業者等も巻き込んだ企業間の連携、第1次産業も含めた産業間の連携やネットワークの強化により、地域産業としての総合力が発揮できるよう、多様な観点から支援、振興を図ります。

さらに、規模のメリットだけでなく、成熟した時代にふさわしい魅力づくり、身の丈からの新たな模索や挑戦なども積極的に支援していきます。

観光の振興

瀬戸内海国立公園の一角を形成する風光明媚な笠戸島をはじめ、市内には多くの人々の心をいやし、楽しめる場としての観光資源があります。

これらを積極的に活用し、地域の経済活性化にもつなげられるよう、観光施設の維持管理や魅力拠点の環境整備などのほか、さまざまな観光産業の振興を模索していきます。

* 6次産業化：1次（生産）2次（加工）3次（販売・観光・飲食等）産業を、一体的に発展させるという取組。（1次×2次×3次＝6次）

5 【教育文化】

育ち育てる「まち」と誇りのある「さと」づくり

まちの主役である市民一人ひとりが、いきいきと学ぶことのできる環境づくりは、日々の暮らしを楽しみ、心の豊かさを実感するための基礎となり、ひいては地域の活性化やふるさとの担い手づくり、誇りづくりにもつながる大切な役割を持つものです。

学校教育の充実と同時に、生涯学習の考え方にに基づき、子どもから大人まで、多様な生活スタイルやステージに応じた豊かで広がりあるさまざまな学習・教育機会を充実させるとともに、学んだことを活かす、学びの輪を広げるしくみづくりを進めます。また、健康にもつながるスポーツ機会の充実支援や、地域文化の継承や創造、各種の交流機会の充実などもあわせて進めていきます。

学校教育の充実

生涯学習の一部であるとともに、ふるさとの次代を担う人づくりの中核でもある学校教育の充実を図ります。新学習指導要領等に沿った適切な学習計画を推進するとともに、人口動向等を踏まえた適切な学校配置、施設運営等を行います。

また、ふるさと学習や環境、福祉など、地域性も踏まえた教育活動を展開します。

社会教育の推進

青少年から高齢者まで、市民誰もが自らの意欲や関心に応じ、進んで学ぶことのできる生涯学習の環境充実、市民の視点に立った活性化策の展開を進めます。

学びの機会・場所などをわかりやすく知らせるとともに、関連施設の維持充実を進めます。特に、生涯学習の中心拠点となる施設の再整備とともに、市民との協働による運営上の工夫、学習プログラムの工夫など機能面の充実を図り、ハード・ソフトの両面から活用していきます。

文化・スポーツの振興

さまざまな地域資源、歴史など、下松市らしさを伝える多様な文化の振興を図るとともに、健康づくり機運が高まるなかでの保健分野との連携や国体開催を契機としたスポーツ機会の充実、プログラムづくりなどを通じて、心身ともに健やかで豊かな暮らしづくりに取り組んでいきます。

また、それらも媒介にした広域的な交流、あらゆる分野を通じた市民相互の交流・ふれあいの充実を進めます。

6 【地域経営】

健全運営の「まち」と みんなで創る「さと」づくり

地方分権の進展など地方自治体を取り巻くさまざまな潮流のなかで、今後も持続的に安定した地域運営を図るための「まちづくりの進め方」の再構築と、それによる実践力がこれまで以上に問われる時代となっています。

行財政改革の継続による財政面の健全性の維持、効率的な施策運営とともに、人権の尊重を前提として、市民と行政が知恵や工夫を出し合いながら進める新たな自治の姿である「協働」の体制を築き上げながら、主体的・自立的に持続可能なまちづくりに取り組んでいきます。

協働社会の形成

形だけでなく、市民力が十分に発揮された協働社会をつくるため、第一の条件として重要な情報の公開や共有化を図り、広報・広聴機能の充実も含めた開かれた協働環境づくりを進めます。また、多様な協働の形があるなかで、個々の取組が結びつき、連携し合うことによってさらに大きな力となるよう、連携や発展の機会づくりも促進します。

このほか、市民自治の基本である自治会組織をはじめコミュニティとしての力をさらに発揮できるしくみづくりなどにより、市民が発意しそれが生かされ、市民の知恵や行動力の発揮による行動と行政による支援の双方の役割分担の明確化により、下松市としての協働まちづくりの姿を築いていきます。

人権尊重の推進

健全で公平公正な地域社会の基礎をなすものとして、人の心を大切に、人権が尊重され、男女が共同で参画する社会、誰もがいきいきと暮らせる共生社会の「心」を育てていきます。

健全な行財政運営

地方自治体としての持続的な運営の基盤として、時代背景の変化等を踏まえたさらなる行財政改革の推進、及び短・中・長期を見据えた安定的な財政運営について、より厳しい目を持って取り組んでいきます。

公平・公正な税負担や使用料・手数料等の適正化など自主財源の確保に努め、市有財産の利活用など資産改革を推進します。

また、公共施設や都市基盤施設などの地域資産の計画的かつ適切な維持管理及び長寿命化を図り、新たな施設整備などの大規模投資については、長期的観点からの戦略を持って執行していきます。

さらに、市民、公共ともにこれまで以上にソフト面の取組が期待されるなかで、行政運営においても、人づくり、組織体制面など、常に時代に適合した柔軟で効果的な見直し、改善を行っていきます。

第3部 前期基本計画

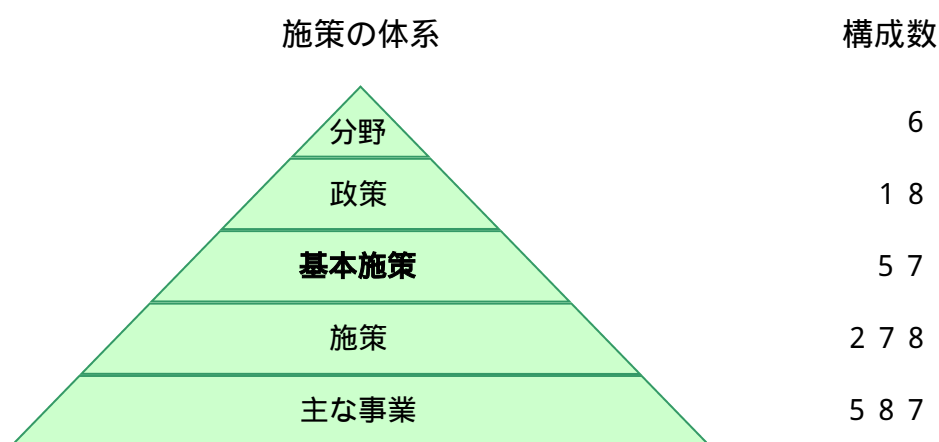
序章	前期基本計画について	39
第1章	健康福祉	43
第2章	生活環境	65
第3章	都市建設	89
第4章	産業経済	113
第5章	教育文化	131
第6章	地域経営	149
第7章	まちづくり重点プラン	169

序 章 前期基本計画について

1 計画の構成

前期基本計画は、基本構想の定める方針に基づき、総合計画の計画期間の前期5年間（平成23年度から平成27年度）に取り組む主な施策とその展開方法等を「基本施策」ごとに取りまとめています。

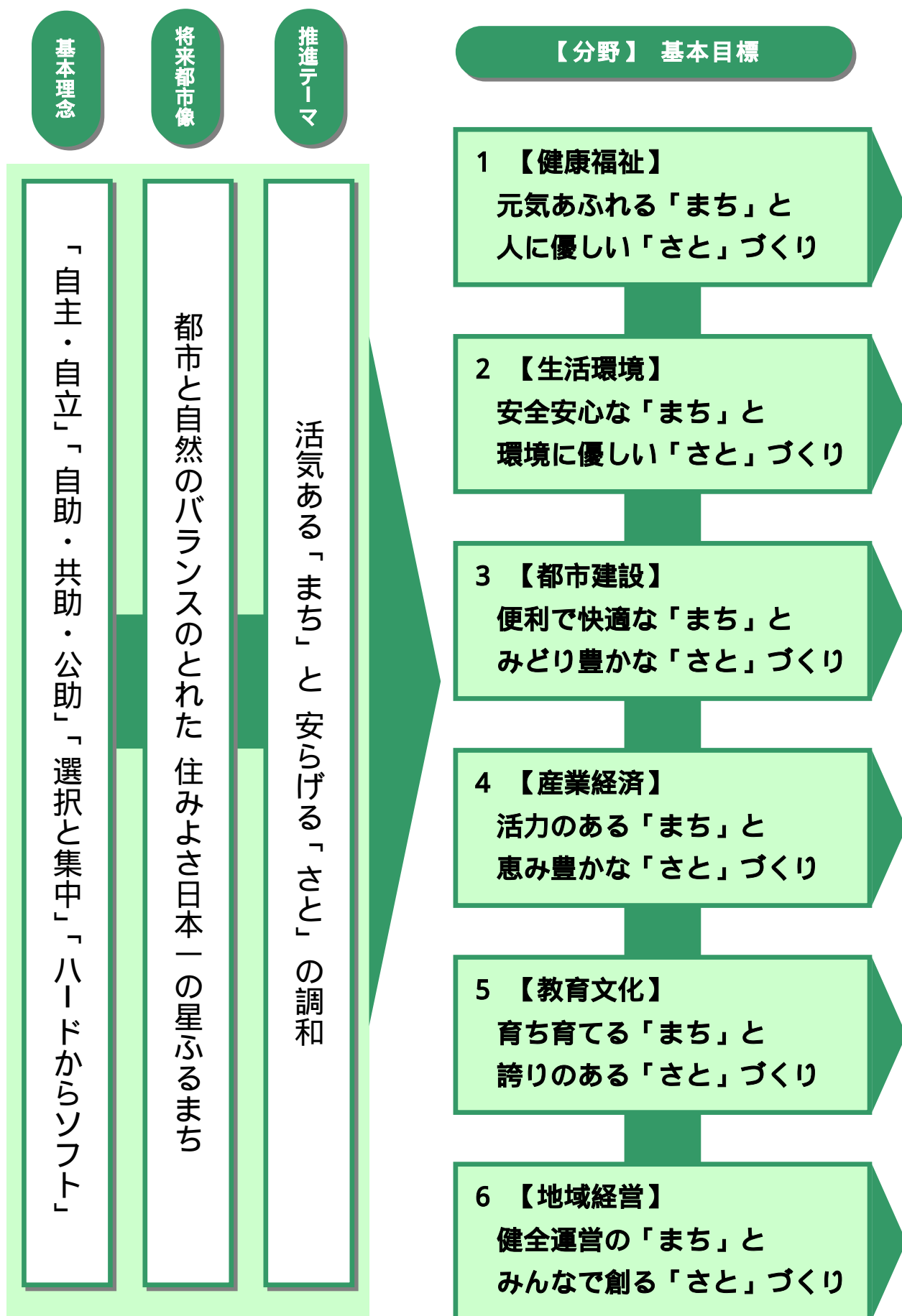
1つの「基本施策」は、2～7個の「施策」を展開し、1つの「施策」は、1～6個の「主な事業」を挙げています。施策の体系と各階層の構成数は、下図のとおりです。



それぞれの基本施策の内容については、次のような構成になっています。

項 目	説 明
基本方針	基本施策が目指す基本的な方針や目標を示しています。
現況と課題	基本施策に取り組むにあたって、各分野・政策の現況や近年の大きな動向とそれを踏まえた解決すべき課題を示しています。
目標指標	基本施策の達成状況をできるだけわかりやすく示すため、客観的な指標と数値を用いて達成目標を示しています。 目標指標を一つの目標として、達成状況の進捗を管理しながら各施策を展開していきます。
施策の展開	現況と課題を踏まえ、基本施策の基本方針を実現するため、今後、下松市が取り組むべき施策を示しています。 また、施策に係る主な事業を挙げています。
関連計画	基本施策に関わる市の計画と計画期間を挙げています。

2 施策体系図



政 策

1

- 1 保健・医療の充実
- 2 多様な福祉の充実
- 3 子育て環境の充実

2

- 1 環境保全の推進
- 2 環境衛生の推進
- 3 安全安心の確保

3

- 1 計画的な土地利用
- 2 都市基盤の整備
- 3 居住環境の充実

4

- 1 農林水産業の振興
- 2 商工業の振興
- 3 観光の振興

5

- 1 学校教育の充実
- 2 社会教育の推進
- 3 文化・スポーツの振興

6

- 1 協働社会の形成
- 2 人権尊重の推進
- 3 健全な行財政運営

基本施策

- 1 健康づくりの推進
- 2 地域医療の充実
- 1 地域福祉体制の充実
- 2 ユニバーサルデザイン化の推進
- 3 高齢者福祉・介護の充実
- 4 障害者福祉の充実
- 5 老後や低所得者の生活保障
- 6 ひとり親家庭福祉の充実
- 1 子育て支援の推進
- 2 保育・幼児教育の充実

- 1 環境負荷の低減
- 2 環境美化の推進
- 3 墓地・斎場の整備・管理
- 1 ごみ処理と資源化
- 2 下水道の整備と管理
- 3 し尿の収集・処理
- 1 消防体制の充実
- 2 防災対策の推進
- 3 治水・治山対策
- 4 防犯・交通安全対策の充実
- 5 消費生活の向上

- 1 土地利用の誘導
- 2 市街地整備
- 1 道路網の整備・管理
- 2 公共交通の確保
- 3 都市交通拠点施設の充実と活用
- 4 港湾機能の整備
- 5 上水道の整備と管理
- 1 緑地保全・都市緑化
- 2 公園の整備と管理
- 3 都市景観形成
- 4 公営住宅の管理・更新

- 1 農業の振興
- 2 林業の振興
- 3 水産業の振興
- 1 工業・物流業の振興
- 2 商業・サービス業の振興
- 3 雇用対策と勤労者福祉
- 1 うるおい空間・観光拠点の充実
- 2 観光産業の振興

- 1 小・中学校教育環境の充実
- 2 小・中学校教育の推進
- 1 青少年の健全育成
- 2 生涯学習施設の充実
- 3 生涯学習の推進
- 1 文化の振興と文化財保護
- 2 スポーツの推進
- 3 多様な交流の展開

- 1 情報ネットワークの充実
- 2 市民と行政の情報共有化
- 3 市民参加と協働の推進
- 4 コミュニティの形成
- 1 人権の尊重
- 2 男女共同参画の推進
- 1 地域経営としての行政運営
- 2 広域行政の展開
- 3 健全な財政運営

まちづくり重点プラン

1 支え合いコミュニティプラン

2 協働まちづくり推進プラン

3 心の豊かさづくりプラン

4 経済力の強化拡大プラン

5 魅力ある街並みづくりプラン

6 島と山里の元気再生プラン

7 市民の資産管理プラン



第1章 健康福祉

元気あふれる「まち」と人に優しい「さと」づくり

第1節 保健・医療の充実	44
第2節 多様な福祉の充実	48
第3節 子育て環境の充実	60

第1章【健康福祉】 元気あふれる「まち」と人に優しい「さと」づくり

第1節 保健・医療の充実

1 健康づくりの推進

基本方針

周産期から高齢期まで、さまざまなライフステージ等に応じ、心身ともに健やかな暮らしを支援していきます。

地域で安心して生活できるよう、病気や要介護状態になることを予防することが大きなテーマであり、市民の関心を高め、実践の輪を広げる取組を進めます。

現況と課題

- 市民の健康づくり計画である「下松市健康増進計画」と、食育推進を目的とした「くだまつ食育推進計画」に基づき、健康づくり施策を総合的に推進していきます。
- 多様化する市民ニーズに的確かつ効率的にこたえるためには、保健、医療、福祉、介護等の各部門が連携し合える体制づくりを推進する必要があります。
- 市民の総合的な健康づくりを推進するためには、下松市健康づくり推進協議会はもとより市民、事業所、行政が連携して取り組む必要があります。
- 効果的な保健事業の推進を目指し、市民への情報提供に努めるとともに、市民の声を活かした事業に取り組む必要があります。
- 子どもから高齢者まで、生涯を通じた保健施策のほか、精神保健、感染症対策など、多様な保健ニーズに対応していく必要があります。
- 生活習慣病や要介護状態になることを予防、あるいは悪化しないように若い世代からの関心を高め、健康づくりの輪を広げていくことも大切です。

目標指標

指標名	現況値		目標値 (H27年度)	説明
	年度等	数値		
特定健康診査*1 正常者	H21年度	22.5%	27.5%	国保特定健診受診者異常なし割合
胃がん検診受診率	H21年度	18.7%	50%	胃がん検診の受診率
子宮がん検診受診率	H21年度	27.3%	50%	子宮がん検診の受診率
健康教室参加者数	H21年度	4,930人	7,000人	健康に関する教室の延べ参加者数
自主活動グループ数	H21年度	57 グループ	80 グループ	健康づくり自主活動グループ数

施策の展開

施 策	主な事業
(1) 健康づくりの推進 健康への関心を高め、関連計画等を通じた総合的な取組により、市民の健康づくりを幅広く支援していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり推進事業 ・食育推進事業 ・健康づくりの広場事業
(2) ライフステージ別保健活動の充実 各世代に応じた健康づくりや保健ニーズに対応し、周産期から高齢期まで、ライフステージに応じた保健活動を充実します。	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健事業 ・学校保健事業 ・健康増進事業 ・介護予防一般高齢者施策事業
(3) 多様な保健活動の充実 精神・難病・感染症など、多様化する保健ニーズ等に対応し、保健活動の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症予防対策事業 ・新型インフルエンザ対策 ・精神保健・難病対策事業
(4) 予防等に向けた連携の充実 予防の重要性が高まるなかで、介護・障害等の予防や早期発見・対応等に向けた取組、関係部署、機関等との横断的な連携の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア会議 ・推進員(食生活改善・保健)研修 ・各種グループ交流会 ・専門スタッフ育成研修

関連計画	<ul style="list-style-type: none"> ・下松市健康増進計画 (H24 年度～H28 年度) ・くだまつ食育推進計画 (H21 年度～H25 年度)
-------------	---



くだまつサンサン体操

用語解説

- * 1 **特定健康診査**：糖尿病や高脂血症などの生活習慣病の発症や重症化を予防するために、メタボリックシンドロームに着目し、その該当者や予備群を減少させるための指導が必要な人を的確に選ぶために行うもの。

第1章【健康福祉】 元気あふれる「まち」と人に優しい「さと」づくり

第1節 保健・医療の充実

2 地域医療の充実

基本方針

安心できる生活環境のさらなる充実に向け、医療関連機関との連携を充実し、多様な市民の医療ニーズへの対応に取り組めます。

健康づくり等と連携し、国民健康保険財政の安定化に努めるとともに、制度の周知、保険税の適切な収納などに取り組めます。

現況と課題

- 安心感のある生活環境形成に向け、医療機関及び休日・夜間診療等、地域医療体制の体系的な確保・充実が今後も求められます。
- 医師会等を通じた医療の連携促進、休日診療所での外科開設など、医療ニーズに応じた体制の充実が求められます。
- 後期高齢者医療制度を取り巻く状況が流動的となっており、新たな医療制度創設に向けた、高齢者医療制度改革会議が国において開催されています。
- 医療費の適正化や保険税の完納により、健全で持続的な医療保険財政を維持するため、保険制度への理解の啓発や国の支援制度等の有効活用が必要です。

目標指標

指標名	現況値		目標値 (H27年度)	説明
	年度等	数値		
特定健康診査受診率	H21年度	29.2%	65.0%	特定健康診査の受診率
脳ドック、簡易脳ドック受診者数	H21年度	254人	350人	脳ドック、簡易脳ドックの受診者数

施策の展開

施 策	主な事業
(1) 地域医療体制の充実 市民生活の安心・安全につながる医療の確保に向け、周南記念病院を拠点とし、医師会との連携等を通じた地域医療体制の充実を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・救急医療情報システム ・救急勤務医支援事業
(2) 多様な医療ニーズへの対応 夜間・休日、救急等、多様な医療ニーズへの対応を図るとともに、休日外科診療についての診療所における対応検討など、きめ細かい医療体制の確保に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・休日診療所、休日在宅当番医 ・病院群輪番制病院運営事業
(3) 国民健康保険の運営 社会保障制度の動向等を踏まえ、市民の健やかな暮らしを促進しつつ、医療費の低減、国民健康保険財政の安定運営に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 ・脳ドック、簡易脳ドック
(4) 市民の理解促進 保険制度に関する適切な周知、収納率向上に向けた取組の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・「くらしと国保」発行 ・「国保だより」発行

関連計画	・第5次山口県保健医療計画（H20年度～H24年度）
------	----------------------------



休日診療所

第1章 【健康福祉】 元気あふれる「まち」と人に優しい「さと」づくり

第2節 多様な福祉の充実

1 地域福祉体制の充実

基本方針

核家族化やコミュニティ意識の希薄化など、人と人とのつながりが保ちにくくなるなかで、福祉の視点による地域の輪づくり、支え合いのネットワークづくりを推進します。

意識啓発や人材育成、さまざまな活動支援など、福祉を通じた地域力向上を目指します。

現況と課題

- 福祉サービスの提供のみでなく、地域全体で福祉に対する関心や行動力を高めていこうとする地域福祉の重要性がますます高まっています。
- 社会福祉協議会との連携を強化するとともに、地域住民との協働による地域福祉を推進しています。
- 社会福祉協議会等の関連団体及び民生児童委員をはじめとする福祉人材の活動により、今後も地域福祉のネットワーク・輪づくりをさらに進めていかなければなりません。
- 学校における福祉学習や、地域のさまざまなボランティア活動、各種情報の提供・共有など、福祉の芽を育み広げる取組についても、充実していく必要があります。
- 安全・安心まちづくり、コミュニティの活性化などの幅広い観点からも、地域福祉は重要な役割を担っており、誰もが参加しやすい福祉環境づくりが求められます。
- 災害弱者である高齢者等を適切に誘導するなど、災害時要援護者を地域で助け合えるしくみを作り上げることも重要です。

目標指標

指標名	現況値		目標値 (H27年度)	説明
	年度等	数値		
地域活動への参加状況	H22年度	79.0%	90.0%	地域福祉計画・市民アンケート結果
出前講座・ワークショップ実施件数	H22年度	—	20件	地域福祉に関する出前講座やワークショップの実施件数
災害時要援護者避難支援プラン作成件数	H22年度	11件	200件	災害時等に自力避難が困難な人の支援に関する個別計画作成件数

施策の展開

施 策	主な事業
(1) 地域福祉の計画的推進 時代情勢や地域社会を取り巻く現状を踏まえ、地域福祉計画の進行管理を行い、福祉の輪づくりにつながる体系的な施策を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画策定委員会 ・地域福祉計画進行管理
(2) 民生児童委員活動の充実 地域に根ざした福祉の担い手である民生児童委員活動の充実を促進するとともに、ネットワーク化に努め、地域福祉のより効果的な推進を目指します。	<ul style="list-style-type: none"> ・民生児童委員協議会事務局運営 ・地区民生児童委員協議会活動支援
(3) 社会福祉協議会との連携充実 社会福祉協議会や地区社協との連携充実を通じ、きめ細かい地域福祉体制に向けた支援を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会運営支援 ・福祉の輪づくり運動支援 ・在宅福祉サービス
(4) 市民福祉活動の支援 地域で支え合う福祉環境形成に向け、福祉団体の育成、福祉意識の啓発、福祉学習機会の充実など、幅広い福祉活動を促進していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉健康まつり ・福祉関係団体活動支援
(5) 福祉人材の育成支援 個人や団体など、幅広い市民の福祉活動への参加を促すため、ボランティア、福祉人材の育成支援、ボランティアセンター機能の充実等を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンター機能の拡充 ・福祉教育・広報啓発活動
(6) 福祉拠点の活用充実 福祉関連施設が集積する拠点であるふくしの里の機能を踏まえ、さらなる有効活用に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域交流センター管理運営
(7) 災害弱者対策の充実 災害等の緊急時に、避難等で誰もが安全に行動できるよう災害時要援護者の支援体制充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者避難支援制度

関連計画	・第二次ふくしプランくだまつ（下松市地域福祉計画）(H23 年度～H27 年度)
------	--

第1章【健康福祉】元氣あふれる「まち」と人に優しい「さと」づくり

第2節 多様な福祉の充実

2 ユニバーサルデザイン化の推進

基本方針

誰もが暮らしやすい、居心地の良い都市環境を目指し、施設や設備の使いやすさの向上や、設計・デザインにおけるユニバーサルデザイン*1導入などに配慮します。

さらに、こうした考え方を広く分かち合う「心のバリアフリー*2」の広報・啓発に努めます。

現況と課題

- ユニバーサルデザインやバリアフリーなど、都市環境の面からも福祉的基盤の必要性が高まっており、下松市でも点字ブロックやスロープの設置などを行っています。
- 都市計画・土木部門などと連携して障害者等の福祉施策を推進することで、今後も福祉的な都市環境整備に取り組んでいく必要があります。
- 「星ふるまちくだまつおでかけマップ」を作成し、障害者や高齢者等、誰もが安心して外出できるよう情報提供に努めています。

目標指標

指標名	現況値		目標値 (H27年度)	説明
	年度等	数値		
公共施設の障害者用駐車場の整備	H21年度	32台	37台	公共施設内の障害者専用駐車場の台数
オストメイト*3対応トイレの整備	H21年度	5箇所	10箇所	公共施設でのオストメイト対応トイレの設置箇所数
音響装置付信号機の設置台数	H21年度	3基	6基	視覚障害者用音響装置付信号機*4の設置台数

施策の展開

施 策	主な事業
(1) 公共施設等のバリアフリー化推進 道路や建築物等、公共施設をはじめ、介護支援等の民間住宅、公営住宅等のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入推進に努めます。	・オストメイト対応トイレ設備・整備事業 ・日常生活用具給付事業 ・居宅介護住宅改修助成事業 ・道路空間のバリアフリー化
(2) 交通機関のバリアフリー化推進 交通基盤整備と併せ、また、公共交通関連事業者と連携しつつ、ハートビル法に基づくバリアフリー化、ユニバーサルデザイン導入を推進します。	・福祉タクシー助成事業 ・高齢者バス利用助成事業
(3) バリアフリー思想の普及 やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度の推進など、バリアフリーへの幅広い理解を促進していきます。	・やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度

関連計画	・第二次ふくしプランくだまつ（下松市地域福祉計画）（H23 年度～H27 年度） ・下松市新障害者プラン（H23 年度～H27 年度）
-------------	--



やまぐち障害者等専用駐車場

用語解説

- * 1 **ユニバーサルデザイン**：改善または特殊化された設計なしで、すべての人々に利用しやすい環境と製品のデザインのこと。
- * 2 **バリアフリー**：障害者が社会生活をしていく上での障壁（バリア）となるものを除去すること。
- * 3 **オストメイト**：直腸がんや膀胱がんなどにより、臓器に機能障害を負い腹部に人工的に排せつのための孔（ストーマ）を造設した人のこと。
- * 4 **視覚障害者用音響信号機**：横断歩道を渡る視覚障害者に対して、横断可能な期間に所定の音響を出力する信号機。

第1章【健康福祉】元氣あふれる「まち」と人に優しい「さと」づくり

第2節 多様な福祉の充実

3 高齢者福祉・介護の充実

基本方針

多様化・高度化する高齢者支援ニーズの把握に努めつつ、その解決対応に向けた基盤の確保、しくみづくり等の充実を推進します。

介護等サービス基盤の確保、生きがい、健康づくりの支援、人権関連や就労など、多様な分野を見据え、地域ぐるみのケア環境充実を目指します。

現況と課題

- 高齢社会が到来し、福祉ニーズも高まるなかで、健康づくりや介護予防と連携し、より長く健康でいたり、介護度の進行を抑制するなどの方向性が重要になっています。
- 老人福祉計画・介護保険事業計画を策定しており、高齢者福祉関連施策の総合的・体系的構築のもと、その推進に努めています。
- 介護等サービス確保のための関連事業者活動、ケアマネジャーやホームヘルパーなどの各種人材、及びこれら相互の連携など、民間との高齢者福祉協働環境の確保・充実が必要です。
- 増大する介護ニーズに対応し、介護老人福祉施設「ほしのさと」の増床、「松寿苑」の移転・新築がなされましたが、更なる介護基盤の充実が求められます。
- 老人福祉会館「玉鶴」や老人福祉センター「小城」、下松市地域交流センターなど、生きがいづくりや介護予防につながる多様な高齢者福祉基盤の確保・充実が必要です。
- 学習・スポーツ、シルバー人材センター等の就労、老匠位選奨事業や世代間交流による知識や経験の伝承など、心身を通じた健やかな生活を支援するプログラムの充実が求められます。

目標指標

指標名	現況値		目標値 (H27年度)	説明
	年度等	数値		
二次予防事業対象者数	H21年度	666人	1,000人	要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められる高齢者数（把握）
二次予防事業参加者数	H21年度	42人	200人	上記高齢者の事業参加者数
認知症サポーター数	H21年度	1,002人	4,000人	認知症サポーター養成講座修了者数の累計

施策の展開

施 策	主な事業
(1) 地域包括ケア体制の充実 保健、福祉、医療あるいは地域団体との連携などによる地域包括ケア体制を充実します。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防ケアマネジメント ・総合相談・支援 ・権利擁護 ・包括的・継続的ケアマネジメント支援
(2) 福祉人材の育成 地域の保健・福祉を支える専門的人材確保と育成について、広域的な連携等のもとで推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員連絡会議 ・スーパービジョン*1
(3) 関連施設等基盤の活用充実 既存施設の活用や、あり方の検討などを通じ、高齢者が気軽に安心して過ごすことのできる場所づくり等を充実します。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険施設等連絡会議 ・地域密着型サービス事業所連絡会議
(4) 介護保険制度の運営充実 民間事業者の活動促進による介護サービス基盤の確保に努めるとともに、要介護認定やケアマネジメント等、介護保険制度の適切な運営充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護認定審査会の運営 ・認定調査 ・給付適正化 ・介護保険利用者負担軽減助成
(5) 介護予防の充実 予防の重要性を踏まえ、地域包括支援センター等による介護予防体制の充実に努め、適切な利用を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・一次予防事業の充実 ・二次予防事業対象者の把握 ・各種介護予防プログラムの充実
(6) 多様な高齢者福祉サービスの充実 介護保険の対象外となるサービス等、地域の実情を踏まえた公的あるいは民間のインフォーマルサービス*2の検討、充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護サービス ・食の自立支援 ・緊急通報装置運営
(7) 生きがいづくりの支援充実 介護予防にもつながる、就労、学習、交流など、高齢者の活動・活躍機会の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉推進バス運営 ・老匠位選奨 ・老人福祉会館等運営 ・老人クラブ活動支援 ・敬老祝金支給事業

関連計画

・第三次くだまつ高齢者プラン（H21年度～H23年度）
 （下松市老人福祉計画・介護保険事業計画）

用語解説

- *1 **スーパービジョン**：人材育成を目的とした対人援助法。スーパーバイザー（指導する者＝経験を積んだ者）とスーパーバイジー（指導を受ける者＝経験の浅い者）の間で、技術体得のための実技訓練を行うことで、双方の資質の向上を図ることを目的とする。
- *2 **インフォーマルサービス**：介護保険法などによる制度に基づくサービス（フォーマルサービス）だけでは充足できないニーズに対応した、近隣や地域社会、ボランティアなどによる、制度に基づかないサービス。

第1章【健康福祉】元氣あふれる「まち」と人に優しい「さと」づくり

第2節 多様な福祉の充実

4 障害者福祉の充実

基本方針

障害者の自主的・自立的な生活を支援し、地域で自分らしく暮らしていくことのできる環境づくりを支援します。障害の種類や程度等を問わず必要な支援をし、個々の多様なニーズに柔軟に対応したサービスの提供に努めます。

必要なサービス基盤の確保、相談・支援体制など多様なニーズへの対応のほか、精神保健や難病など、適切な状況把握、情報提供に努めます。

現況と課題

- 福祉を中心とした障害者の総合的な支援方策として「下松市新障害者プラン」を策定しており、地域生活の支援、権利擁護の推進、社会的自立・参加の促進などに取り組んでいます。
- 障害のある人が住みなれた地域において暮らすために、一般住宅やグループホーム、ケアホーム等への入居サポートをし、円滑な地域生活への移行促進に努めています。
- 障害のある人の雇用を確保するため、ハローワークや教育機関、障害者就業・生活支援センター等と連携して雇用機会の拡大に努めています。
- 障害者自立支援法等に基づき、各種サービスの提供や事業実施を行っており、今後も法制度等の動向を踏まえつつ、障害者の視点に基づく取組として進めていく必要があります。

目標指標

指標名	現況値		目標値 (H27年度)	説明
	年度等	数値		
手話奉仕員の登録者	H21年度	15人	25人	手話奉仕員の登録者数
要約筆記 ^{*1} 奉仕員の登録者	H21年度	12人	20人	要約筆記奉仕員の登録者数
在宅サービス利用者数	H21年度	31人	60人	在宅で入浴、食事等のサービスを利用している障害者数

施策の展開

施 策	主な事業
(1) 在宅サービスの充実 サービス利用希望者の状況や生活環境に応じた効率的、効果的なサービス提供を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス（ホームヘルプ） ・福祉タクシー助成事業
(2) 施設サービスの充実 単身での在宅生活が困難な障害者に対する介護・支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・施設入所支援 ・短期入所
(3) 相談・支援体制の充実 相談員制度や各相談支援事業所の周知に努めるとともに、関係機関等との連携充実、関連制度等情報の周知促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者相談支援事業
(4) 人材の養成 地域生活をおくるための基盤づくりのため、手話・要約筆記奉仕員の養成、関連団体やボランティア組織の育成、活動振興のための情報提供や働きかけ等の支援を充実します。	<ul style="list-style-type: none"> ・手話奉仕員養成事業 ・点訳・音訳奉仕員養成事業 ・要約筆記奉仕員養成事業
(5) 障害の発生予防と早期発見、医療・リハビリテーションの充実 障害の発生予防や早期発見、医療・リハビリテーションなど、医療等関係機関と連携した関連事業等の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・心身障害児母子通園訓練事業 ・心身障害児（者）デイ・ケア推進事業 ・視覚障害者生活訓練事業
(6) 精神保健・難病対策の充実 精神、難病等について疾病の早期発見、治療の促進、社会復帰の手助けをするなど、多様な支援ニーズへの対応に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・難病患者等居宅生活支援事業
(7) 社会的自立・参加や権利擁護の推進 自立支援に向けたサービスや、市民の理解促進、成年後見制度*2 など、障害者が暮らしやすい環境づくりを支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度利用支援事業

関連計画

・下松市新障害者プラン（H23年度～H27年度）

用語解説

- *1 要約筆記：聴覚に障害がある人のために、その場で話されている内容を即時に要約して文字にすること。
- *2 成年後見制度：知的障害者や精神障害者、認知症の方など判断能力が十分でない方々を保護するため、本人に代わって成年後見人が法律行為を行ったり、助けたりする制度。

第1章【健康福祉】元氣あふれる「まち」と人に優しい「さと」づくり

第2節 多様な福祉の充実

5 老後や低所得者の生活保障

基本方針

国の社会保障システム全体の動向を注視しつつ、その適切な運用と、市民に対する情報提供、さらなる周知を進めます。

また、相談等、適切な支援体制も継続的に確保していきます。

現況と課題

- 社会保障制度の根幹を成す国民年金について、制度の安定運営に向けた周知、理解促進を継続していくことが求められます。
- 生活保護世帯数はやや増加の傾向にあり、厳しい経済情勢のもと、その対応に取り組んでいく必要があります。
- 生活保護制度等、低所得者向けの対策、情報提供などを実施しており、相談支援等も含め、安定した生活や自立の支援に今後も取り組んでいく必要があります。

目標指標

指標名	現況値		目標値 (H27年度)	説明
	年度等	数値		
生活保護世帯数	H21年度	305世帯	305世帯	生活保護を受給している世帯数

施策の展開

施 策	主な事業
<p>(1) 国民年金制度の情報提供と啓発</p> <p>納付督促や申請免除・学生納付特例などに関する年金制度の周知を図り、市民の意識啓発に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・年金に関する情報の広報掲載
<p>(2) 生活保護制度の適切な運営</p> <p>関係機関と連携しつつ、生活保護制度を運用し、必要な保護を実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・貧困世帯の把握強化 ・関係各機関とのネットワーク強化 ・預貯金調査等の徹底
<p>(3) 相談支援体制の確保・充実</p> <p>自立的な生活に向けた相談への対応、情報提供等を行うとともに、ハローワーク等と連携し、就労支援等の援護に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・面接相談員の配置の継続 ・個々のニーズに即した支援の実践 ・ハローワークや母子自立支援員との連携維持

第1章【健康福祉】元氣あふれる「まち」と人に優しい「さと」づくり

第2節 多様な福祉の充実

6 ひとり親家庭福祉の充実

基本方針

ひとり親家庭の状況把握を行いながら、適切な情報提供、相談対応、自立や絆づくり等の生活の安定化に向けた支援を行います。

現況と課題

- 母子・父子のひとり親家庭については、次世代育成支援の観点から、社会的・経済的な安定確保について取り組んでいく必要があります。
- 多様な相談ニーズへの対応が重要であり、孤立化を避けるためにも、多様な情報提供や早期の状況把握、対応に努める必要があります。
- 手当や貸付等の直接的な支援のほか、就労支援等も実施しており、こうした取組を通じ、経済的な自立支援が求められます。

目標指標

指標名	現況値		目標値 (H27年度)	説明
	年度等	数値		
自立支援教育訓練給付金 ^{*1} 支給対象者数	H21年度	1人	10人	自立支援教育訓練給付金の支給対象者の人数
高等技能訓練促進費 ^{*2} 等支給対象者数	H21年度	5人	10人	高等技能訓練促進費等の支給対象者の人数

施策の展開

施 策	主な事業
(1) 支援ニーズ等把握の充実 母子自立支援員、家庭児童相談員の相談業務を通じ、民生児童委員、主任児童委員等とも連携して実態把握に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童家庭相談 ・ 母子自立支援相談
(2) 経済的支援の確保 経済的自立支援のため、母子福祉資金や寡婦福祉資金等の貸付金制度等について、学校関係者も含めた周知を行い、利用を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子寡婦福祉資金 ・ 母子家庭等援護資金 ・ ひとり親家庭医療費助成 ・ 児童扶養手当
(3) 就労による自立支援の充実 母子家庭自立支援給付金事業の周知や、活用促進等による安定した就労環境の確保、自立支援に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立支援教育訓練給付金事業 ・ 高等技能訓練促進費等事業

関連計画

・ くだまつ星の子プラン (H22 年度～H26 年度)

用語解説

- * 1 自立支援教育訓練給付金：技術を身に付けるための通信教育や専門学校への通学など、母子家庭の母の積極的な能力開発の取組を支援し、自立の促進を図ることを目的とした給付金。
- * 2 高等技能訓練促進費：専門的な資格取得を支援するため、母子家庭の母が、一定期間以上、養成機関で修業する場合に、その期間の生活の負担軽減を目的として支給されるもの。

第1章【健康福祉】 元気あふれる「まち」と人に優しい「さと」づくり

第3節 子育て環境の充実

1 子育て支援の推進

基本方針

心身を通じて、健やかに次世代を担う子どもが育つ環境づくり、また、子育てを行う親の視点に基づく支援の充実を推進します。

保育等のサービスをはじめ、子どもの居場所、地域との関わり合いなど、地域ぐるみの子育て力向上に取り組んでいきます。

現況と課題

- 次世代育成に向けた総合的な取組を目指し、市では「くだまつ星の子プラン」を策定しており、子育て・子育ての環境充実を進めています。
- 子育て支援センター*1を開設しており、子育ての情報発信、交流促進などに取り組んでいます。また、母親クラブや子ども会などの活動も、次世代育成環境としての役割を担っています。
- いじめや不登校、児童虐待などの諸問題に対しては、児童家庭相談として対応しており、早期発見や未然防止など、適切な対処が求められます。
- 各種の手当、助成等についても適宜実施しており、関係法令等を踏まえ、経済的側面からも、適切な支援を継続していく必要があります。
- 都市化が進むなかで、児童遊園や児童広場などは身近な遊び場・交流場所としての重要性も増しており、適切な管理・確保に努める必要があります。

目標指標

指標名	現況値		目標値 (H27年度)	説明
	年度等	数値		
子育て支援センター設置数	H21年度	3箇所	4箇所	子育て支援センターの設置箇所数
子育て支援施策に対する満足度	H21年度	6.2%	15%	まちづくり市民アンケート結果

施策の展開

施 策	主な事業
(1) 相談や情報提供体制の充実 子育て支援センター事業を推進するとともに、次世代育成に必要な連携体制の充実、広報・パンフレットなどによる子育て支援情報の提供充実などを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センター事業 ・児童家庭相談
(2) 子育て学習機会の充実 家庭教育学級・親子教室等、子育て学習・交流機会の充実とともに、保育園・幼稚園等による子育ての相談や育児講座、サークル活動の支援など、学習機会の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・母親・父親学級
(3) 児童虐待防止への取組 要保護児童対策協議会を開催するほか、児童相談所等の関係機関との連携強化とネットワーク充実により、適切な対応に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策協議会 ・こんにちは赤ちゃん事業 ・養育支援訪問事業
(4) 経済的支援の充実 保育園の第2子からの同時入所無料化や、乳幼児医療費助成、子ども手当などによる、子育て世代の経済的支援を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園の第2子以降同時入所無料化 ・乳幼児医療費助成 ・子ども手当
(5) 子育て・子育て環境・社会資源の充実 子育て世代の交流場所や、公園等の遊び場、授乳スペース、カーブミラーやガードレールなどの交通安全施設等、子育て・子育て環境の充実を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・児童遊園等の整備

関連計画	・くだまつ星の子プラン (H22年度～H26年度)
------	---------------------------



こいのぼりまつり

用語解説

- *1 **子育て支援センター**：子育て家庭への支援活動の企画・調整、育児不安等の相談・指導、子育てサークルの支援等の子育て支援を推進する施設。

第1章【健康福祉】元氣あふれる「まち」と人に優しい「さと」づくり

第3節 子育て環境の充実

2 保育・幼児教育の充実

基本方針

次世代育成、子育て支援の柱の一つである、保育や幼児教育の充実を推進します。多様な保育サービスニーズへの対応のほか、民間の幼児教育機関への支援を主として、健全な幼児教育環境の確保を継続するとともに、幼保連携等、子育ての視点による適切な協力関係の充実に努めます。

現況と課題

- 周産期から乳幼児、児童、青少年まで、健やかに安心して育て、育つことのできる環境づくりとして、保育園、幼稚園、学童保育、児童館などの多様な基盤の充実に努めています。
- 市内認可保育園の入園者が、すべての園で定員を上回っており、受入れ体制の整備を図る必要があります。
- 保育機能の充実に向け、ファミリーサポートセンター*1を通じた市民相互の支え合いも浸透しつつあり、今後も多様な子育て支援ニーズに対応していく必要があります。
- 次世代育成に向けた主要な役割を担う幼児教育については、市内に私立幼稚園が11園あり、10園が学校法人、1園が個人立となっています。
- 平成16年に下松市私立幼稚園保育料補助制度を新設するなど、就園の支援に努めており、今後も、適正な幼児教育の促進に向けた支援が必要です。

目標指標

指標名	現況値		目標値 (H27年度)	説明
	年度等	数値		
一時預かり利用者数	H21年度	413人	600人	一時預かりを利用した児童の延べ人数
休日保育実施数	H21年度	1箇所	2箇所	休日保育を実施している施設数

施策の展開

施 策	主な事業
(1) 保育サービスの充実 保育園入所希望児童の受入れ体制の整備を図るため、老朽化施設の建替えや耐震化など、安全で快適な保育環境を確保するとともに、多様な保育ニーズへの対応充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公立保育園の施設整備 ・ 延長保育 ・ 休日保育 ・ 一時預かり ・ 障害児保育
(2) 公立保育園の民営化 保育園運営の効率化、民間保育園の活力・保育力を最大限に活用するため、保育園の民営化を段階的に進めていきます。民営化により生み出される効果額をもとに、子ども医療費無料化制度の拡充等、子育て支援策の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公立保育園の民営化
(3) 多様な次世代育成支援の充実 幼保連携への対応、放課後児童対策の充実、ファミリーサポートセンター、就業環境改善など、子育て環境全般の充実・支援に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ ファミリーサポートセンター事業 ・ 放課後児童健全育成事業（児童の家） ・ 子育て短期支援事業
(4) 私立幼稚園の運営支援 就園奨励費のほか、各種補助制度による支援、私立幼稚園の健全な運営と適正な幼児教育内容の維持による運営支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就園奨励費補助 ・ 私立幼稚園保育料等補助 ・ 私立幼稚園運営費補助 ・ 幼稚園健康会掛金補助

関連計画

・ くだまつ星の子プラン（H22年度～H26年度）



花岡保育園

用語解説

* 1 ファミリーサポートセンター：地域において、育児や介護の援助を受けたい人と、行いたい人が会員となり、相互に育児や介護について助け合う会員組織のこと。



第2章 生活環境

安全安心な「まち」と環境に優しい「さと」づくり

第1節 環境保全の推進	66
第2節 環境衛生の推進	72
第3節 安全安心の確保	78

第2章 【生活環境】 安全安心な「まち」と環境に優しい「さと」づくり

第1節 環境保全の推進

1 環境負荷の低減

基本方針

公害や地球温暖化など、地域環境を阻害する要素についての適切な把握と情報共有、及び環境負荷の低減に関する取組を進めます。

市民や事業所、行政が連携し、環境保全に関する意識啓発や活動を促進します。

現況と課題

- 地球規模で温暖化問題への関心が高まるなか、下松市でも市民、事業者、行政による「下松市地球温暖化対策地域協議会」が組織され、全市的な取組が期待されています。
- 広報活動や環境学習などを通じ、啓発に努めていますが、今後は環境全般に関わる条例制定等、より効果的な対策の検討が必要です。
- 大気、水質、騒音などの監視体制を確保しているほか、市内の主要事業所と公害防止協定を締結するなど、公害防止体制を構築しています。
- 生活排水の浄化や河川一斉清掃など、市民による組織的な実践活動により、地域の環境保全に対する認識も高まっています。

目標指標

指標名	現況値		目標値 (H27年度)	説明
	年度等	数値		
市役所の温室効果ガス 排出量	H21年度	2,788 t-CO2	2,690 t-CO2	市役所の事業活動により排出される温室効果ガスの量（CO2換算）

施策の展開

施 策	主な事業
(1) 環境保全のルール・方針づくり 環境にやさしい社会づくりを進めるため、国・県の施策と連携し、環境基本条例、環境基本計画などを策定、推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本条例・計画の策定の検討
(2) 環境監視体制の確保 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭について、継続的な監視を行うとともに、「下松の環境」の刊行等を通じ広く周知していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・環境調査の実施 ・「下松の環境」作成
(3) 公害発生源への対策 工場や事業所との環境保全協定(公害防止協定)を通じ、地域ぐるみでの環境負荷低減を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・工場・事業所への適切な要請・指導 ・環境保全協定の締結 ・環境審議会の開催
(4) 意識啓発と保全活動の促進 「下松市地球温暖化対策地域協議会」の活動を推進するほか、広報や研修、環境学習、水質浄化対策実践活動やごみゼロ運動等、多様な活動により、環境意識の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・「下松市地球温暖化対策地域協議会」への参画・助成 ・環境学習の推進 ・啓発活動
(5) 環境負荷低減方策の推進 「下松市地球温暖化対策実行計画」の推進による市内の温暖化対策や、「下松市地球温暖化対策地域計画（仮称）」の策定による市域の温暖化対策を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・「下松市地球温暖化対策実行計画」の推進（市内） ・「下松市地球温暖化対策地域計画（仮称）」の策定検討

関連計画

・下松市地球温暖化対策実行計画（第2期）(H20年度～H24年度)



緑のカーテン

第2章 【生活環境】 安全安心な「まち」と環境に優しい「さと」づくり

第1節 環境保全の推進

2 環境美化の推進

基本方針

環境を守り、保つためには市民一人ひとりや事業者個々の意識や心がけが何よりも大切であり、基本となるものです。

環境が重視される昨今、その保全に向けた取組を全市的に進めていけるよう、意識啓発や活動の輪づくりを支援・推進します。

現況と課題

- 環境美化への取組は、地域の景観や印象に大きな影響を与えるものであるとともに、市民活動や行政との協働など、地域に根ざした活動、コミュニティづくりなど多様な効果を持つものです。
- 関連する組織団体等の活動を支援しており、「下松市空き缶等のポイ捨て禁止条例」等を踏まえ、美しいまちづくりに市民・事業所・行政がともに取り組んでいく必要があります。
- 産業廃棄物等の不法投棄に対しては、県や市、あるいは両者の合同パトロール等の実施により、対応しているところですが、今後も地域ぐるみでの啓発、防止活動等が求められます。
- 自然環境の保全も、環境問題のテーマの一つです。緑や水辺など豊かな自然に包まれた下松市でも、荒廃の抑制、市民の意識啓発や活動促進等が今後も必要です。

目標指標

指標名	現況値		目標値 (H27年度)	説明
	年度等	数値		
不法投棄通報件数	H21年度	45件	15件	環境監視員や市民から市への廃棄物不法投棄の通報件数
自然環境の保全、保護施策に対する満足度	H21年度	12.3%	20%	まちづくり市民アンケート結果

施策の展開

施 策	主な事業
(1) 環境美化意識の啓発 ごみのポイ捨て防止やペットの適正な飼い方など、広報紙等を通じた環境美化に関する啓発を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみのポイ捨て禁止啓発 ・ペットのふん放置禁止啓発
(2) 環境美化運動等の展開 河川の一斉清掃、空き缶・瓶回収活動、ごみステーション周辺の環境美化など、市民による多様な環境美化活動を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参加型の環境美化活動推進
(3) 不法投棄対策 廃棄物の不法投棄防止のため、広報による啓発や「下松市環境パトロール実施要綱」に基づく活動を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の適正処理に関する啓発 ・環境パトロールの実施
(4) 河川環境の保全 豊かな河川環境を活かした環境学習、ふるさと学習等を通じ、水辺環境を守る意識を醸成します。	<ul style="list-style-type: none"> ・水辺の教室



河川一斉清掃

第2章 【生活環境】 安全安心な「まち」と環境に優しい「さと」づくり

第1節 環境保全の推進

3 墓地・斎場の整備・管理

基本方針

長期的な観点からも必要な都市的基盤の一つとして、墓地や斎場の計画的な整備・管理に努めます。

墓地については、老朽化や需要量への対応を計画的に進めるほか、斎場については、老朽化等の現状を踏まえ、広域施設としての今後のあり方等を協議していきます。

現況と課題

- 平成20年度に切山墓苑の第2期造成工事が終了し、現在、墓地の使用について申請を受け付けているところです。
- その他の市営墓地や納骨堂は、順次補修、改修を行っていますが、長期的な視点による検討も必要となります。
- 今後の新規の墓地計画については、市内の墓地需用に対応して整備・計画する必要があります。
- 周南地区衛生施設組合が運営する御屋敷山斎場は、昭和46年の供用開始後、長期を経過していることから、施設のあり方等、構成市の間で協議を進めていく必要があります。

目標指標

指標名	現況値		目標値 (H27年度)	説明
	年度等	数値		
市営墓地利用率	H21年度	95.3%	100%	市営墓地のうち使用済の割合

施策の展開

施 策	主な事業
(1) 市営墓地の環境整備 切山墓苑のさらなる整備を検討し、長期的な墓地需要に対応していきます。	・次期墓地建設計画（切山墓苑の拡充）の検討
(2) 既設市営墓地の計画的な維持管理 改修による老朽化対応のほか、移転の検討など、各市営墓地の適切な維持管理を行います。	・改修・修繕 ・老朽化墓地の移転検討 ・墓地の環境整備
(3) 斎場の適正な維持管理 御屋敷山斎場の老朽化に対応するため、下松、光、周南の3市で構成する周南地区衛生施設組合で今後のあり方等を協議していきます。	・改修・修繕 ・斎場整備の検討



切山墓苑

第2章 【生活環境】 安全安心な「まち」と環境に優しい「さと」づくり

第2節 環境衛生の推進

1 ごみ処理と資源化

基本方針

都市化の進展やライフスタイルの多様化、高齢化の進行などを背景に、長期的な展望に基づき収集から処分に至るしくみや体制の確保に努めていきます。

また、市民が身近な問題としてごみ減量化やリサイクルなどに取り組むことができるよう、啓発や実践の輪づくりといったごみ問題への効果的な対応を目指します。

現況と課題

- ごみになるものを減らす(リデュース)、くり返し大切に使う(リユース)、資源として活用する(リサイクル)という3Rの考え方による、環境と経済が両立する循環型社会の形成が求められています。
- 下松市では、平成19年10月に家庭ごみの分別を12分別に変更し、それまで埋め立て処理していたプラスチックを、資源として回収を始めました。
- 環境対策の大きな柱でもあるごみ対策については、市民の幅広い理解や協力が不可欠です。広報や施設見学、研修など多様な機会を通じ、啓発や実践の輪を広げていくことが大切です。
- 今後も、廃棄物減量等推進審議会での協議を踏まえて一般廃棄物処理基本計画を策定し、市民・事業者・市の適切な役割分担のなかで、それぞれが廃棄物の減量化と資源化に積極的に取り組んでいく必要があります。
- 行財政改革の一環としての家庭ごみ収集運搬業務の民間委託など、効率的な収集体制の整備を進めていくとともに、高齢社会に対応した収集方法を検討していきます。
- 下松市・光市・周南市で構成する周南地区衛生施設組合が運営するごみ焼却施設「恋路クリーンセンター」は、基幹的設備の改良を行い、効率的で周辺環境に配慮した運営を行っていく必要があります。
- 下松市・光市で構成する周南東部環境施設組合が運営するリサイクルセンター「エコぱーく」、「後畑不燃物埋立処理場」は、リサイクルの推進と施設の適切な管理運営が求められます。

目標指標

指標名	現況値		目標値 (H27年度)	説明
	年度等	数値		
生活系ごみ排出量	H20年度	758 g/人/日	700 g/人/日	家庭から排出される1人1日あたりのごみ排出量
リサイクル率	H20年度	28.4%	40.0%	一般廃棄物のうち資源化された割合
省エネを心掛けている人の割合	H22年度	—	50%	今後、市民意識調査実施予定

施策の展開

施 策	主な事業
(1) ごみ問題への取組体制の強化 廃棄物の減量化、資源化及び適正処理について、廃棄物減量等推進審議会での調査・審議を進め、一般廃棄物処理基本計画を見直し、各地区で活動するクリーンアップ推進員とともに施策を展開していきます。	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理基本計画の策定とその実践 組織体制の充実
(2) ごみ収集の一層の改善 自治会やクリーンアップ推進員と協力して、適正な分別排出の周知とごみステーションの美化を図ります。 また、ごみ収集業務の民間委託など効率的な収集体制の整備を進めていくとともに、高齢者世帯などステーションまでのごみ出しの困難な世帯に対する収集方法を検討していきます。	<ul style="list-style-type: none"> 適正な分別排出の周知 ごみ収集業務の民営化の推進と収集体制の整備 ごみ出しの困難な世帯に対する収集方法の検討
(3) 減量化・資源化の意識啓発 市民がごみ問題を通して環境への意識を深め、ごみの減量化や資源化への意識を高めていけるよう、ごみ処理施設見学会や自治会・小中学校での説明会を継続して実施していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ごみ処理施設見学会の実施 自治会・小中学校での出前講座の実施 資源ごみ回収事業の実施
(4) ごみ焼却施設の効率的な運営管理 恋路クリーンセンターの基幹的設備の改良を行い、効率的で周辺環境に配慮した運営を行っていきます。	<ul style="list-style-type: none"> 施設の基幹的設備の改良 旧下松清掃工場の解体
(5) 最終処分場の整備と適正な運用 リサイクルセンター「エコぱーく」の稼働により、リサイクルを推進し、後畑不燃物埋立処理場の延命化と適正な管理運営を行っていきます。	<ul style="list-style-type: none"> リサイクルの推進 浸出水処理施設の整備

関連計画	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理基本計画（H23年度～） 一般廃棄物処理実施計画（各年度）
-------------	---



恋路クリーンセンター



エコぱーく

第2章 【生活環境】 安全安心な「まち」と環境に優しい「さと」づくり

第2節 環境衛生の推進

2 下水道の整備と管理

基本方針

快適で衛生的な居住環境づくりや都市形成に向け、下水道ネットワークの計画的な整備を推進します。

また、雨水対策や公共下水道整備区域外における浄化槽設置といった、多様な下水処理ニーズへの対応も確保していきます。

現況と課題

- 下水の適切な処理は、安全で快適な暮らしには欠かせないものであり、下水道等による適切かつ計画的な対策が今後も必要です。
- 公共下水道は、下水対策の中核として、都市計画に基づき整備が進んでいます。処理人口の普及率は平成21年度末で77.2%となっています。
- 平成21年度からは、5ヵ年を見通した第7次基本実施計画に基づき、未武、花岡地区を中心に、汚水処理の未供用地域を解消するため、公共下水道の整備事業を進めています。
- 終末処理場や管路施設の老朽化が進んでおり、引き続き調査と計画的な改良、更新を進める必要があります。また、下水道整備に伴うトイレの水洗化についても促進しています。
- 一部の地域では、雨水と汚水の合流式下水道で整備していますが、雨天時に未処理下水が公共用水域に排出される問題も生じており、改善が必要です。
- 都市部の公共下水道整備区域以外では、浄化槽の普及を促進しており、設置費用の一部助成や水洗化の融資あっせん等について、今後も継続していく必要があります。

目標指標

指標名	現況値		目標値 (H27年度)	説明
	年度等	数値		
人口普及率	H21年度	77.2%	81.1%	行政人口に対する処理区域人口
汚濁負荷量	H21年度	103.7t	95.2t	公共用水域に排出されるBOD*1
雨天時の越流回数	H21年度	42回	18回	合流式下水道での雨天時の越流回数

施策の展開

施 策	主な事業
(1) 処理区域の拡大 「下水道整備第7次基本実施計画」及び引き続き策定する次期計画に基づき、公共下水道処理区域の拡大を推進します。	・ 管渠布設
(2) 都市開発関連計画との調整 住宅団地など各種市街地開発計画等に対し、排水計画の指導を行うなど、効率的な下水道整備を推進します。	・ 開発計画の指導
(3) 下水道施設の維持管理 終末処理場やポンプ場、管路施設など、下水道関連施設の計画的な改良、更新を進めるとともに、新技術の導入検討等、効率的で安全な維持管理に努めます。	・ 施設建設
(4) 水洗化の促進 公共下水道基盤を有効に活用し、快適・衛生的な居住環境形成を支援するため、トイレの水洗化を促進します。	・ 水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給
(5) 合流式下水道の改善 雨天時の公共用水域への影響を抑制するため、国、県と協議しながら、合流式下水道の改善対策を検討します。	・ 合流式下水道緊急改善
(6) 浄化槽の普及促進 公共下水道事業認可区域以外等における浄化槽の設置を促進します。	・ 浄化槽設置整備補助

関連計画	・ 下水道整備第7次基本実施計画（H21～25年度） ・ 下松市都市計画マスタープラン（H23～42年度）
-------------	--

用語解説

* 1 BOD：水中の有機物質などが生物化学的に酸化・分解される際に消費される酸素量のこと
 で、数値が大きくなるほど汚濁していることを示す。

参照地図

参考資料 図1：公共下水道（污水系）整備状況図

第2章 【生活環境】 安全安心な「まち」と環境に優しい「さと」づくり

第2節 環境衛生の推進

3 し尿の収集・処理

基本方針

下水道の整備状況等、下水や汚水処理の長期的方針のもとで、必要に応じたし尿収集体制を確保します。

また、処理体制についても同様に、計画的な対応を図ります。

現況と課題

- 下水道等の都市基盤整備が行われる以前から、収集車によるし尿の回収が行われており、現在では収集量は減少しつつあるものの、一部地区で継続しています。
- 衛生センター等関連施設の老朽化、し尿収集量の減少、浄化槽汚泥の増加といった動向を踏まえつつ、収集処理体制のあり方について長期的視点から見直す必要があります。

目標指標

指標名	現況値		目標値 (H27年度)	説明
	年度等	数値		
し尿収集世帯数	H21年度	1,892 世帯	1,260 世帯	汲み取り世帯数
し尿、浄化槽処理量	H21年度	11,573 kl	10,800 kl	生し尿、浄化槽処理量
衛生センターの維持管理費	H21年度	49,140 千円	48,510 千円	委託料等

施策の展開

施 策	主 な 事 業
<p>(1) し尿収集の効率的実施</p> <p>浄化槽汚泥の増加と、し尿の収集量減少に対応した収集計画を策定するほか、委託収集における効率的な収集体制の確立に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・収集業務委託
<p>(2) 衛生センター施設・設備の計画的更新整備</p> <p>「下松市汚水処理基本計画」を踏まえ、施設、設備の改修・更新整備等を計画的に実施し、施設の効率的な延命化を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設改修
<p>(3) 衛生センター施設の長期的なあり方の検討</p> <p>「下松市汚水処理基本計画」に基づき、処理ニーズの動向等を踏まえた、現施設機能の長期的な確保のあり方を検討します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・前処理施設の維持 ・水処理施設の廃止
<p>関連計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・下松市汚水処理基本計画（H19年度～）

第2章 【生活環境】 安全安心な「まち」と環境に優しい「さと」づくり

第3節 安全安心の確保

1 消防体制の充実

基本方針

火災や救急時に市民の安全や健康を守るため、常備・非常備の消防体制をはじめ、市や広域での消防・救急体制を計画的に確保充実します。

また、関連情報をいち早く市民に提供したり、日頃からの防火の心がけなど、市民とともに備える体制・環境づくりに努めます。

現況と課題

- 消防体制については、都市環境変化への対応、老朽化する庁舎施設対策、車両等消防資機材の計画的更新などを今後も進めていく必要があります。
- 広域的な消防連携体制として、山口県内広域消防相互応援協定を締結しているほか、大規模災害等への対応でも、緊急消防援助隊要綱により、相互の応援体制を確保しています。
- コミュニティに根ざした消防団活動については、団員確保が難しいなど、長期的な体制維持も課題となっています。広報や学習機会など、さらなる啓発や理解促進が必要です。
- 大規模施設等への立入検査を実施しているほか、各事業所の自主防火・保安体制の強化促進等に努めており、予防の面からこうした取組のさらなる徹底が必要です。

目標指標

指標名	現況値		目標値 (H27年度)	説明
	年度等	数値		
消防団員の充足率	H21年度	100%	100%	条例定数(350人)に対する消防団員の充足割合
消火栓等の充足率	H21年度	85%	90%	国で定める基準数に対する設置割合
普通救命講習会の受講者数	H21年度	4,975人	10,080人	普通救命講習を受講した市民の累計(H6年～)

施策の展開

施 策	主な事業
(1) 消防本部体制の充実 消防庁舎の老朽化対応や、消防水利の確保、消防困難区域解消、人材育成等を推進し、都市形態の変化等に対応した消防力、消防体制の整備・充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防庁舎の老朽化対応 ・ 消防水利の確保 ・ 人材育成
(2) 広域消防体制の充実 広域的な大規模災害等に対する効率的な対応を目指し、周辺市との消防体制の広域化などについて、長期的視野のもと検討します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺消防体制の広域化
(3) 消防団の確保充実 地域に根ざした消防団の組織・人材の確保充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防団組織の充実 ・ 人材確保の充実
(4) 防火環境の充実 火災予防査察や危険物管理指導、住宅用火災警報器の設置促進など、地域ぐるみの意識啓発と実践を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火災予防査察の充実 ・ 危険物管理指導 ・ 住宅用火災警報器の設置促進
(5) 救急体制の高度化 救急救命士等の人材育成や、市民等を対象とした普通救命講習等を計画的に実施するほか、多くの人が利用する事業所への救急ステーション設置を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救急救命士等の人材育成 ・ 普通救命講習会の推進 ・ 救急ステーションの推進



救急フェア

第2章 【生活環境】 安全安心な「まち」と環境に優しい「さと」づくり

第3節 安全安心の確保

2 防災対策の推進

基本方針

災害等に対する予防、応急対策、復旧に対する備えを十分しておくため、地域防災計画に基づく体制の確保・充実に努めます。

あわせて自主防災の意識の高揚、避難場所等の周知、緊急時の情報提供など、市民との連携についても重視し、安全・安心まちづくりの柱となる防災環境づくりを推進します。

現況と課題

- 平成22年3月に、災害対応の指針である「下松市地域防災計画」を修正し、危機管理体制の強化を図りましたが、さらに強く推進する必要があります。
- 災害時の指定避難場所について市広報、ホームページ等で周知を図っていますが、今後も防災訓練などのさまざまな機会をとらえ、周知の徹底が必要です。
- 平成21年6月、災害情報の伝達手段の一つとして、防災メールシステムを導入しましたが、より有効な情報伝達手段として、同報系の防災行政無線の整備などの検討が必要です。
- 子どもから高齢者まで多くの人々が利用する公共施設に加え、災害時に避難場所として利用される施設については、利用者の安全を確保するため、建物の耐震化を総合的かつ計画的に推進する必要があります。

目標指標

指標名	現況値		目標値 (H27年度)	説明
	年度等	数値		
自主防災組織率	H22年度	53.9%	70%	県基準を満たした自主防災組織に加入している世帯の割合
認定自主防災組織数	H21年度	1組織	20組織	市自主防災組織認定要綱による認定組織の数
防災メール登録者数	H21年度	529人	2,000人	防災メールシステムへの実登録者数
特定建築物の耐震化率	H22年度	59.1%	80%	多数の人が利用する市所有の建築物のうち、現行の耐震基準を満たしているものの割合

施策の展開

施 策	主な事業
(1) 地域防災計画の推進 計画の周知を図るとともに、防災マップの作成等による市民との情報の共有、自主防災活動の支援、関連資機材の整備等、計画を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内防災会議 ・ 各種防災マニュアルの作成
(2) 防災環境の充実 地域や事業所等の自主防災体制・活動強化など、地域ぐるみで防災意識や環境の充実を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災訓練、防災運動会の実施 ・ 自主防災組織結成の助成 ・ 防災資機材の整備
(3) 災害情報伝達の充実 防災メールシステムの周知を徹底するとともに、放送機関との連携強化により、迅速な情報伝達を行います。また、さらなる情報伝達手段の充実のため、同報系防災行政無線等の導入を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災メール配信システムの運営 ・ 同報系防災行政無線等の導入検討 ・ 放送機関との協定締結
(4) 公共施設の耐震化 各公共施設の耐震化の方向性を判断するため、より精度の高い耐震第2次診断を段階的に実施し、その結果を踏まえた耐震補強等を計画的に推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震第2次診断 ・ 公共施設耐震化基本計画策定

関連計画	・ 下松市地域防災計画 (H21 年度～)
------	-----------------------



防災運動会

第2章 【生活環境】 安全安心な「まち」と環境に優しい「さと」づくり

第3節 安全安心の確保

3 治水・治山対策

基本方針

自然災害から地域を守るために、治水・治山対策は大きな役割を果たしており、河川改修や公共下水道による排水対策、海岸部の高潮対策、山間部等傾斜地の対策等、防災上のさまざまな対策に計画的に取り組めます。

現況と課題

- 治水・治山対策は、防災の主要な取組の一つです。豊かな自然環境のもとで、起伏ある地勢、多くの河川、ダム等を抱える下松市では、これらの安全な管理に努めるとともに、危険箇所の水害対策を重点的に講じることが求められます。
- 地球温暖化による異常気象や都市化の進展により土地の保水能力が低下し、早急な溢水対策が求められおり、治水能力向上のための河川整備を進める必要があります。
- 米川、笠戸島及び市街地周辺の一部に、砂防指定地、急傾斜地区域、地すべり区域の指定箇所があります。今後も状況を常に監視しながら、危険解消に向けた対策を県等に求める必要があります。
- 高潮対策、土砂災害対策はハード整備に多額の経費と時間を要することから、ソフト対策としてハザードマップ等を早期に作成することで、地域住民への防災意識の向上に努めます。

目標指標

指標名	現況値		目標値 (H27年度)	説明
	年度等	数値		
土砂災害ハザードマップ配布数	H22年度	0枚	20,000枚	全戸配布数
高潮ハザードマップ配布数	H22年度	0枚	20,000枚	全戸配布数

施策の展開

施 策	主な事業
<p>(1) 河川の改修整備</p> <p>県管理の2級河川についての整備要請を行うとともに、準用河川等の計画的かつ環境に配慮した形での改修整備等を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2級河川の改修促進 ・ 準用河川の改修推進 ・ ダム管理事業
<p>(2) 公共下水道事業（雨水）の推進</p> <p>末武平野の保水力低下への対応として、竹屋川雨水幹線を中心とした雨水系公共下水道整備による排水区域拡大を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雨水幹線整備事業
<p>(3) 高潮対策の促進</p> <p>県による海岸高潮・河川高潮対策事業促進を支援するとともに、高潮発生時の避難のより所として、ハザードマップを作成します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高潮対策事業（ハード） ・ 高潮ハザードマップ整備事業（ソフト）
<p>(4) 砂防・地すべり・急傾斜地対策の促進</p> <p>砂防対策、地すべり危険箇所の対策、急傾斜地崩壊防止対策等について、国・県と一体となった整備を促進します。また、土砂災害の警戒区域を指定するとともに、ハザードマップを作成し、地域住民への意識啓発を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 砂防事業（ハード） ・ 土砂災害ハザードマップ整備事業（ソフト）

関連計画

・ 下松市地域防災計画（H23年度～）



本浦地区砂防ダム

参照地図

参考資料 図2：公共下水道（雨水系）整備状況図
図3：河川図

第2章 【生活環境】 安全安心な「まち」と環境に優しい「さと」づくり

第3節 安全安心の確保

4 防犯・交通安全対策の充実

基本方針

市民一人ひとりの意識や地域ぐるみの取組が安全・安心のまちづくりには不可欠であり、防犯や交通安全対策についても、関連施設基盤等の充実とともに、地域の安全を守る活動の輪を広げていきます。

現況と課題

- 安全・安心のまちづくりに対する関心が高まりつつあるなかで、犯罪や交通災害などから市民を守る環境づくりも、欠かせない課題の一つです。
- 平成17年4月施行の「下松市安全安心まちづくり条例」のもと、行政・市民・事業者が協働して「安全で安心して暮らせるまちくだまつ」の実現に取り組んでいます。
- 市民によるパトロール・見守り等、防犯活動が自主的に展開されており、今後もこうした取組とともに、相互の連携を進める必要があります。
- 明るい平和な地域社会を築くため、山口県周南地区暴力追放運動協議会下松支部を中心に関係機関・団体と連携して、暴力団・暴力追放広報等啓発活動を推進しています。
- 夜間の犯罪防止と通行の安全のため、自治会の要望による防犯灯の設置助成を行っています。犯罪の未然防止、安全確保等に向け、今後も継続が必要です。
- 交通安全もまた、暮らしの安心につながる取組の一つです。子どもや高齢者などが安心して行き来できるよう、交通安全施設の整備や危険個所対策等が今後も求められます。
- 関連団体活動等により、交通安全の機運も醸成されています。今後もこうした地域ぐるみの取組や、市民交通災害共済などの支援のしくみを確保していく必要があります。

目標指標

指標名	現況値		目標値 (H27年度)	説明
	年度等	数値		
犯罪発生件数	H21年度	497件	450件	刑法犯の発生件数
人身事故発生件数	H21年度	301件	270件	交通事故（人身）の発生件数
防犯ボランティア登録者数	H22.3	1,142人	1,170人	防犯ボランティアに登録している市民の数

施策の展開

施 策	主な事業
(1) 組織的な防犯活動の展開 「下松市安全安心まちづくり条例」を踏まえ、防犯パトロールやスクールガードボランティア活動等を展開します。	<ul style="list-style-type: none"> ・安全安心まちづくり推進大会 ・安全安心まちづくり交付金
(2) 暴力の追放 暴力のない平和な社会づくりのため、山口県周南地区暴力追放運動協議会や(財)山口県暴力追放県民会議の活動を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・シール作成、配布
(3) 防犯灯の整備促進 自治会の要望に基づく防犯灯の設置や、自治会による適正管理を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯灯設置助成事業
(4) 交通安全施設の整備推進 歩道、街路灯、ガードレール、カーブミラー等の交通安全施設について、計画的に整備するとともに、長寿命化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全施設整備事業
(5) 交通危険箇所の点検・整備 交通危険箇所の把握、地域の実情に即した交通安全対策について、国・県をはじめ公安委員会、地元関係者等と随時協議し、充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全施設等改善協議 ・あんしん歩行エリア*¹整備事業
(6) 交通安全意識の高揚 広報や学習機会等を通じた交通安全意識の向上を目指し、交通安全関係団体による活動を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全運動期間の啓発活動
(7) 交通事故被害者の救済 市民交通災害共済制度の維持に努めるとともに適正に運営します。	<ul style="list-style-type: none"> ・交通災害共済事業

用語解説

- * 1 あんしん歩行エリア：歩行者・自転車の事故対策を集中的に実施するために、平成 21 年 3 月に警察庁と国土交通省が全国 582 地区を指定したもの。下松市では大手町地区を中心とした約 0.8 k m²が指定されている。

第2章 【生活環境】 安全安心な「まち」と環境に優しい「さと」づくり

第3節 安全安心の確保

5 消費生活の向上

基本方針

多様化する消費生活に関する問題に対応するため、各種の情報提供や相談体制などの充実を図り、消費者が自ら考え、主体的に行動できるよう促進していきます。

現況と課題

- 平成 21 年 4 月、下松市消費生活センターを生活安全課内に設置しました。消費者からの相談に適切に対応するとともに、被害の拡大防止を図る必要があります。
- 市内には下松消費者連絡会があり、くらしのさまざまな分野について市と連携して地域に根ざした情報提供、啓発活動を行っていますが、こうした消費者団体の自主的な活動にはさらに支援が必要です。
- 複雑化・多様化する消費生活問題や環境問題等について、時代背景を踏まえ、生活に密着した正しい消費者知識の普及・啓発が一層求められます。

目標指標

指標名	現況値		目標値 (H27 年度)	説明
	年度等	数値		
消費生活相談件数	H21 年度	432 件	800 件	消費生活センター窓口における消費生活相談件数
消費者教育の講演会等の参加者数	H21 年度	374 人	500 人	消費者教育を目的としたセミナー等への延べ参加者数

施策の展開

施 策	主な事業
(1) 消費者教育・啓発の推進 講演会や出前講座、各種啓発資料の発行など、幅広い消費者教育・啓発活動を実施します	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出前講座 ・ 悪質商法被害防止対策 ・ 高齢者や新成人への啓発
(2) 消費生活相談の充実 消費者問題の複雑化・多様化に伴い、消費生活センターにおける相談・苦情・あっせん体制の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活相談 ・ 消費生活センターの機能強化 ・ 消費生活相談員等のレベルアップ
(3) 自立した消費者の育成 必要な情報の提供や消費者教育などの環境整備を図るとともに、消費者団体の活動を支援し、消費者意識の高揚と自立した消費者の育成に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者団体への支援 ・ 消費者自立支援



消費生活センター



第3章 都市建設

便利で快適な「まち」とみどり豊かな「さと」づくり

第1節 計画的な土地利用 90

第2節 都市基盤の整備 94

第3節 居住環境の充実 104

第3章 【都市建設】 便利で快適な「まち」と みどり豊かな「さと」づくり

第1節 計画的な土地利用

1 土地利用の誘導

基本方針

地域の環境を守り、生活を快適・便利にするさまざまな都市基盤を計画的に整備・配置するためのランドデザイン（基本的な方向）となる適切な土地利用方針のもとで、各用途や地域の実情に応じた利用・誘導を図ります。

現況と課題

- ふるさとを守り、発展させていくための基盤となるのが土地利用です。下松市の総面積 8,937ha（89.37 km²）のうち、約6割にあたる約5,400haは森林で、その他が農地や市街地などとなっています。
- 都市計画区域^{*1}や農用地区域、地域森林計画等の関連制度によって土地利用方針や規制を行っており、開発と保全の調和、土地のかん養等の観点を踏まえ今後も取組が必要です。
- 市街地の適切な開発や、市街化調整区域^{*2}の保全、国立公園に指定されている笠戸島、自然豊かな米川など、多様な地域特性を踏まえた保全と活用策を検討し、振興していく視点も大切です。
- 「下松市都市計画マスタープラン^{*3}」でも、土地利用や都市構造などの方針を示しています。秩序ある市街地の形成等、バランスの取れた土地利用が求められます。

目標指標

指標名	現況値		目標値 (H27年度)	説明
	年度等	数値		
市街地開発や住宅地環境整備施策に対する満足度	H21年度	17.9%	25%	まちづくり市民アンケート結果
地籍調査進捗率	H21年度	6.3%	13%	地籍調査予定地のうち実施済の割合

施策の展開

施 策	主な事業
(1) 都市計画に基づく規制・誘導 適正な土地利用の促進に向け、都市計画法に基づく下松市の特性に応じた的確な運用、関係法令に基づく規制誘導等の対応を図るほか、広域連携等についても推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・開発許可申請進達 ・建築許可申請進達
(2) 都市計画マスタープランの推進 新たな時代に対応した「下松市都市計画マスタープラン」を推進し、将来都市構造や土地利用方針などに基づく都市の骨格形成、効果的な都市施設*4の配置等に計画的に取り組んでいきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープラン策定 ・県の計画との整合・調整
(3) 農地・山林における計画的土地利用誘導 農業振興地域整備計画における農用地区域等の的確な管理運用を通じ、優良農地や山林の保全、耕作放棄地対策等を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・下松農業振興地域整備計画書 ・下松市担い手育成総合支援協議会（耕作放棄地対策）
(4) 遊休地の有効活用 事業所・社宅跡地等の遊休地について、市街地の秩序維持と地域活性化への貢献を配慮し、有効活用を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・土地取引等届出進達 ・無届土地取引等調査・報告 ・遊休土地実態調査 ・土地利用動向調査
(5) 笠戸島地区の振興に向けた土地利用 観光等産業の振興、生活・コミュニティ機能の確保等、国立公園の法的制約を踏まえ、地区計画等による振興に向けた土地利用を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・周南3市及び県との調整 ・地区計画運用指針等の検討
(6) 米川地区の振興に向けた土地利用 山林や農地の適切な保全に努めるとともに、生活環境及び定住条件の向上等、中山間地域の活性化方策を検討、推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・森林整備地域活動支援交付金 ・流域育成林整備事業 ・中山間地域づくり事業
(7) 地籍調査の実施 地籍調査の計画的推進と、調査データの適正な管理を図り、土地行政を効率的・効果的に推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・地籍調査

関連計画

・下松市都市計画マスタープラン（H23年度～H42年度）

用語解説

- * 1 都市計画区域：都市計画を策定すべき区域として、実質上一体の都市として整備、開発及び保全する必要がある区域。
- * 2 市街化調整区域：都市計画区域のうち、当面、市街化を抑制すべき区域。
- * 3 都市計画マスタープラン：都市計画の目標や都市の将来像及びその実現に向けた方針を示す計画。
- * 4 都市施設：良好な都市環境を確保し、住民の利便性の向上を図るため整備することが必要な道路や公園、下水道等の施設。

参照地図

参考資料 図4：土地利用の概況図

第3章 【都市建設】 便利で快適な「まち」と みどり豊かな「さと」づくり

第1節 計画的な土地利用

2 市街地整備

基本方針

利便性や快適性、ゆとりやうるおい、にぎわいなど、多様な機能がバランス良く配置された市街地の充実を目指します。

駅周辺や商業ゾーンなどの拠点配置や、土地区画整理事業によるまとまった規模の市街地づくりなどについて計画的に取り組みます。

現況と課題

- 再開発や土地区画整理事業の推進等により、下松市の顔となるゾーン形成が進みつつあり、今後もさらなる魅力づくりに努める必要があります。
- 良好な市街地形成を目指し、中部土地区画整理事業が進展しています。一方、豊井土地区画整理事業は、事業の進展に向け、柔軟な対応・検討が必要となっています。
- 末武、花岡、久保地区での商業施設増加等、市街地が変貌するなかで、秩序あるコンパクトな市街地形成に向けた整備誘導の方策をきめ細かく講じていく必要があります。
- 末武、花岡地区では、幹線以外の道路整備の遅れ等により、健全な土地利用が阻害される部分が見られます。実情に応じ、面的な利用向上策の検討が求められます。

目標指標

指標名	現況値		目標値 (H27年度)	説明
	年度等	数値		
地区整備面積	H21年度	14.0ha	19.4ha	中部土地区画整理事業の整備面積
道路整備延長	H21年度	3,136m	5,081m	中部土地区画整理事業の道路整備延長

施策の展開

施 策	主な事業
(1) 市街化区域^{*1}、用途地域の見直し 都市計画法や都市計画マスタープランに基づく都市計画区域、市街化区域の範囲や用途地域の適切な見直しに努め、開発と保全の調和を図ります。	・都市計画審議会
(2) 的確な規制・誘導方策の検討 地区計画等、地区の特性に見合う規制・誘導手法を検討し、その導入に努めるとともに、開発行為の適切な指導を行います。	・地区計画の検討
(3) 下松駅周辺の魅力ある市街地づくり 下松駅前地区第一種市街地再開発事業等の成果を踏まえ、ソフト事業の支援、市民の交流・協働拠点としての活用等を推進します。	・ソフト事業の支援
(4) シンボルライン周辺の適正な市街化誘導 にぎわい、文化、暮らしなど、下松市のシンボルとしてのさらなる機能誘導を促進するための、規制誘導策の検討などに努めます。	・区域区分 ^{*2} の検討
(5) 土地区画整理事業の推進等 中部土地区画整理事業の計画的推進による良好な市街地形成を図るほか、豊井地区における柔軟な整備手法検討などを行います。	・中部土地区画整理事業 ・豊井土地区画整理事業
(6) 市街地拠点等の形成 港湾後背地、各地区拠点等、市街地拠点機能の充実を目指します。	・区域区分の検討
(7) 住居表示の推進 必要性等の周知・啓発を進めつつ、市街地内全般における住居表示の実施を目指し推進していきます。	・未実施地区での住居表示整備事業 ・住居表示審議会

関連計画

・下松市都市計画マスタープラン（H23年度～H42年度）

用語解説

*1 市街化区域：都市計画区域のうち、すでに市街化を形成している区域及び計画的に市街化を図るべき区域。

*2 区域区分：市街化区域と市街化調整区域との区分。いわゆる「線引き」。

参照地図

参考資料 図5：都市計画用途地域図

第3章【都市建設】 便利で快適な「まち」と みどり豊かな「さと」づくり

第2節 都市基盤の整備

1 道路網の整備・管理

基本方針

広域を結ぶ骨格となる幹線道路から身近な生活道路まで、安全・快適でバランスの取れた道路ネットワークの構築を目指します。

また、時代背景を踏まえ計画路線のあり方を見直したり、緑化や美化等、市民とともに進める親しみある道路環境づくりなどにも取り組みます。

現況と課題

- 人やモノ、情報を運ぶ道路網は、地域の生活や経済を活性化させるために不可欠な都市基盤であり、改良による機能向上と維持管理による安全安心の確保の両面のバランスが取れた道路環境づくりが求められます。
- 広域的な幹線道路では、国道や県道の整備・改良が進み、増加する交通量のスムーズな処理につながっています。今後の課題としては、暫定2車線で供用されている区間の4車線化、東海岸通りの防災対策が求められます。
- 都市計画道路として体系的に位置づけられた31路線は、平成22年3月末現在の改良済延長^{*1}33,092m（52.4%）、概成済みを加えると整備率は約82.9%となっています。
- 身近な生活道路としての役割も大きい市道については、地域の状況把握に努めるとともに、引き続き計画的な整備・管理を推進していきます。また、除草、清掃等については、自治会やボランティアの積極的な参加を求めるため、用具の貸出や材料の支給による支援を行うとともに、引き続き現行の道路愛護表彰制度^{*2}を通じて道路の大切さを啓発していくことが求められます。

目標指標

指標名	現況値		目標値 (H27年度)	説明
	年度等	数値		
都市計画道路整備率	H22.3	82.9%	84.4%	都市計画道路の整備率
市道改良率	H21.4	59.7%	65%	市道の改良済延長÷実延長 ^{*3} 下松市道路台帳による
市道実延長	H21.4	290km	293km	重複区間等を除いた市道の延長 下松市道路台帳による
補修済橋りょう数	H21.4	0橋	10橋	長寿命化修繕済の橋りょう数

施策の展開

施 策	主な事業
(1) 国県道の整備促進 骨格的な幹線道路である国県道の整備改良を促進するとともに、新規路線要望等も通じ、スムーズで安全な市内外交通体系の充実を図ります。	・ 国道整備促進 ・ 県道整備促進
(2) 主要市道の整備推進 都市計画道路をはじめとする主要な市道の計画的な整備を推進します。	・ 主要市道の整備推進事業
(3) 多様な道路網の充実・維持管理 効果的な拡幅や舗装、橋りょうの適切な維持管理、交通弱者対策、安全性や環境への配慮など、多様な視点に基づく市道環境の充実に努めます。	・ 橋梁長寿命化事業 ・ 身近な生活道路等の整備事業 ・ 道路パトロール
(4) 道路体系のあり方検討 優先度等を踏まえた適切な整備計画づくり、長期的視点に基づく交通需要マネジメントの検討などを推進します。	・ 長期未着手路線の整備方針検討
(5) 市民と進める道づくり 除草や清掃、緑化など、地域コミュニティとともに進める道づくりに取り組みます。	・ 道路愛護推進事業

関連計画	・ 下松市都市計画マスタープラン（H23 年度～H42 年度）
------	---------------------------------

用語解説

- * 1 改良済延長：概ね道路構造令等に適合する条件を満たした道路延長で、現在の基準例としては幅員 4 m 以上に拡幅改良した場合等があげられる。
- * 2 道路愛護表彰制度：道路愛護の気持ちを持って、道路の正しい利用に関し積極的に活動している方を表彰することで、道路の役割や重要性を広く知ってもらうために設けた表彰制度。
- * 3 実延長：道路法の規定に基づき供用開始の告示を行った区間のうち、交差点での道路の重複区間（重用区間）等を精査した、実際の道路延長。

参照地図

参考資料 図 6：国・県道ネットワーク図

図 7：都市計画道路ネットワーク図

2 公共交通の確保

基本方針

環境にやさしい交通手段である公共交通について、積極的な利用を促進するとともに、事業者等と連携し、必要な路線網の維持・確保に取り組みます。

また、子どもから高齢者まで、誰にとっても安全で利用しやすい交通環境づくりにも配慮します。

現況と課題

- 誰もが使え、環境にもやさしい鉄道・バス等の公共交通機関は、今後も重要な交通手段であり、需要動向等も踏まえつつ、一定水準の確保が求められます。
- 鉄道は、JR山陽本線、岩徳線の増便や施設改善などの要請を事業者に対し隣接市と共同で行っており、新幹線「のぞみ」の徳山駅停車回数増が実現する一方、利用者減少による岩徳線の減便など厳しい状況も見られます。
- バスは、利便性の確保や向上について事業者と随時協議しており、一部で路線変更、停留所設置が行われましたが、特に中山間地域を中心として路線バスの利用者数は年々減少しています。
- 道路の新設改良や住民要望に対応しつつ、生活交通の維持・確保を図るためには、引き続き見直し協議が必要であるとともに、環境変化に対応したバス輸送のあり方等、総合的な検討が必要です。

目標指標

指標名	現況値		目標値 (H27年度)	説明
	年度等	数値		
ノンステップバス導入率	H22.9	24.2%	33%	民間バス事業者のノンステップバスの導入率
公共交通の充実施策に対する満足度	H21年度	17.1%	20%	まちづくり市民アンケート結果

施策の展開

施策	主な事業
(1) 公共交通利用の促進 市広報、ホームページ、Kビジョン等を通じた利用啓発のほか、人と環境にやさしい公共交通機関のPRを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・みんなが利用したくなる生活交通推進 ・公共交通利用促進PR
(2) 交通体系のあり方検討 鉄道・バスの果たすべき役割を再認識し、マイカーと公共交通の連携・共存等、中長期的な総合的交通体系のあり方を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールバス混乗研究 ・交通計画策定研究
(3) 鉄道利用・利便性の向上 山陽本線や岩徳線の運行利便性の確保、新幹線の徳山駅への停車回数増等を事業者に要望し、利用を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道事業者要望
(4) バス利用・利便性の向上 路線網の維持に向けた一定の支援、利用しやすいダイヤ編成、バリアフリー化等、地域に根ざした利便性向上を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・生活バス路線維持対策事業 ・ノンステップバス導入補助 ・地域バス協議会
(5) 駐車場の機能整備 下松駅北口や公共施設における駐車場の確保・管理、民間による整備促進等を通じ、安全で快適な交通の連携充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・駅北駐車場維持管理
(6) 自転車利用の促進 歩道等の自転車通行環境の充実、駐輪場の確保など、安全・快適で健康な市民生活につながる自転車利用を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車走行環境改善事業 ・駐輪場整備推進事業 ・ノーマイカーデー

関連計画

・下松市都市計画マスタープラン（H23年度～H42年度）



ラッピングバス

第3章 【都市建設】 便利で快適な「まち」と みどり豊かな「さと」づくり

第2節 都市基盤の整備

3 都市交通拠点施設の充実と活用

基本方針

交通をスムーズにするとともに、快適性や心地良さを向上するなど、拠点となる交通施設機能の充実を目指します。

また、関連事業者等と利用者の視点に立った交通拠点機能のあり方等について協議していきます。

現況と課題

駅や駅前広場等は、交通拠点施設として多くの市民に利用されています。情報提供や交流の場としての活用など、多様な機能を今後も確保していく必要があります。

下松駅前の再開発事業では地域交流センターを整備しており、こうした施設を活用した、市の中心駅にふさわしい拠点機能の発揮が求められます。

駐車場や駐輪場についても、需要を踏まえ、適宜確保・整備等に努めています。また、利用者のモラル啓発も必要です。

目標指標

指標名	現況値		目標値 (H27年度)	説明
	年度等	数値		
駅の利用者数	H20年度	1,015,928人	1,015,000人	下松、生野屋、周防花岡、周防久保の各駅の延べ利用者数
放置自転車撤去台数	H21年度	320台	220台	駅前の放置自転車の撤去台数

施策の展開

施 策	主な事業
(1) 下松駅の機能維持・向上 事業者に対する早朝夜間の無人化解消の要請を行いつつ、下松駅の利便性や安全性の機能維持・確保を目指していきます。	・ 下松駅バリアフリー化要望
(2) 駅・駅前広場の機能のあり方検討 交通拠点としてのにぎわい、交流を促進するため、景観的な配慮・充実など、市の玄関口にふさわしい環境形成に努めます。	・ 下松市景観計画* ¹ の策定 ・ 駐輪場整備推進事業
(3) 岩徳線各駅の拠点機能整備検討 岩徳線各駅舎の有効利用等、市民や地域団体との協働による管理・活用を検討します。	・ 駅機能整備の推進
(4) バスターミナル機能の向上 交通需要動向や総合的な交通体系のあるべき姿を踏まえ、事業者等とバスターミナル機能のあり方について協議、検討します。	・ 地域バス協議会 ・ バスターミナル機能向上研究

関連計画

・ 下松市都市計画マスタープラン（H23年度～H42年度）



下松駅前

用語解説

*1 景観計画：より良い景観形成を実現するためのルールで、景観まちづくりを進める基本的な計画。

第3章【都市建設】 便利で快適な「まち」と みどり豊かな「さと」づくり

第2節 都市基盤の整備

4 港湾機能の整備

基本方針

産業、物流、景観など、港は地域の共有財産であり、厳しい社会経済情勢のもと、その拠点性や地域資源としての役割を活かした環境づくりに努めます。

現況と課題

- 特定重要港湾徳山下松港の下松市部分には2つの公共埠頭があり、山口県が管理しています。第2公共埠頭の拡張整備に続き、第1公共埠頭の拡張整備も進められています。
- 今後、港湾の有効活用に向け、民間企業や県及び関係機関で設置した「徳山下松港ポートセールス推進協議会」による国内外のPR活動等をさらに推進する必要があります。

目標指標

指標名	現況値		目標値 (H27年度)	説明
	年度等	数値		
下松港入港船舶総トン数	H20年度	7,137,947 GT	8,000,000 GT	下松港に入港する船舶のトン数の合計
海上貨物輸送量	H20年度	8,425,000 t	9,000,000 t	下松港の海上貨物輸送量

施策の展開

施 策	主な事業
(1) 港湾の整備 拡張整備中の第1公共埠頭の早期完成を目指します。	・港湾事業
(2) 港湾の活用促進 産業振興につながるポートセールスの展開、港湾後背地の有効利用等を通じ、港湾環境の充実を促進します。	・徳山下松港ポートセールス推進協議会でのPR活動 ・都市計画区域への編入 ・空間の整備見直し ・都市計画道路との関連検討

関連計画	・下松市都市計画マスタープラン（H23年度～H42年度）
------	------------------------------



第1公共埠頭

第3章 【都市建設】 便利で快適な「まち」と みどり豊かな「さと」づくり

第2節 都市基盤の整備

5 上水道の整備と管理

基本方針

生活基盤の柱の一つである上水の安全・安定確保に努めます。

上水道施設の計画的な維持管理に取り組むとともに、未給水地区への対応、水源地の環境保全など、良質な水を供給するための取組を進めます。

現況と課題

- 上水道は、平成 22 年 3 月に策定した下松市水道事業基本計画（計画；1 日最大給水量 53,300 m³、計画給水人口 56,620 人）に基づき、計画的な施設整備を進めています。
- 末武川ダム、温見ダムを水源とし、予備水源として大海町水源地があります。また、安定給水確保のため御屋敷山浄水場などの浄水・配水施設の更新や増設及び耐震化等の対策が必要です。
- 市街化区域内における上水道未給水地区は解消しましたが、市街地の老朽管更新、水圧低下解消のための増径などを行うとともに、未給水地区解消のための配水管及び施設の整備が必要です。
- 米川地区の一部では簡易水道を運営しており、今後も地域の実情に沿った上水道基盤の確保が求められます。
- 水源水質の保全のため、平成 12 年度からダム湖水源流域で水源涵養林の植樹を幅広い年齢層の市民参加により行っており、市民の理解促進に努めています。

目標指標

指標名	現況値		目標値 (H27 年度)	説明
	年度等	数値		
有収率	H21 年度	89.7%	92.3%	配水量に対する有収水量の割合。漏水等で低下する
水道普及率	H21 年度	97.3%	97.5%	上水道の普及率

施策の展開

施 策	主な事業
(1) 配水管等の更新整備 計画に基づく老朽管の布設替えによる耐震化や増径など、上水道配水環境の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽配水管更新整備 ・配水管一般改良整備 ・配水管支障移転改良整備 ・配水管拡張整備
(2) 浄水施設的能力向上 配水池の増設により、国の配水施設能力の新基準への対応を推進し、上水道システムとしての安定性向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・配水池増設整備
(3) 上水道未給水地区への対応 未給水地区の解消を目指し、開発等による生活環境や水事情の変化、水需要予測等に基づき対応していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・配水管拡張整備 ・未普及地区解消整備
(4) 簡易水道施設の維持管理 米川地区の簡易水道について、施設の老朽化に伴う補修を計画的に行い、安定的な給水を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・下谷浄水場整備
(5) 水源の保全対策 ダム上流域の水源涵養林の整備などを広域的連携のもと推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・米泉湖水源のもり植樹
(6) 施設の更新整備 御屋敷山浄水場施設やポンプ所配水池の老朽化した施設を計画的に改修するとともに、耐震化を進め、安全給水を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・御屋敷山浄水場施設耐震化 ・ポンプ所配水池耐震化 ・老朽施設改修整備 ・機械・電気計装設備更新
(7) 災害時における飲料水確保 いかなる大規模な災害時においても、市民の飲料水を確保するため、緊急貯水槽の整備を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水緊急貯水槽整備

関連計画

・下松市水道事業基本計画（H21年度～H39年度）

第3章 【都市建設】 便利で快適な「まち」と みどり豊かな「さと」づくり

第3節 居住環境の充実

1 緑地保全・都市緑化

基本方針

豊かな自然に包まれた下松市においては、良好な緑の環境を保全したり、身近な場所で活かしていくことは大切な課題です。

森林環境の保全や適切な活用に取り組むとともに、緑や花を取り入れた緑化まちづくりについて、市民や事業所等、地域ぐるみで進めます。

現況と課題

- 緑や水に恵まれた下松市では、その保全や活用はまちづくりの大きなテーマです。平成10年に「下松市緑の基本計画^{*1}」を策定し、緑地や公園などの配置・形成方針を定めています。
- 「下松市都市計画マスタープラン」でも体系的に公園・緑地を位置づけており、今後も計画的・体系的な保全・整備が求められます。
- 緑を守り、親しむための各種イベント等を通じて、市民の花や緑に対する意識が高まっています。今後も市民や企業と行政の協働により、都市緑化に努める必要があります。

目標指標

指標名	現況値		目標値 (H27年度)	説明
	年度等	数値		
緑地など自然の豊かさに対する満足度	H21年度	73.6%	75%	まちづくり市民アンケート結果

施策の展開

施 策	主な事業
(1) 計画的な森林環境の維持・保全 自然環境の保全に向け、植林等管理や活用のための整備について、地域の実情に応じ推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 生活環境保全林管理 生活環境保全林巡視
(2) 市民に開かれた森づくり 米泉湖周辺や笠戸島などを主として、市民に開かれた森林整備を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 集約施業展示林設置
(3) 効果的な保全・活用策の充実 「森林づくり県民税」を活用するほか、都市緑地法等による保全、森林ボランティア等、市民参加による保全に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 里山エリア再生交付金
(4) 多様な森林環境の保全・活用 森林環境保全林や学校林など、多様な森林環境の適切な保全と活用を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 生活環境保全林管理 林内管理
(5) 緑化の保全・充実 「下松市緑化条例」や工場緑化協定*2等を遵守・充実し、公共空間での緑化推進による密度の高い緑化ネットワークを形成します。	<ul style="list-style-type: none"> 街路・公園の樹木の適正管理 恋ヶ浜緑地の管理
(6) 緑や緑化活動の普及と啓発 市民団体との協働により、花と緑に関する各イベントを充実し、緑化意識の醸成を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> くだまつ花と緑の祭典 緑の募金運動 コスモスマつり 花壇コンクール
(7) 花いっぱいのもちづくり 緑を育てる拠点として緑化センターを十分に活用し、花を身近に楽しめる空間の充実を図るとともに、市民参加による花いっぱいのもちづくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 緑化センターの運営 しだれ桜・河津桜の植栽 花苗の無料配布

関連計画	<ul style="list-style-type: none"> 下松市緑の基本計画（H10年度～） 下松市都市計画マスタープラン（H23年度～H42年度）
-------------	--

用語解説

- *1 緑の基本計画：緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画。
- *2 工場緑化協定：環境保全及び公害防止上必要と認めるときに、市長と工場もしくは事業所の設置者が結ぶ、工場等とその敷地の緑化に関する協定。

2 公園の整備と管理

基本方針

公園は、多様な機能・役割を持っており、計画的な充実を進めます。

すでに計画されている公園についても柔軟に見直しながら、市民ニーズに対応していくとともに、管理等への市民参加を促進し、身近な公園としての活用に努めます。

現況と課題

- 公園は、いこい、健康、防災など多様な機能を持っており、地域に欠かせない基盤となっています。
- 「下松市緑の基本計画」や「下松市都市計画マスタープラン」において体系的に公園・緑地を位置づけ、整備に努めており、今後も計画的・体系的な整備が求められます。
- 公園は、市民ニーズの高い都市施設ですが、近年では、防災公園としての役割も担う下松スポーツ公園の整備等を通じ、市民の多様な要望への対応も進んできました。
- 長期にわたり未整備となっている都市計画公園もあることから、今後の計画については、地域の実情を踏まえ柔軟に対応していくことが必要です。
- 街区公園は、地域住民による管理が行われており、身近で親しみのある公園環境づくりが実践されています。

目標指標

指標名	現況値		目標値 (H27年度)	説明
	年度等	数値		
公園・緑地の整備施策に対する満足度	H21年度	25.7%	35%	まちづくり市民アンケート結果

施策の展開

施 策	主な事業
(1) 下松スポーツ公園の充実 スポーツや健康、いこいの場など、多様なニーズへの対応のほか、防災公園としての役割も踏まえつつ、機能の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の策定・見直し ・公園の適正な維持管理
(2) 都市計画公園配置計画の見直し 「下松市緑の基本計画」の見直しのなかで、現状を踏まえた都市計画公園の配置・整備方針を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> ・長期未着手公園計画の見直し
(3) 身近ないこいの場の充実 中部土地区画整理事業と連携した街区公園の確保など、地域の実情を踏まえた、誰でも利用しやすい公園の充実に図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・街区公園整備 ・ユニバーサルデザインの推進
(4) 維持管理の充実 長寿命化計画に基づく改修や、点検・清掃・修繕等の定期的な管理とともに、自治会等市民の参画・協働による管理など、地域に根ざした公園づくりを目指します。	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画公園の維持管理 ・危険度判定調査 ・長寿命化計画策定 ・地元公園管理委託

関連計画	<ul style="list-style-type: none"> ・下松市都市計画マスタープラン（H23年度～H42年度） ・下松市緑の基本計画（H10年度～）
-------------	--



下松スポーツ公園

3 都市景観形成

基本方針

都市としての美しさや個性を表す「景観」を重視したまちづくりに取り組んでいきます。

市民意向等の把握に努めつつ、景観の現状、特徴などを踏まえ、その保全や創造など体系的な方針を明らかにし、下松市の価値・財産としての関心を高めていきます。

現況と課題

- いこいやうるおいなどを感じる「景観」のまちづくりも重視される時代となっています。
下松市は平成 20 年に景観行政団体*1に移行し、今後ふるさと下松にふさわしい景観まちづくりの実現を目指します。
- 景観の向上には、市民、民間事業者、行政がそれぞれ役割を果たすことが求められ、市民は個々の建築行為などにおいても、周囲の町並みとの調和などが求められます。
- 公共施設の整備においても、周辺と調和のとれた建物デザインや色彩等への配慮がより強く求められるようになり、そうした配慮を高めていくことが必要です。
- こうした時代背景等を踏まえ、今後は下松市としての景観形成の考え方・方向性を整理することが必要となっています。

目標指標

指標名	現況値		目標値 (H27 年度)	説明
	年度等	数値		
景観に対する関心度	H21 年度	21.9%	40%	まちづくり市民アンケート結果「とても関心がある」の割合

施策の展開

施 策	主な事業
(1) 都市景観形成の指針づくり 景観の視点で市の現状を分析するとともに、その保全や活用、創造、市民との協働などの方策を示す景観計画を策定、推進します。	・ 下松市景観計画の策定
(2) 市民の景観意識の向上 意識調査等を通じ現状把握に努めつつ、広報や関連イベント等による啓発、市民意識の醸成に努めます。	・ 下松市の景観づくりに関するアンケート
(3) 地域での組織的な景観創造活動の展開 地区計画等の運用を通じ、市民・民間による景観形成活動を支援し、情報提供等を推進します。	・ 下松市景観計画の策定
(4) 公共空間における景観整備 道路の緑化や公共サイン（標識）など、公共施設整備の際の景観的配慮に努めます。	・ 下松市景観計画の策定
(5) 下松らしさのある景観形成 地域の自然・歴史文化、「星ふるまち」など、固有の地域らしさを活かした景観形成を推進します。	・ 下松市景観計画の策定

関連計画	・ 下松市都市計画マスタープラン（H23年度～H42年度） ・ 下松市緑の基本計画（H10年度～）
-------------	--



元町西地区（協調建替えや無電柱化による、ゆとりある歩道の確保）

用語解説

- * 1 **景観行政団体**：景観法に基づいて良好な景観形成のための具体的な施策を実施していく自治体で、景観計画を策定することができる。

第3章 【都市建設】 便利で快適な「まち」と みどり豊かな「さと」づくり

第3節 居住環境の充実

4 公営住宅の管理・更新

基本方針

市民生活の基盤である住宅やその環境のあり方等を踏まえつつ、公営住宅の効率的な管理や、計画的な更新整備などについて進めていきます。

現況と課題

- 市営住宅は、11団地、58棟、590戸あり、最近、建設・建て替えを行ったものは、居住面積の増加や高齢者対応等、質的な向上を図っています。
- 市営住宅の維持管理は、3ヵ年先までの整備計画を策定して計画的に進めています。機能向上を含む改修や維持補修を引き続き進める必要があります。
- 「下松市公営住宅ストック総合活用計画」に沿って、老朽化した住宅の今後の方針や既存の住宅の有効活用に係る検討を進めています。
- 市営住宅の戸数について、4分の1近くは既に耐用年数を経過しており、約7割が耐用年数の半分を経過しています。

目標指標

指標名	現況値		目標値 (H27年度)	説明
	年度等	数値		
耐用年数経過棟数	H22年度	35棟	25棟	耐用年数を経過した市営住宅の棟数
入居停止戸数	H22年度	169戸	121戸	入居を停止している市営住宅の戸数

施策の展開

施 策	主な事業
(1) 市営住宅の計画的更新整備 計画に基づく建替整備、または用途廃止の実施とともに、定期的な点検、緊急度、危険度に応じた維持補修、居住性の向上につながる改修整備のための長寿命化計画の策定を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・生野屋市営住宅建替 ・公営住宅等長寿命化計画策定
(2) 多様な公営住宅供給方法の検討 民間賃貸住宅の借上げによる家賃補助導入の検討や、指定管理者制度 ^{*1} の活用等を含めた管理方法の検討を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・家賃補助制度の導入検討 ・指定管理者制度の活用検討

関連計画	<ul style="list-style-type: none"> ・下松市住宅マスタープラン（H10年度～） ・下松市公営住宅ストック総合活用計画（H20年度～H30年度）
-------------	--



尾尻市営住宅

用語解説

*1 指定管理者制度：地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理を、株式会社をはじめとした民間法人にもさせることができる制度。

A decorative graphic of yellow stars is centered on the page. The stars are arranged in a pattern that forms a large, stylized shape, possibly a '4' or a similar symbol, with a vertical column of stars extending downwards from the bottom center. The stars vary in size and are scattered around the main text.

第4章 産業経済

活力のある「まち」と 恵み豊かな「さと」づくり

第1節 農林水産業の振興 114

第2節 商工業の振興 120

第3節 観光の振興 126

第4章【産業経済】 活力のある「まち」と 恵み豊かな「さと」づくり

第1節 農林水産業の振興

1 農業の振興

基本方針

農業を取り巻く厳しい時代情勢や、流動的な制度動向などを背景に、農業の振興に向けた総合的な取組を進めていきます。

担い手や組織的営農など体制の確保から、生産、流通、販売等の充実、また、付加価値の向上や市民理解の促進などを目指します。

現況と課題

- 「周南地域水田農業ビジョン」に基づき、今後も生産、流通、担い手づくり、地産地消などの取組を進める必要があります。
- 全国的な傾向と同様、下松市の農家数や経営耕地面積は減少しており、農道等生活環境も含め、農業生産基盤の適切な確保・充実も課題となっています。
- 営農集団や農業生産法人等、組織化を促進したり、認定農業者等意欲を持った担い手への支援など、効果的な営農環境形成を促進する必要があります。
- 朝市や青空販売など、多様な流通・販売による活性化も見られるほか、安心安全な農作物提供に向けたJA周南で行われている研修会等、良質な農業振興に努める必要があります。
- 花卉の栽培が拡大するなど、地域的な特徴も見られており、市農産物の知名度向上や、加工も含めた特産品振興など、多様な振興策の充実も必要です。
- 農業の持つ多様な機能・役割を背景に、農業体験を通じて農業の大切さを学ぶ場として、下松市農業公園を開設しています。今後も農業を通して土に親しみ、食育活動や自然体験の拠点とする活用が必要です。

目標指標

指標名	現況値		目標値 (H27年度)	説明
	年度等	数値		
認定農業者数	H21年度	5人	10人	農業経営のスペシャリストになろうとしている人で市が認定した数
農林業の振興施策に対する満足度	H21年度	4.0%	10%	まちづくり市民アンケート結果

施策の展開

施 策	主な事業
<p>(1) 農業振興計画の見直しと推進</p> <p>平成23年度に見直し予定の「農業振興地域整備計画」、及び「周南地域水田農業ビジョン」等に沿った総合的な農業振興を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興地域整備計画策定 ・農業振興地域整備計画の変更（農振除外） ・鳥獣防除補助 ・下松市担い手育成総合支援協議会（耕作放棄地対策）
<p>(2) 農業の担い手育成</p> <p>農業後継者、新規就農者など、意欲ある多様な農業人材の確保・育成を促進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・下松市担い手育成総合支援協議会（認定農業者確保育成） ・下松市担い手育成総合支援協議会（農業経営改善計画） ・下松市担い手育成総合支援協議会（就農支援） ・農業近代化資金等利子補給
<p>(3) 組織化・集団化の促進</p> <p>農機具の共同利用や出荷流通、販売などを念頭に、集落営農の組織化、共同集団化、農作業の受委託促進等により、営農体制の強化を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・下松市担い手育成総合支援協議会（集落営農組織等法人化支援） ・下松市担い手育成総合支援協議会（農業経営改善計画） ・下松市担い手育成総合支援協議会（認定農業者確保育成）
<p>(4) 経営規模の拡大促進</p> <p>農地の流動化を促進し、多様な担い手への農地の集積を図るとともに、農業経営の規模拡大、農地の効率的利用を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農業経営基盤強化促進（利用権設定等） ・下松市担い手育成総合支援協議会（農地利用集積円滑化） ・農業振興対策事業費補助
<p>(5) 特産品や新規製品の充実</p> <p>農産品の新品種や、特産品など、付加価値の向上につながる産品開発・普及、6次産業化等を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・下松市農業改良普及協議会 ・周南地域水田農業推進協議会 ・笠戸島特産品開発グループ支援
<p>(6) ふれあい型農業の展開</p> <p>朝市等の振興や、農業公園を活用したふれあいと親しみのある地域農業の振興を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農業公園維持管理
<p>(7) 地産地消の拡大</p> <p>地産地消を推進するため、積極的なPRに努めます。また、学校給食に地場産農産物の積極的な活用を進め、地産地消とともに食育を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・下松市農業改良普及協議会 ・くだまつふれあいフェスタ推進協議会 ・学校給食における地産地消推進協議会

第4章【産業経済】 活力のある「まち」と 恵み豊かな「さと」づくり

第1節 農林水産業の振興

2 林業の振興

基本方針

国際的な競争等、厳しい環境にさらされる林業の維持、振興に向け、担い手の確保やボランティアを通じ、健全な事業の維持を促進します。また、木材以外の林業製品の振興や、関連基盤整備など、環境保全の視点も踏まえつつ計画的に取り組んでいきます。

現況と課題

- 下松市の林野面積は、ほぼ横ばいで推移しており、民有林で若干の減少が見られます。産業としての林業の規模は小さく、国内外との厳しい競争のもと、担い手確保も困難となっています。
- 森林環境の保全等に向け、下松市林業研究会による間伐、枝打ち等の現地研修会、先進地視察を実施し技能の向上が図られており、この中から自主的なグループも生まれています。
- 林道は重要な林業生産基盤であり、「下松市森林整備計画」に基づき整備を進めていますが、市有林における更なる計画的な林道、作業道の整備が必要です。
- 特用林産物として、生シイタケ、干しシイタケ、マイタケ等が栽培されています。それらの振興や間伐材の有効利用の方向を見出すことも必要です。
- 森林の保全管理は、国土保全や災害防止の観点からも重要な課題です。市民の関心を高め、教育や保養などの場として積極的に活用することも求められます。

目標指標

指標名	現況値		目標値 (H27年度)	説明
	年度等	数値		
林道等整備率	H21年度	52%	60%	林道・作業道のうち整備した割合

施策の展開

施 策	主な事業
(1) 林業の担い手育成 下松市林業研究会への支援等を通じ、担い手の育成・確保、経営意欲と技術の向上、市有林監視員への協力など、人材や技術の活用を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林業研究会活動補助 ・ 岩徳流域林業活性化センター ・ 林業協会
(2) 森林組合活動の充実促進 周南森林組合による森林整備事業が円滑に進められるよう支援を続けるとともに、適切な森林管理に向けた体制・制度の検討、整備を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林整備地域活動支援交付金
(3) 計画的な施業・生産活動の推進 地域ごとの適切な施業方法による生産活動、良質な木材生産、間伐、枝打ち、下刈り等を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市有林等整備 ・ 搬出間伐
(4) 特用林産物の振興 シイタケ、木炭、竹炭等の特用林産物の振興を支援し、山林の特性を生かした付加価値の創出を目指します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下松市林業研究会 ・ 下松竹炭生産組合
(5) 林業生産基盤の整備 作業道（路）の計画的整備、維持管理、新たな長期計画を定め、林業経営の生産性向上を目指します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林道等道刈 ・ 小規模林道整備 ・ 林内整備

関連計画	・ 下松市森林整備計画（H19年度～H28年度、5年毎見直し）
------	---------------------------------



間伐の施業

第4章 【産業経済】 活力のある「まち」と 恵み豊かな「さと」づくり

第1節 農林水産業の振興

3 水産業の振興

基本方針

豊かな海洋環境を持つ下松市の特性を活かし、生産から流通・販売まで、水産業の振興を進めていきます。

規模や漁業環境などの現状を踏まえ、安定的な事業展開や付加価値づくり等を推進します。

現況と課題

- 下松市の漁業は小規模なものが中心となっています。ほとんどが専業であり、高齢化が進む一方で新規就業者も少しずつ増えています。
- 養殖漁業者への技術相談を実施しているほか、リーダー層の育成など、担い手確保を目指しています。
- 笠戸島の栽培漁業センターでは、種苗生産や中間育成、養殖を行っています。取扱量は減少傾向にありますが、水産物需要を踏まえ、漁獲の安定的増大に寄与することが求められています。
- 沿岸漁業活性化のため、漁場造成によって磯根資源の増殖を進めてきました。漁獲の安定性が低い面もあり、より効果的な魚礁設置等の方法を検討し、進める必要があります。
- 漁協等関連団体と連携しつつ、流通関連施設の近代化や加工品開発など、多様な漁業振興に向けた取組も必要です。
- 廃棄物の浮遊等による漁場の荒廃や操業の障害を防ぐため、市民や漁業者への漁業生産環境保全意識を高揚する必要があります。

目標指標

指標名	現況値		目標値 (H27年度)	説明
	年度等	数値		
水産業の振興施策に対する満足度	H21年度	3.8%	10%	まちづくり市民アンケート結果
漁獲量	H20年度	233t	233t	魚類、貝類、水産動物の漁獲量
漁業個人経営体数	H20年度	38世帯	38世帯	専業・兼業の漁業個人経営体総数

施策の展開

施 策	主な事業
<p>(1) 沿岸漁場の整備</p> <p>産卵礁や魚礁設置などによる漁場造成を継続するとともに、整備魚礁の効果把握や実態調査等を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・単県農山漁村整備（産卵施設設置） ・単県農山漁村整備（魚礁漁場整備） ・藻場・干潟生産力向上活動促進 ・漁場調査
<p>(2) 栽培漁業センターの機能充実</p> <p>種苗生産、中間育成及び養殖事業の強化を図り、魚種の再考や生産経費の削減、技術改良、新規市場開拓、市場性のある新種苗開発等、機能の充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・栽培漁業振興（新魚種開発運営費補助） ・栽培漁業センター施設整備 ・周南地域栽培漁業推進協議会
<p>(3) 放流事業の展開</p> <p>周南市と協調し放流計画を維持しつつ、漁業資源の育成のために事業を展開していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・種苗放流 ・周南地域栽培漁業推進協議会
<p>(4) 生産組織や漁業者の体制安定強化</p> <p>漁業生産組織の経営基盤の強化を図り、漁業者の経営安定等を促進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業近代化資金等利子補給*1 ・ニューフィッシャー確保育成推進事業*2
<p>(5) 水産物流通体制の強化</p> <p>漁協の合併による市場の統合等の効果を生かした、水産物流通体制の強化を促進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・下松市魚食普及推進協議会 ・下松市水産振興基金協会貸付金
<p>(6) 漁場環境の保全</p> <p>海浜干潟清掃や海底清掃等の計画的実施、釣りやマリンスポーツなどと漁業の共生に向けた意識の啓発、遊漁者への働きかけなどを推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・藻場・干潟生産力向上活動促進 ・赤潮・油流出対策業務 ・港湾・海浜清掃業務
<p>(7) 水産加工品の開発促進</p> <p>漁獲物の付加価値を高める水産加工品、特産品の開発を充実促進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・下松市魚食普及推進協議会 ・笠戸島特産品開発グループ支援 ・学校給食における地産地消推進協議会

用語解説

- * 1 漁業近代化資金等利子補給：漁業者の負担の軽減を図り、漁業の近代化を促進するため、近代化資金の貸し付けを行った融資機関への利子補給を行う制度のこと。
- * 2 ニューフィッシャー確保育成推進事業：漁業就業希望者の募集から研修及び就業までの一貫した支援体制を整備し、漁業就業者の確保を目的とする事業のこと。

第4章【産業経済】 活力のある「まち」と 恵み豊かな「さと」づくり

第2節 商工業の振興

1 工業・物流業の振興

基本方針

下松市の発展を支えてきた工業や、産業活性化の動脈となる物流業の振興を図ります。
新たな企業立地や多様な企業交流の促進、関連する情報提供など、雇用・就労にもつな
がる産業拠点の形成・充実にに向けた取組を進めます。

現況と課題

- 沿岸部を中心に、下松市の発展を支えてきた工業は、世界的な厳しい経済情勢下、近年
ようやく回復基調に転じ、現在も基幹産業としての役割を果たしています。
- 物流・生産流通機能の強化を図るために整備された周南工流シティー及び東海岸通りの
下松地場産業団地には、市内外から多くの事業所が立地しています。
- ものづくり基盤技術の高度化・ブランド化の推進及び高度技術産業の育成を図ることを
目的として創設された「やまぐちブランド技術研究会」には市内企業も参加しており、
産学公が連携した活動により産業の集積を目指します。
- 中小企業を中心に、経営の高度化、安定化などについて、商工会議所等と連携しつつ実
施しています。
- 周南地域地場産業振興センターでは、企業情報の収集、提供のほか、新技術・新製品開
発支援のための研究や人材養成、企業間の人的交流、情報交換にも活用されています。

目標指標

指標名	現況値		目標値 (H27年度)	説明
	年度等	数値		
立地企業数	H21年度	0社	1社	企業誘致活動により新たに立地 された企業数の累計
工業用地分譲面積	H21年度	0ha	38ha	分譲した東海岸通りの工業用地 (民有地)の面積の累計
製造品出荷額等	H20年	27,274千 万円	28,000 千万円	製造品出荷額、加工賃収入額等 の合計(工業統計調査より)

施策の展開

施 策	主な事業
<p>(1) 新規企業立地の促進</p> <p>県の企業立地施策と連携し、優良企業の誘致に向けたPRを行い、効果的な企業誘致活動を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・下松市産業活性化・企業誘致推進協議会 ・企業誘致ダイレクトメール ・企業訪問 ・工場設置奨励金・雇用奨励金
<p>(2) 企業間・業種間の交流促進</p> <p>県の関係機関等と連携し、異業種交流、大手企業を交えた協議会等の設立検討などを通じ、企業付加価値の創造を支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・周南地域地場産業振興センター管理負担金
<p>(3) 新技術・新商品開発や産学連携の促進</p> <p>各種制度の充実や国・県等による助成制度の活用、産学連携により、新技術・新商品の開発を促進し、工業振興を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・周南地域地場産業振興センター中小企業総合支援事業負担金 ・産業技術振興表彰制度
<p>(4) 中小企業の経営高度化・安定化支援</p> <p>経営高度化・安定化に関する経営指導や各種事業資金融資制度、補助金、共済制度等の活用を促進し、経営基盤強化等の支援を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・下松市中小企業制度融資 ・下松市中小企業相談所交付金 ・小規模事業者経営改善資金利子補給 ・中小企業育成研究会特別講演会
<p>(5) 新規起業への支援</p> <p>関連機関との連携により、新規起業への資金面、技術面の支援・指導、広域的連携による支援環境の充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・下松市中小企業制度融資
<p>(6) 物流業の振興方策検討</p> <p>商工業との一体的成長に向け、企業誘致活動のほか、関連情報提供等を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・企業誘致ダイレクトメール ・企業訪問

第4章 【産業経済】 活力のある「まち」と 恵み豊かな「さと」づくり

第2節 商工業の振興

2 商業・サービス業の振興

基本方針

商業のまちとして、にぎわいや活力がもたらす効果は大きく、今後もその充実を目指します。

駅前や「ザ・モール周南」、末武大通り沿線など、各商業・サービス業拠点の充実を促進するとともに、相互の連携や情報共有などを通じ、便利で魅力的な商業環境の形成を図ります。

現況と課題

- 「ザ・モール周南」の開設を契機として、下松市では商業施設の立地が進み、道路等市街地機能の充実と相まって、県内有数の商業都市としての特徴を持つようになりました。
- 下松駅南地区では、市街地再開発事業による商業基盤整備も終了していますが、商店数の減少など全国的傾向と同様、小規模商業者にとっては厳しい状況も見られます。
- 主要道路沿道等における商業立地の展開など商業環境の変化に合わせ、各商業者や商店街が結束して行動する力（タウンマネジメント力）を高めていく必要も考えられます。
- 商業環境の変化、多様化する社会ニーズに対応できるよう、商工会議所と連携し、商業・サービス業の経営安定化を支援する必要があります。

目標指標

指標名	現況値		目標値 (H27年度)	説明
	年度等	数値		
市制度融資実行額	H21年度	348百万円	350百万円	特別小口融資、不況対策資金、中小企業活性化資金の融資実行額の計
事業所数	H19年	809事業所	800事業所	卸売業と小売業の計（商業統計より）
空き店舗率	H21年度	1.9%	1.9%	商店街現況調査（県商政課実施）

施策の展開

施 策	主な事業
(1) 下松駅周辺の商業活性化活動の促進 NPOや地域住民が取り組む、まちの活性化活動を支援し、商店街の魅力の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅南市民交流センター管理運営
(2) 経営改善・近代化・起業等への支援 各種制度融資の整備活用や、顧客管理等の効率化、経営近代化を促進する指導・支援等のソフト事業を展開するとともに、新規起業も支援していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下松市中小企業制度融資 ・ 中小企業相談所交付金
(3) 組織力の強化と組織活動の展開 商業を通じ街全体の管理運営を目指す「タウンマネジメント」活動の支援や、商店街組織の活動促進等、組織的活動の強化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・ NPO理事会への参加
(4) 商業基盤整備による支援 意欲のある商店街が行う商業基盤施設の整備については、商工会議所と連携し、国の施策の活用を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下松市中小企業制度融資 ・ 商業振興施策の周知
(5) 大規模店立地に係る良好な環境保持 関連法制度の適切な運用等により、良好な生活環境及び商業環境の形成を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模小売店舗立地対策委員会
(6) サービス業の振興 市制度融資の支援継続等により、多様なサービス業環境形成を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下松市中小企業制度融資



下松タウンセンター

第4章【産業経済】 活力のある「まち」と 恵み豊かな「さと」づくり

第2節 商工業の振興

3 雇用対策と勤労者福祉

基本方針

社会経済や景気動向が不透明で厳しい中、安定的な雇用の確保を目指し、雇用に関する情報の提供、職業訓練を通じた能力向上支援、勤労者の福祉・安全対策など、雇用・就労環境の整備に努めます。

現況と課題

- 世界的な経済不況のなかで、地域の雇用情勢は改善が見られず、有効求人倍率は著しく低迷し、安定的な雇用の場は確保が難しい状況が続いています。
- 産業振興を通じた雇用の創出、関係機関と連携した雇用情報の提供や職業訓練など、雇用促進のための支援策の強化が必要です。
- 勤労者の福祉の充実と勤労意欲の向上を図るため、勤労者総合福祉センターを設置し、各種講習会の実施や職業情報の提供をはじめ、教養・文化、研修、スポーツ活動の場の提供等を行っています。
- 職場の安全衛生対策は、国や県の施策情報の提供やPRが効果を上げています。労働災害の防止、労働衛生環境の向上のため、対策の継続が必要です。

目標指標

指標名	現況値		目標値 (H27年度)	説明
	年度等	数値		
年間有効求人倍率	H21年度	0.51倍	0.9倍	下松公共職業安定所分
勤労者総合福祉センター利用者数	H21年度	46,681人	48,000人	文化交流施設、研修室、体育室等の延べ利用者数
労働福祉金融制度利用件数	H21年度	1件	4件	中小企業勤労者小口資金貸付等

施策の展開

施 策	主な事業
(1) 雇用情報の収集と提供 県及びハローワーク下松と連携し、各職業相談窓口を通じて雇用情報、求人情報を収集し、的確に提供していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 求人情報の掲示 ・ 若者サポートステーション事業負担金 ・ ジョブカードサポートセンター連絡会への参画
(2) 職業訓練等の支援 県と連携し、県立高等産業技術学校などによる時代に適合した職業訓練機会の拡充を促進するとともに、利用の周知を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職業訓練情報の周知 ・ 若者サポートステーション事業負担金 ・ ジョブカードサポートセンター連絡会への参画
(3) 勤労者総合福祉センターの有効活用 勤労者総合福祉センターの内容充実と効果的運営、勤労者向けの各種講座や福利厚生事業等の利用を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勤労者総合福祉センター管理運営
(4) 職場の安全衛生対策の強化促進 国及び県による安全週間や労働衛生週間の行事、講習や研修への参加促進のための情報提供等、意識啓発策を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働安全衛生週間の周知 ・ 労働セミナーの周知 ・ 下松市中小企業勤労福祉協議会交付金



中小企業勤労者フェスタ

第4章【産業経済】 活力のある「まち」と 恵み豊かな「さと」づくり

第3節 観光の振興

1 うるおい空間・観光拠点の充実

基本方針

観光資源化につながる、良質で個性的な都市・地域基盤の充実に努めます。

河川や海岸部など、うるおいあるオープンスペースの整備や、歴史文化性を活かした拠点づくり、しだれ桜・河津桜の植樹による癒しの空間づくり等、気軽に訪れ下松市らしさを実感したり、ふれあうことのできる居場所づくりを目指します。

現況と課題

- 観光やレジャーは、地域にふれあいや交流等による活気をもたらすと共に、心の豊かさにも通じる重要な産業です。既存資源やその良さを活かした拠点形成・充実が必要です。
- 河川整備等においては、近年の異常気象を踏まえた治水対策を優先しながら、親水性やうるおいを重視した整備が求められています。
- 美しい自然景観を持つ笠戸島は、瀬戸内海国立公園に指定され、市内外の人々の観光・行楽の場となっています。平成17年に整備された海上遊歩道、笠戸島大城温泉などの施設と美しい自然を活かした事業の実施が求められています。
- 平成13年に花岡の「記念の杜」に「しだれ桜」を植樹して以来、市内に約3,600本を植樹しています。また、笠戸島には「河津桜」を植樹しており、観光の素材としての活用が期待されます。
- 米泉湖周辺でのハイキング等レジャー機能や、旧山陽道の宿場町である花岡地区の歴史的遺産も残る町並みなど、市内各地域の環境や個性を活かした観光施策が求められています。
- こうした施策の推進にあたっては、地域住民等、市民の自主的な参加も必要であり、関連団体活動等によるソフト面の充実も求められます。

目標指標

指標名	現況値		目標値 (H27年度)	説明
	年度等	数値		
笠戸島観光客数	H21年	321,163人	350,000人	観光客動態調査より（国民宿舎大城、笠戸島ハイツ、家族旅行村の利用者数）
温見ダム・末武川ダム観光客数	H21年	13,700人	14,000人	観光客動態調査より（イベント主催者発表と地域内施設からの聞き取り）
花岡観光客数	H21年	20,900人	25,000人	観光客動態調査より（イベント主催者発表と地域内施設からの聞き取り）

施策の展開

施 策	主な事業
(1) うるおいある河川整備 河川は、治水を前提とした整備を推進しつつ、利水や環境保全の要素も取り入れ、水に親しめうるおいある環境整備を検討します。	・ うるおいのある河川整備事業
(2) 笠戸島のリゾート環境の充実 観光の中核拠点である笠戸島のコースタルリゾートや家族旅行村、国民宿舎大城などについて、魅力や利便性の向上を促進します。	・ 国民宿舎大城改修事業 ・ 家族旅行村管理運営 ・ 海上プロムナード管理
(3) 米泉湖周辺の観光拠点機能整備 観光協会をはじめ、地元住民の活動を通じ、広域的ないこいの場として拠点性の向上を促進します。	・ 米泉湖ハイキングコース草刈
(4) 花岡の歴史的町並み環境整備 宿場町の歴史的資源の保存・紹介、旧山陽道の町並み整備等、観光的価値を高める方策を検討します。	・ 観光協会による勘場跡地整備への支援
(5) うるおい空間・観光拠点形成への市民参加 観光スポットの整備や維持管理を市民と行政が協働で考え行う体制づくり等を検討します。	・ 観光協会の運営



下松スポーツ公園のしだれ桜



国民宿舎大城の河津桜

第4章【産業経済】 活力のある「まち」と 恵み豊かな「さと」づくり

第3節 観光の振興

2 観光産業の振興

基本方針

産業としての観光振興を推進します。

市内の個性ある観光資源を活かしながら、特産品やイベントなど、訪れるしかけを充実するとともに、関連情報の効果的な提供等を通じ、個性ある観光地としての魅力向上を促進します。

現況と課題

- 観光振興が地域経済に与える影響は小さくなく、地域資源を活かした観光産業の活性化について今後さらに取り組んでいく必要があります。
- 下松市の観光は、集客力を公的な施設整備に依存する部分が大きく、また、他の産業との結びつきが弱いなどの状況があります。ソフト面も含めた多様な観光振興が求められます。
- 笠戸島には国民宿舎大城や笠戸島ハイツ、家族旅行村があり、広域的な魅力あふれる観光拠点としての維持・活用が必要です。
- 郷土の産品として定着している「笠戸ひらめ」をはじめ、観光的な魅力ともなる特産品や土産品などの充実も求められます。
- 観光協会等と連携した関連活動の充実、市民や事業者と一体となった観光交流なども必要です。

目標指標

指標名	現況値		目標値 (H27年度)	説明
	年度等	数値		
国民宿舎大城の利用客数	H21年度	140,367人	150,000人	宿泊、休憩、会議室、食堂、温泉の利用者数の計
家族旅行村の利用客数	H21年度	82,939人	90,000人	ケビン、キャンプなどの施設利用者数の計
観光イベント来場者数	H21年度	65,000人	75,000人	桜桜フェスタ、笠戸島まつり、イカダまつり、総踊りの来場者数の計

施策の展開

施 策	主な事業
(1) 観光産業振興の長期的戦略の検討 下松市の資源や特徴を生かした観光産業振興に向け、県と連携した施策や市民参加型の事業など、長期的戦略を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> 観光協会の運営
(2) 特産品の開発と販売体制づくり 農商工が連携した独自性や付加価値の高い商品開発を目指します。	<ul style="list-style-type: none"> 農業公園との連携
(3) 観光イベントの企画開催 観光イベントに工夫を加えながら継続し、「星ふるまち」等地域らしさのある企画開催等を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> 観光行事交付金
(4) 交通基盤施設の観光への活用 高速道路サービスエリアや鉄道駅等を観光や商品のPR等で活用できるよう、体制づくりに取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> 観光パンフレットの作成 観光ポスターの作成
(5) 観光振興体制の充実 観光協会との連携により、パンフレットやホームページ等による観光情報の発信、観光協会とのさらなる連携等体制の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 下松市観光協会交付金
(6) 観光案内標識等の整備充実 観光案内標識等の設置、外国人向け表記の導入等、観光支援基盤の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 英語版観光パンフレット作成
(7) 公的観光施設の維持管理 国民宿舎大城や家族旅行村などの公的観光施設の魅力の充実、地元住民の運営による「プチ海の駅」機能の充実などを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 国民宿舎大城改修事業 家族旅行村管理運営



切戸川桜! 桜! フェスタ



笠戸島まつり



第5章 教育文化

育ち育てる「まち」と誇りのある「さと」づくり

第1節 学校教育の充実 1 3 2

第2節 社会教育の推進 1 3 6

第3節 文化・スポーツの振興 1 4 2

第5章 【教育文化】 育ち育てる「まち」と誇りのある「さと」づくり

第1節 学校教育の充実

1 小・中学校教育環境の充実

基本方針

学校教育における良質な環境づくりを進めます。

施設の耐震性等の安全確保をはじめ、教育機器や図書館等設備の充実、さらには、小規模校の発生など、地区ごとの実情に沿った効果的な施設管理・活用に取り組んでいきます。

現況と課題

- 下松市には、小学校 11 校（うち 1 校休校中）、中学校 4 校（うち 1 校休校中）があります。耐震性なども踏まえ、計画的な補修、管理を今後も進める必要があります。
- パソコンや通信環境などの設備機器についても随時導入・更新しており、教育内容に基づく施設や設備等も計画的に充実を図っています。
- 各小学校の給食施設は、経年による老朽化が進んでおり、整備が必要です。安全、安心な学校給食の確保を踏まえたうえで、今後、給食センター方式を含めた施設整備や、調理業務等の民間委託について検討する必要があります。
- 学校図書館は、国が定める標準蔵書数に近づくよう、蔵書の充実を進めているところです。
- 小学校 5 校（下松・中村・久保・花岡・公集）において借地があり、その解消を図る必要があります。
- 米川、江の浦、笠戸小学校では、児童数の減少が続き、さまざまな教育面の問題が生じており、統廃合等も含めた幅広い対応が必要です。

目標指標

指標名	現況値		目標値 (H27 年度)	説明
	年度等	数値		
学校施設耐震化率（非木造）	H21 年度	61.5%	81.6%	非木造の小中学校施設の耐震化率
学校施設耐震化率（木造）	H21 年度	20.0%	40.0%	木造の小中学校施設の耐震化率
学校図書整備率（小学校 平均値）	H21 年度	73.4%	103.6%	国が定める標準蔵書数に対する整備済みの小学校図書の割合
学校図書整備率（中学校 平均値）	H21 年度	97.1%	96.9%	国が定める標準蔵書数に対する整備済みの中学校図書の割合

施策の展開

施 策	主な事業
(1) 学校施設の整備充実 「学校施設耐震化基本計画」に基づき、計画的な学校施設の耐震化を推進するなど、学校施設の整備充実を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の耐震化 ・学校施設の維持・修繕 ・学校備品の計画的配備
(2) 教育機器等の充実 新学習指導要領を踏まえ、これに沿った教育機器・教材備品整備を計画的に推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・教材備品の計画的配備 ・校内 PC の維持管理 ・校内 LAN の整備
(3) 学校図書館の充実 「下松市学校図書館図書整備計画」に基づき、小・中学校の図書館は、蔵書の充実を計画的に進め、教育活動への有効活用を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・蔵書の計画的配置 ・電子図書台帳の有効活用
(4) 小規模校対策等の検討 小規模校や休校状態にある学校について、検討協議会等における検討を進め、施設の有効活用を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模校対策等の検討協議会

関連計画	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設耐震化基本計画（H19 年度～H33 年度） ・下松市学校図書館図書整備計画（H23 年度～H27 年度）
-------------	---



公集小学校図書室

第5章 【教育文化】 育ち育てる「まち」と誇りのある「さと」づくり

第1節 学校教育の充実

2 小・中学校教育の推進

基本方針

児童生徒に「心豊かに生きる力」を育むことを基本目標とし、家庭・地域との連携・協働を深めるとともに、地域に開かれた信頼される学校づくりに向け、重点施策を定めて学校教育の一層の充実を図ります。

現況と課題

- 下松市では、教育内容や学習指導などについて、教育研究所を中心に各小・中学校の研修主任等が協議会を形成し、組織的に研究を行っています。
- 総合的な学習の時間等を活用し、ふるさと学習、情報教育など多様な学習を実践しており、今後も次世代育成の観点からその充実が必要です。
- いじめや不登校などに対応し、臨床心理士が相談を行う「ふれあいラウンジ」を公集小学校に設置、また、笠戸島セミナーハウスには「希望の星ラウンジ」を開設しています。
- 特別支援教育として、LD、ADHD、高機能自閉症など多様な障害の現状を踏まえた対応を行っています。今後も関係機関との連携強化や校内支援体制の充実等が必要です。
- 国際交流教育として、国際理解や語学力の向上のため、外国語指導助手（ALT）招致事業等を実施しており、広い視野を持った次世代育成等に努めています。
- 食育として、正しい食習慣の習得と健やかな発達のため、学校給食を提供するとともに、地産地消推進協議会による地元食材の活用等、食と農の教育を進めています。
- 経済的な理由で義務教育への就学が困難な児童生徒の保護者に対する就学援助費交付事業は、継続的な実施が必要です。

目標指標

指標名	現況値		目標値 (H27年度)	説明
	年度等	数値		
あいさつ運動の地域への周知率	H21年度	87%	95%	各地域で行っているあいさつ運動の取組を知っている市民の割合
学校ガードボランティア*1の登録者数	H21年度	225人	250人	学校ガードボランティアへの個人、団体の登録者数
地場産食材使用割合	H21年度	47%	50%	小中学校において地場産食材を使用する割合
就学援助制度の周知率	H21年度	—	100%	就学援助制度を知っている保護者の割合

施策の展開

施 策	主な事業
<p>(1) 確かな学力と個性を育む教育の充実</p> <p>児童生徒を心豊かにたくましく育てるために、個性や創造性を伸ばし、一人ひとりに学ぶ力を育てる学習活動を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・下松市教育研究所の機能強化 ・学力向上プランの改善充実 ・下松市学習指導実践研究推進 ・小・中学校ALT派遣 ・特別支援教育補助教員^{*2}と教員補助員^{*3}の配置
<p>(2) 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実</p> <p>「生きる力」の核となる豊かな人間性を培うとともに、生涯にわたって自己実現を図れるような資質能力や態度を育成します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動の全市的展開 ・下松市道徳教育実践研究推進 ・下松市教育支援センター^{*4} ・下松市カウンセリングルーム^{*5}や心の教室相談員^{*6}の活用 ・下松市学校保健会による研修の充実 ・学校給食における地産地消の推進
<p>(3) 地域に開かれた信頼される学校づくりの推進</p> <p>学校と家庭・地域が学校の状況に関して共通理解を図ることにより、相互の連携・協働の促進を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・幼保小中連携教育 ・学校評価、情報提供の充実 ・学校ガードボランティアの推進 ・総合的な学習の時間に関する地域人材活用促進
<p>(4) 組織的・機動的な学校づくりの推進</p> <p>個々の教職員の専門性や意欲を生かしながら、学校全体の教育力の向上を図り、学校教育の質を高めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の授業力向上を図る校内研修の推進 ・管理職研修の充実 ・学校事務の共同実施
<p>(5) 就学の援助</p> <p>経済的理由で義務教育への就学が困難な児童生徒の保護者に対する就学援助費の継続を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・就学援助費交付事業

用語解説

- * 1 学校ガードボランティア：個人又は団体で登録し、市内の小・中・高校の登下校時の見守り活動を行う。
- * 2 特別支援教育補助教員：特別な支援を必要とする児童の在籍する小学校の通常学級に配置する教員のこと。きめ細かな指導体制を充実し、学級運営の安定化を図ることを目的とする。
- * 3 教員補助員：特別な支援を必要とする児童生徒の在籍する小中学校に配置し、生活指導の補助にあたる者のこと。
- * 4 下松市教育支援センター：学校へ行きにくい児童生徒が登校できるように支援や電話相談を行う。
- * 5 下松市カウンセリングルーム：公集小学校内に設置され、週1回臨床心理士による教育相談を行う。
- * 6 心の教室相談員：市内3中学校に配置し、週4日以内勤務し、生徒の相談や地域と学校の連携の支援にあたる。

第5章【教育文化】 育ち育てる「まち」と誇りのある「さと」づくり

第2節 社会教育の推進

1 青少年の健全育成

基本方針

青少年を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、青少年を守り、健全に育成する地域ぐるみの取組を進めます。

関連団体との連携により、青少年やその見守りに関わる活動を促進するとともに、リーダーの育成や情報提供・共有などの充実に努めます。

現況と課題

- 下松市青少年育成協議会を中心に、健全育成の広報・啓発活動を展開しています。また、子ども会育成連絡協議会、ボーイスカウト・ガールスカウト等も活動しています。
- 指導者人材育成のために子ども会指導者育成者研修会を継続して実施していく必要があります。また、中学生と小学生の交流を促進していく必要があります。
- 公民館では、子ども教室や家庭教育学級を実施しており、子どもの成長や子育てに関する地域に根ざした学びの場としての役割を果たしています。
- 都市化や商業・娯楽施設の増加が進むなかで、地域ぐるみでの非行防止に向け、商店主などの協力により、地域の環境浄化を図る「青少年を守る店運動」や有害図書類の区分陳列調査などが行われています。
- 青少年を対象とする相談窓口として実施している「ヤングテレホンくだまつ」は、相談内容が学校、友人、家庭等複数の要因が絡み複雑化しており、より専門性が求められつつあります。
- 星の子ネットは、「地域で子どもを育てよう」をテーマに情報誌「ねえ」を発行するとともに、ホームページを開設するなど、子どもに関する情報提供や居場所づくりのために活動しています。

目標指標

指標名	現況値		目標値 (H27年度)	説明
	年度等	数値		
児童書の貸出冊数	H21年度	125,047冊	150,000冊	市立図書館の児童書貸出冊数
有害図書類の区分陳列調査違反件数	H21年度	0件	0件	県青少年健全育成条例に基づく有害図書類の区分陳列調査違反件数
ヤングテレホンくだまつ相談件数	H21年度	37件	40件	電話相談ヤングテレホンくだまつに寄せられる相談の数

施策の展開

施 策	主な事業
(1) 地域ぐるみでの青少年育成活動の充実 青少年の健全育成環境づくりのため、家族や地域の人間的なふれあいを軸に、地域の青少年育成団体に対する支援をします。	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後子ども教室推進 ・下松市青少年育成協議会 ・下松市子ども会育成連絡協議会 ・子ども会球技大会・子ども文化まつり
(2) 青少年団体の活動支援 子ども会等への活動支援を行います。また、青少年の実践的な活動への適切な助言と指導を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育関係団体助成 ・下松市青少年育成協議会助成
(3) 青少年教育の充実と指導者の育成 中学生と小学生の交流を深める機会の設定や、子ども会指導者育成者研修会等の開催と拡充を行い、指導者層の養成を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者・育成者研修会 ・子育て・親育ち講座 ・思春期子育て講座
(4) 子どもの読書活動の促進 「下松市子どもの読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書活動を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ブックキャラバン ・調べ学習サポート ・おはなし会
(5) 社会環境の浄化 関係団体等との連携、商店主等の協力による地域の環境浄化を図る「青少年を守る店」運動や有害図書類の区分陳列調査などの非行防止活動等を展開します。	<ul style="list-style-type: none"> ・有害図書類の区分陳列調査 ・青少年を守る店運動
(6) 啓発・情報提供の推進 下松市青少年育成協議会等による広報啓発活動等を通じ、青少年の健全育成への市民理解を促進するとともに、情報誌の発行やホームページ情報の充実など、情報提供を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・星の子ネット機関紙「ねえ」発行 ・星の子ネットホームページ作成管理
(7) 相談事業の充実 「ヤングテレホンくだまつ」などの相談窓口の周知や利用促進、相談員の研修、専門機関との連携等を充実します。	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年相談事業（ヤングテレホンくだまつ）

関連計画

・下松市子どもの読書活動推進計画（H19年度～H23年度）

第5章 【教育文化】 育ち育てる「まち」と誇りのある「さと」づくり

第2節 社会教育の推進

2 生涯学習施設の充実

基本方針

市民交流拠点施設の建設により、生涯学習機能の強化、地域コミュニティ活動拠点整備、時代のニーズに対応した図書館の整備を図り、多機能複合施設の利点を活かし、市民の学習や活動を支援する基盤の充実を進めます。

また、既存の公民館、文化会館などの施設の充実を図ります。

現況と課題

- 生涯学習施設としての中核を担っている市立図書館及び中央公民館については、市民交流拠点施設として複合施設を整備し、市民と行政による協働の施設づくりを進めています。
- 公民館への指定管理者制度導入に向けて調査研究を進めていきますが、他市では公民館のコミュニティセンター化に移行しているケースもあり、公民館の管理、運営に関しては幅広い視点から検討する必要があります。
- 図書館の利用や公民館における学習は市民ニーズも高く、より利用しやすい都市拠点としての整備を進める必要があります。
- 移動図書館「あおぞら号」は、利用者が増加しており、積載図書の実態や駐車場所の見直しなどが求められます。また、「あおぞら号」の車両更新の検討も必要です。
- 文化会館「スターピアくだまつ」は多くの人に利用されていますが、老朽化が進んでおり、施設や設備の改修が必要となっています。
- 歴史民俗資料については、余裕教室での展示の他、今後、市民交流拠点施設での展示を想定しており、ふるさと学習での活用等、郷土文化の振興が期待されます。

目標指標

指標名	現況値		目標値 (H27年度)	説明
	年度等	数値		
市民交流拠点施設の利用者数	H21年度	180,700人	217,000人	市民交流拠点施設の延べ利用者数 ※現況値は中央公民館と市立図書館の延べ利用者数
図書館有効登録者数	H21年度	8,874人	10,600人	図書館の利用登録者数

施策の展開

施 策	主な事業
(1) 生涯学習拠点の形成 市民交流拠点施設の整備を推進し、多機能複合施設として市民の利用促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 市民交流拠点施設整備
(2) 公民館への指定管理者制度導入と施設整備 生涯学習やコミュニティ施設としての機能を併せ持つ現在の公民館施設の管理運営について、地域の住民による指定管理者制度導入の検討を進めます。また、施設や設備について必要な改修を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 公民館への指定管理者制度導入推進 公民館整備
(3) 図書館の充実 市民交流拠点施設内の図書館が、誰もが利用しやすい施設となるように整備するとともに、市民の情報拠点として多種多様な資料の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 市民交流拠点施設整備 図書館資料の充実 図書館情報提供体制の充実 図書館行事の充実
(4) 移動図書館の充実 移動図書館サービスは、市民ニーズに応じた積載図書 of 充実に向けて利用促進を図ります。また、車両の老朽化等に計画的に対応します。	<ul style="list-style-type: none"> 移動図書館車両の更新 積載資料の充実
(5) 「スターピアくだまつ」の活用充実 文化会館「スターピアくだまつ」が市民の文化活動、生涯学習の場として有効に活用されるよう努めるとともに、施設や設備について計画的に改修を進めていきます。	<ul style="list-style-type: none"> 文化会館改修 文化会館指定管理
(6) 歴史民俗資料の展示・収蔵の充実 歴史民俗資料は、保管場所の検討を行うとともに、市民交流拠点施設での展示に伴い、歴史民俗資料を活用し、情報発信、ふるさと学習機能を充実させます。	<ul style="list-style-type: none"> 市民交流拠点施設整備

関連計画

・市民交流拠点施設整備事業計画（H21年度～H24年度）



市民交流拠点施設

第5章 【教育文化】 育ち育てる「まち」と誇りのある「さと」づくり

第2節 社会教育の推進

3 生涯学習の推進

基本方針

生涯学習社会の実現を目指し、いつでも、どこでも、誰でも学ぶことができる学習機会の充実に努めます。

また、市民の自主性を尊重した生涯学習活動を促進、支援します。

現況と課題

- 市民の心の豊かさを追求する意識の向上につれて、生涯学習の気運も高まり、学習ニーズも多様化しています。
- 生涯学習の啓発を目的に「生涯学習フェスタ」を開催していますが、生涯学習社会の実現のため更に市民に愛される行事にしていく必要があります。
- 近隣市町を含む広域的な学習情報を提供するため、情報紙「まなびピアくだまつ」を隔月発行しているほか、下松中央公民館に生涯学習情報コーナーを設置して生涯学習情報を収集、提供、学習相談支援を行っています。
- 公民館では、さまざまな講座を開設、運営しており、地域の特性に応じた内容の充実に努めています。全市的には、出前講座や「星のまちカレッジ after 5 in くだまつ」を実施しています。
- 生涯学習の推進には、主体的な学習グループの育成、学習ニーズの的確な把握、現代的課題への対応、指導者の発掘・育成等の多様な取組が必要です。

目標指標

指標名	現況値		目標値 (H27年度)	説明
	年度等	数値		
出前講座実施件数	H21年度	49件	55件	出前講座（生涯学習支援事業講座）の実施件数
出前講座市民講師数	H21年度	27人	30人	市民講師登録者（生涯学習ボランティア登録者）数
生涯学習機会の充実施策に対する満足度	H21年度	7.7%	10%	まちづくり市民アンケート結果

施策の展開

施 策	主な事業
<p>(1) 生涯学習活動の推進</p> <p>公民館などで活動する各種学習団体・グループ等への学習支援や、個人向けの団体・グループ紹介などを行い、生涯学習を通じた市民の輪づくりを促して、自主的学習グループの育成を支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館生涯学習講座 ・生涯学習支援事業講座 ・生涯楽習フェスタ
<p>(2) 生涯学習機会の充実</p> <p>個人の多様な学習ニーズに対応できるよう、講座等の内容の充実に努めます。また、環境問題などの現代的な学習課題も取り入れるなど生涯学習機会の拡大を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習支援事業講座 ・公民館生涯学習講座 ・星のまちカレッジ after 5 in くだまつ
<p>(3) 指導者の育成・確保</p> <p>地域で活動できるさまざまな技能・知識を持つ人材の発掘・育成に努めます。また、人材活用体制の充実等を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習ボランティア登録
<p>(4) 生涯学習情報の提供</p> <p>公民館報や生涯学習情報紙「まなびピアくだまつ」による情報提供に加え、インターネットを活用した情報提供の充実、活用の促進を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・まなびピアくだまつ発行 ・生涯学習とくとく情報発行



星のまちカレッジ after 5 in くだまつ

第5章 【教育文化】 育ち育てる「まち」と誇りのある「さと」づくり

第3節 文化・スポーツの振興

1 文化の振興と文化財保護

基本方針

芸術文化、歴史文化、生活文化、個性ある文化など、地域に根ざすさまざまな文化の価値を高め分かち合う視点に基づき、その支援を推進します。

市民によるさまざまな文化活動や関連行事など個性や固有の文化を活かした下松市らしさの醸成を促進します。

現況と課題

- 市民の文化活動は下松市文化協会を中心に活発に行われています。また、市民美術展覧会など市民を対象にした文化行事があります。
- 下松吹奏楽協会を中心に吹奏楽によるまちづくりが活発で、「吹奏楽のつどい」や技術講習会などの活動が展開されています。
- 今後、より市民の文化的な活動を促進するためには、活動団体への支援や指導者の育成・確保に加え、企画段階からの市民参加などの取組を進める必要があります。
- 貴重な文化財を適切に保護するため、下松市文化財審議会を中心に文化財指定、保存、管理を進める必要があります。
- 県指定無形民俗文化財の「切山歌舞伎」は、地元保存会を中心に伝承活動に努めていますが、後継者不足が大きな問題となっています。

目標指標

指標名	現況値		目標値 (H27年度)	説明
	年度等	数値		
市民文化祭参加者数	H21年度	4,477人	4,500人	市民文化祭に参加した人の数
文化会館利用者数	H21年度	193,800人	200,000人	文化会館の延べ利用者数

施策の展開

施 策	主な事業
<p>(1) 文化活動の支援</p> <p>文化協会等に対する支援、文化活動の奨励、指導者の紹介などを通じて市民の多様な文化活動を支援します。また、芸術文化に功績のあった市民を表彰し、市民文化の向上を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育関係団体助成 ・全国大会出場激励金交付 ・芸術文化表彰
<p>(2) 文化行事の開催・充実</p> <p>既存行事の充実を図ります。また、市民による自主的な文化行事の開催を促進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民美術展覧会 ・8大文化祭補助 ・笑顔の写真コンテスト
<p>(3) 音楽のまちづくり</p> <p>下松市の特徴として定着している吹奏楽のつどいや童謡フェスタの開催等を通じて、音楽のまちづくりを推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・吹奏楽のつどい ・童謡フェスタ
<p>(4) 文化財保護活動の推進</p> <p>文化財の積極的な保全に向けて市民の保護意識の啓発に努めます。また、引き続き文化財審議会を中心に文化財指定や指定文化財の適切な保護を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財審議会 ・民俗文化財、埋蔵文化財管理 ・指定文化財管理等補助
<p>(5) 伝統芸能の保存・伝承</p> <p>地域の芸能や民話、祭り、行事等について、その保存・伝承に努めます。また、後継者の育成に必要な支援を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育関係団体助成 ・切山歌舞伎後援会事務局



星のふるまち童謡フェスタ

第5章 【教育文化】 育ち育てる「まち」と誇りのある「さと」づくり

第3節 文化・スポーツの振興

2 スポーツの推進

基本方針

健やかな心と体づくりに向けたスポーツ環境づくりを進めます。

レクリエーション的なものから競技スポーツまで、市民の関心や状況に応じた支援とともに、保健部門との連携による健康づくりにつながるスポーツ振興の充実等に取り組んでいきます。

現況と課題

- 高齢社会の到来や余暇時間の増大に伴い、生きがいや健康づくり・体力増進の面からスポーツ活動への関心が高まっています。
- 生涯スポーツ活動は、体育協会を中心とする競技スポーツと健康の維持・増進や楽しみを目的とするレクリエーションスポーツに大きく分類されます。
- 競技スポーツでは、体育協会のもとで各競技団体が活動しています。体育協会は、将来の財団法人化を検討しています。
- レクリエーションスポーツの普及は、体育課と体育指導委員・県民スポーツ総参加運動推進委員が協力して実施し、情報誌、ホームページ等で情報提供しています。
- 健康志向の増大等を背景にレクリエーションスポーツへのニーズは高まっており、指導者の育成・確保や、グラウンドゴルフ等人気のあるニュースポーツの普及拡大も求められます。
- 市民体育祭や下松駅伝競走大会、レクフェスタなどの各種大会を行っているほか、学校体育館等の市民開放を実施するなど、多様なスポーツ機会の確保、参加促進を行っています。
- 平成20年3月に下松スポーツ公園体育館が完成したほか、同年4月からはすべての体育施設に指定管理者制度を導入しています。今後は、既存施設の計画的な改修が必要となっています。

目標指標

指標名	現況値		目標値 (H27年度)	説明
	年度等	数値		
健康体操教室回数	H21年度	48回	60回	健康・体力づくりの運動教室の開催回数
短期スポーツ教室参加者数	H21年度	713人	800人	公民館開催のスポーツ教室への延べ参加者数

施策の展開

施 策	主な事業
(1) レクリエーションスポーツの普及 情報誌「スポーツネットきらら」や、Kビジョン等を通じた情報提供やスポーツ教室の拡充、指導体制の充実等を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・短期スポーツ教室 ・情報紙 「スポーツネットきらら」の発行 ・ニュースポーツ器具購入
(2) 健康・体力づくり運動の推進 保健部門と連携し、健康体操、歩こう運動など身近な運動への参加を促進するほか、指導者育成と合わせ健康・体力づくり運動を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・健康体操教室 ・水泳教室
(3) スポーツイベントの充実 スポーツ関係団体と連携し、参加しやすい工夫を加えるとともに、広報等による積極的なPRに努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・市民体育祭 ・下松駅伝競走大会 ・ウォークラリー大会
(4) スポーツ組織の育成・支援 スポーツ関係団体への支援を推進するほか、市民の主体的なスポーツ組織やグループに対しても情報提供等の支援を行います。また、総合型地域スポーツクラブ*1の立ち上げを支援していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・総合型地域スポーツクラブ支援 ・地域体育振興交付金
(5) 指導者の育成・確保 リーダーを育成するため、指導者研修や実技講習会等の充実を通じ、体育指導委員等の資質向上などを促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・中国地区体育指導委員研修会 ・山口県体育指導委員協議会 ・周南地区体育指導委員協議会
(6) 競技スポーツの振興 体育協会の財団法人化による組織強化に向けた支援や、トップアスリート派遣指導事業を活用した競技力向上支援等を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・下松市体育協会交付金 ・全国大会等派遣費補助 ・スポーツ振興メダル
(7) 生涯スポーツ施設の整備充実 市民スポーツニーズの把握に努めつつ、スポーツ施設の充実や、駐車場等付帯施設の計画的な充実を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・体育施設管理



下松駅伝競走大会

用語解説

- *1 総合型地域スポーツクラブ：幅広い世代の人々が、各自の興味関心・競技レベルに合わせて、さまざまなスポーツに触れる機会を提供する地域密着型のスポーツクラブ。

第5章 【教育文化】 育ち育てる「まち」と誇りのある「さと」づくり

第3節 文化・スポーツの振興

3 多様な交流の展開

基本方針

さまざまな交流活動が地域にもたらす効果は大きいものであり、地域の活性化や生きがい、郷土愛の醸成につながる活動としての交流を支援します。

関連イベントや人材の充実促進、活動拠点の確保や情報提供など、さまざまな視点に基づく支援に努めます。

現況と課題

- 個人や組織団体による国内外とのさまざまな交流は、見聞を広げ、自らを見つめ直す上でも有意義であり、交流活動は地域の活性化にも貢献します。
- 下松市は、平成16年3月の「くだまつ国際化推進ビジョン」により、市民による、地域特性を活かした長期的展望に立った国際化を目指し、交流やボランティアの輪が広がっています。
- さらに国際化の推進に向け、市民や地域による活動を促進し、相互のネットワークを強化するなどの方向性も求められます。
- 外国人の居住や来訪数の増加に対応し、公共施設等での外国語のサイン表示や案内パンフレット作成等を行っています。バリアフリーの観点からも計画的、統一的な整備が必要です。
- 国際的な情報収集や提供は、下松名誉大使制度などを通じて行っていますが、今後は、インターネットを通じた多言語による情報発信への対応を進める必要もあります。
- 交流関連イベントとして、「切戸川桜桜フェスタ」、「笠戸島まつり」、「“元気づくり”くだまつ総踊り」などを実施しています。
- 温かい心で市民交流できるよう、福祉や文化、教育、まちづくりなどさまざまな分野において、NPOやボランティア等が情報を共有できるような活動支援が必要となります。

目標指標

指標名	現況値		目標値 (H27年度)	説明
	年度等	数値		
ホームステイ受入登録者数	H21年度	21人	25人	外国人ホームステイを受入れ可能な登録者数
他地域や世界との交流活動施策に対する満足度	H21年度	1.8%	3%	まちづくり市民アンケート結果
市民活動団体交流会参加団体数	H21年度	10団体	15団体	周南地区市民活動団体交流会に参加した団体数

施策の展開

施 策	主な事業
(1) 国際交流の推進 「くだまつ国際化推進ビジョン」に沿った市民交流を推進するほか、学校教育、生涯学習における国際交流関連の学習、外国語情報・案内表示等の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームステイ受入れ家庭登録 ・下松名誉大使制度
(2) 交流イベントの充実 「切戸川桜桜フェスタ」や「"元気づくり"くだまつ総踊り」等、交流機会の継続的開催に努め、市民の主体的な参加と交流の輪づくりを促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動グループ交流支援
(3) 笑いあふれるまちづくり活動 心の交流による温かい地域づくりに向け、あいさつ運動の展開などの輪を広げ、笑顔あふれるまちづくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・笑い・花・童謡のまちづくり事業
(4) 交流関連のボランティア活動支援 さまざまな交流活動のボランティアを育成するため、情報提供等の支援を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動相談
(5) 駅前地域交流センターの活用 下松駅南の地域交流センターを市民交流拠点として活用するとともに、各種情報提供や協働拠点など、多様な利用を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・きらぼし館の活用
(6) 周南地域の交流・連携の拡大 市民や企業、行政によるさまざまな広域連携を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・周南地区市民活動団体交流会

関連計画	・くだまつ国際化推進ビジョン（H16年度～）
------	------------------------



第6章 地域経営

健全運営の「まち」と みんなで創る「さと」づくり

第1節 協働社会の形成	150
第2節 人権尊重の推進	158
第3節 健全な行財政運営	162

第6章 【地域経営】 健全運営の「まち」と みんなで創る「さと」づくり

第1節 協働社会の形成

1 情報ネットワークの充実

基本方針

市民生活やまちづくりにおける各種情報の提供や交流は重要な役割を担っており、その基盤となるネットワークづくりが不可欠です。

ネットワーク環境や、ホームページ、ケーブルテレビ、FM局など多様な情報メディアを活用したわかりやすい情報提供等を進めます。

現況と課題

- ICTの進展を背景に、GIS（地理情報システム）*1を活用した福祉や防災の情報管理等、まちづくりへの活用も必要となっています。
- 平成19年に「下松市情報セキュリティポリシー」を策定し、市の保有する情報資産に対する安全対策と適正管理に取り組んでいます。
- 産業界では、生産技術や流通、商取引、人材育成等あらゆる分野で情報化が進み、周南地域地場産業振興センターでも中小企業の情報化を支援しています。
- 下松市のインターネットホームページでは、各種情報発信を行うとともに、電子申請・届出事務やパブリックコメントなど、双方向性を活かした情報基盤としても活用しています。
- ケーブルテレビ局「Kビジョン」は、市外にサービスエリアを順次拡大しており、今後は米川・久保地区の一部等への整備拡大が求められています。
- 平成15年にエフエム周南が開局、平成18年からはNHKデータ放送も開始され、市の行事などの情報発信を行っています。
- 情報技術の活用には、高齢者等のいわゆる情報弱者への対応や地域間格差の解消を念頭において行う必要があります。

目標指標

指標名	現況値		目標値 (H27年度)	説明
	年度等	数値		
情報化の推進施策に対する満足度	H21年度	3.2%	10%	まちづくり市民アンケート結果
市ホームページ閲覧件数	H21年度	17,000件 /月	25,500 件/月	市ホームページの月間閲覧件数

施策の展開

施 策	主な事業
<p>(1) 市ホームページの積極的な活用</p> <p>多様な情報提供をはじめ、パブリックコメント等広聴機能の充実・活用を進めるとともに、各種申請・届出、市民との双方向情報交流の場としてなど、市ホームページの幅広い活用充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電子申請システム ・電子通知システム ・例規集管理システム ・議事録検索システム
<p>(2) 情報ネットワークの充実と活用</p> <p>市役所庁舎や公共施設等のネットワーク環境の充実により、福祉、教育等における利用を推進するほか、電子行政等を通じ、効率化、高度化を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内LAN ・LGWAN*2 ・住民基本台帳ネットワーク
<p>(3) 多様なメディアの活用</p> <p>Kビジョンやエフエム周南など、多様なメディアとの連携によるきめ細かい情報収集と提供を充実します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・Kビジョン（動画） ・エフエム周南による情報発信 ・NHKデータ放送 ・防災メール
<p>(4) 情報保護と弱者への配慮</p> <p>情報セキュリティポリシーの周知徹底を図るほか、高齢者等の情報弱者に配慮した情報格差への対応にも努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コンピューターウイルス対策 ・情報セキュリティ研修 ・ホームページ声の広報 ・ホームページの充実

用語解説

- *1 **GIS（地理情報システム）**: 文字や数字、画像などを地図と結びつけて、コンピュータ上に再現し、位置や場所からさまざまな情報を統合したり、分析したり、わかりやすく地図表現したりすることができるしくみ。
- *2 **LGWAN**: LGWAN（総合行政ネットワーク）は、地方自治体のコンピュータネットワークを相互接続した広域ネットワークで、地方自治体間のコミュニケーションの円滑化や情報共有、行政事務の効率化、アプリケーションの共同利用などによる重複投資の抑制などを目指している。

第6章 【地域経営】 健全運営の「まち」と みんなで創る「さと」づくり

第1節 協働社会の形成

2 市民と行政の情報共有化

基本方針

情報の一方的な提供にとどまらず、地域ぐるみでの取組や協働のまちづくりにあたっては、共通の関心や理解を持つためのあり方が求められます。

市政情報のわかりやすい提供や、個人情報の保護、広報を通じた市民と行政の意思疎通の推進など、適切な情報共有に努めます。

現況と課題

- 市民と行政の「協働」によるまちづくりが求められていますが、そのきっかけとして、まず、情報の公開や提供を行い、説明責任を果たしていくことが求められます。
- 市では、平成11年度に保存基準等も含めた文書管理システムを確立するとともに、「下松市情報公開条例」を制定し、平成11年10月から施行しています。
- 市役所1階ホールに市政情報コーナーを設置していますが、市民が気軽に情報に接し、活用できるよう一層のPR等が必要です。
- 市のホームページでは、さまざまな市政の情報を掲載しています。今後、さらに適切な情報提供、内容更新に努め、有効に活用する必要があります。
- 広報活動は、広報紙「潮騒」とホームページを柱として、効果的な情報提供に心がけています。広報紙の配布については、自治会の協力を得て実施していますが、全世帯配布できる体制を整える必要があります。
- このほか、Kビジョンによる行政番組や声の広報、民間企業との協働事業による暮らしの便利帳の発行など、それぞれの特性を活かしながら、効果的に活用する必要があります。
- 情報公開の一方で、個人のプライバシーに配慮するため、市では、その基準等を明確にする「下松市個人情報保護条例」を制定し、平成16年10月から施行しています。

目標指標

指標名	現況値		目標値 (H27年度)	説明
	年度等	数値		
広報紙発行部数	H21年度	21,800部	22,000部	市広報紙の1号あたり発行部数

施策の展開

施策	主な事業
(1) 情報公開の推進 市政情報コーナーや市広報等各広報手段を活用し、行政情報を積極的に公開・提供します。また、「下松市情報公開条例」の的確な運用を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報公開 ・ 文書管理システム
(2) 個人情報の保護 「下松市個人情報保護条例」に沿った個人情報の適正な取扱いを行うとともに、個人情報保護の重要性についての意識啓発等に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報保護
(3) 広報の充実 広報紙「潮騒」や、ホームページ、Kビジョンやエフエム周南など各種媒体を活用し、バランスのとれたきめ細かい情報を提供していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙の発行 ・ 行政番組の制作 ・ ホームページの充実 ・ 暮らしの便利帳の更新



下松市ホームページ

第6章 【地域経営】 健全運営の「まち」と みんなで創る「さと」づくり

第1節 協働社会の形成

3 市民参加と協働の推進

基本方針

市民ニーズの多様化等を背景に、市民と行政の協調・協力関係をさらに高め、ともに考え、実践するためのしくみや環境の充実を推進します。

意見交換や調整等の機会づくり、相談対応等の支援、公共施設管理等の協働実践の充実に取り組みます。

現況と課題

- 自主的にまちづくり活動を展開するグループ等、市民のまちづくりへの関心や実践の意識は徐々に高まりつつあります。
- 望ましい地域のあり方を市民が自ら考え、行政と役割を分担して、できる部分は自ら行動して解決するという協働の意識、姿勢を高めることがますます重要となります。
- 平成18年度から導入された公共施設の指定管理者制度は、現在38施設に適用しており、今後も制度の適用拡大を進める必要があります。
- 市民憲章は、まちづくりのための行動目標を示したものです。市民憲章推進協議会による普及啓発活動、市民憲章カードの作成、配布などにより周知に努めています。
- 各種広聴機会の実施により、市民意見や意向把握機会の確保に努めています。市民参加や行政との交流による協働の環境づくりとして今後もいっそうの充実を図る必要があります。
- 市民相談では多くの行政相談があり、法律など専門的なケースも多くなっています。インターネットを活用した相談、広報・広聴活動など、多様な窓口の活用が求められます。

目標指標

指標名	現況値		目標値 (H27年度)	説明
	年度等	数値		
各種広聴機会の参加者数	H21年度	579人	1,000人	各種広聴機会の延べ参加者数
パブリックコメント実施回数	H22年度	2回	4回	パブリックコメント手続の実施回数

施策の展開

施 策	主な事業
(1) 市民の主体的まちづくり活動の展開 自治会等の市民コミュニティ活動を支援します。また、活動に関わる情報提供や行政との協働等、自律的な活動を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ活動支援
(2) 公共施設の市民・民間による管理充実 公園の地元管理や公共施設における指定管理者制度など、市民参加や民間による公共施設の管理運営の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度
(3) 市民によるまちづくり活動や協働の情報提供 まちづくり活動への興味や関心を高めたり、他地域の事例を紹介するなど、市民の主体的活動を促進する情報提供を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動講座
(4) 広聴・対話行政の充実 各種広聴機会を活用した対話行政の充実、審議会、市政モニターやパブリックコメントの活用等による市民対話を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・市長へのたより ・市民ご意見箱 ・パブリックコメント手続 ・公共施設めぐり
(5) 市民相談体制の充実 くらしの相談係を窓口とした市民相談の一層の充実、専門的かつ緊急対応も必要となる法律相談への体制確保等を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・くらしの相談

第6章【地域経営】健全運営の「まち」とみんなで創る「さと」づくり

第1節 協働社会の形成

4 コミュニティの形成

基本方針

自助、共助、公助など、さまざまな支え合いがあるなかで、コミュニティを基本とした地域に根ざした共助のしくみを充実させることがより大切になっています。

核家族化等に対応するため、共助を実現する地域のつながり、日ごろからの絆づくりを支援します。

現況と課題

- 市内には、自治会、婦人会、子ども会などのコミュニティ組織があり、地域社会での市民参加によるまちづくり単位として活動しており、特に婦人会や子ども会では活発な活動が見られます。
- 市内には約 270 の単位自治会があり、自治会連合会がそれらを包括しています。規模が大きく参加意識が高まりにくい場合があり、単位自治会の自治意識育成が課題となっています。
- 自治会運営には、リーダーとなる人材の育成が必要であるとともに、単位自治会と自治会連合会が密接に協力して、組織体制の強化と自治会未加入世帯の解消を図ることが重要です。
- 自治会は、まちづくり活動の主体組織としてそのあり方、役割を明確に位置づけ、活動意欲を高めることも必要となります。
- かがやきネット山口（生涯学習情報支援システム）^{*1}の活用による県内市町の情報収集・提供等により、コミュニティ活動の活性化を支援することも大切です。
- 切戸川桜桜フェスタ、花と緑の祭典、各地域の公民館まつりなど、地域の特色を活かした取組をコミュニティの活性化に向け活かしていくことも重要です。
- 公民館は、地域コミュニティ拠点として今後も有効活用が求められ、指定管理者制度の活用、市民交流拠点施設における中央公民館機能の更新など、計画的な充実が必要です。

目標指標

指標名	現況値		目標値 (H27年度)	説明
	年度等	数値		
自治会活動の参加割合	H21年度	35.1%	40%	まちづくり市民アンケート結果
コミュニティ活動に対する満足度	H21年度	6.0%	10%	まちづくり市民アンケート結果

施策の展開

施 策	主な事業
(1) コミュニティ活動推進体制の確立 自治会等を中心とした活動支援体制の充実を通じ、多様な市民団体・グループ等の活動を促進し、育成を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ活動支援
(2) 自治会活動の促進 自治会の組織力強化に向け、情報提供や啓発等、効果的な支援方法を検討・実施し、リーダー等人材育成を図るとともに、女性や若年層の参画を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会活動助成 ・自治会連合会活動支援
(3) コミュニティ拠点施設の活用促進 コミュニティ活動のほか、文化、学習、福祉など多様な市民活動の場として、公民館の活用を促進するほか、中央公民館の施設更新を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ拠点施設活用促進
(4) 地区活動拠点施設の整備 地区活動の拠点となる集会所等の建築や修繕に対する助成をとおして、地域コミュニティの活性化を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・地区集会所建設等助成



自治会長研修会

用語解説

- * 1 **かがやきネット山口(生涯学習情報支援システム)**: 山口県教育委員会が運営する県民の学習活動を支援するための情報提供システムのこと。県内で行われている公開講座や、団体・サークル等の情報がホームページで検索できる。

第6章【地域経営】健全運営の「まち」とみんなで創る「さと」づくり

第2節 人権尊重の推進

1 人権の尊重

基本方針

人間関係の希薄化が叫ばれる昨今、人権に関する正しい知識や心がけを広く普及するとともに、関連する学習機会などを通じ、人権意識の啓発・高揚に努めます。

現況と課題

- 地域のさまざまな歴史やまちづくりの積み重ねによって社会が成熟する一方で、人と人が関わり合う上での配慮、人権尊重の視点は、時代を問わず変わらない大切なテーマの一つです。
- 下松市では人権への取組について、あらゆる施策を人権尊重の視点からとらえて推進する方向に発展させています。
- 福祉の視点や学校等生涯学習の視点を踏まえつつ、今後も人権に関わる交流、学びなどの多様な機会を確保し、誰もが自然に人権に配慮できる地域社会を形成していく必要があります。
- 人権の視点を尊重した行政を推進するため、人権に関する市民意識調査等を踏まえ、市民参加による人権まちづくりの推進が必要です。

目標指標

指標名	現況値		目標値 (H27年度)	説明
	年度等	数値		
人権啓発に関する講演会等の参加者数	H21年度	1,241人	1,300人	人権啓発に関する講演会等への延べ参加者数
人権に関する相談機会の数	H21年度	25回	25回	特設人権相談を含む相談会等の回数

施策の展開

施 策	主な事業
(1) 人権尊重に向けた体制づくり 市民意識調査等に基づき、関係機関との連携を図り、行政、市民、民間事業者等が一体となった体制の確保・充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・人権の花運動 ・人権ふれあいフェスティバル参加 ・各種団体研修会参加 ・人権に関する相談業務
(2) 学校における人権学習機会の充実 人権に関する正しい認識と実践力を育成し、豊かな人権感覚を確立する指導を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校人権教育研修大会 ・小中学校人権教育研究会
(3) 社会教育における人権学習機会の充実 下松市人権教育推進委員会との連携等を踏まえ、社会教育としての人権学習機会の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・人権を考えるつどい ・人権啓発に関する講座



人権を考えるつどい

第6章【地域経営】健全運営の「まち」とみんなで創る「さと」づくり

第2節 人権尊重の推進

2 男女共同参画の推進

基本方針

人権にも関わる総合的課題として男女共同参画をとらえ、関連計画の推進等を通じ、幅広い周知・理解や地域における活動などを促進します。

また、横断的に関わる施策のなかで、福祉部門等とも連携した取組を充実します。

現況と課題

- 下松市では平成 21 年、「第3次下松市男女共同参画プラン」を策定しており、人権が推進・擁護される社会づくりをはじめとする基本目標を掲げるなど、基本的な方向性を示しています。
- 家庭、職場、地域社会などにおける多様な参画機会づくり、そのための理解・啓発の促進など、幅広い取組が求められます。
- 男女間の暴力等に対しては、DV防止法^{*1}等の措置により被害者支援が強化されていますが、関係機関との連携・協力体制を強化し、相談・支援体制の充実を図る必要があります。

目標指標

指標名	現況値		目標値 (H27年度)	説明
	年度等	数値		
審議会等委員の女性割合	H21年度	22.4%	30%	地方自治法や市の要綱で定められた審議会等委員の女性割合

施策の展開

施 策	主な事業
(1) 計画推進体制の確立 「第3次下松市男女共同参画プラン」を推進し、関係各機関等の幅広い連携による体制の確保・充実を図ります。	・第3次下松市男女共同参画プランの推進
(2) 男女共同参画の機運づくり 相談対応や情報提供・広報などを通じ、男女共同参画に関する機運を醸成していきます。	・男女共同参画研修会開催 ・パンフレットの作成、配布 ・相談窓口機能の充実
(3) 男女共同参画に向けた活動の輪づくり 活動団体の支援や学習機会の提供を図るとともに、女性の参画・登用の推進、雇用・就労支援など、女性参画に向けた多様な活動の充実を図ります。	・活動団体への支援 ・女性参画機会の拡充
(4) 子育てや家庭への共同参画推進 次世代育成や高齢者介護などとの連携等による、男女共同参画促進施策の充実を図ります。	・多様な保育ニーズへの対応 ・育児や介護への男性の参加促進 ・介護サービスの充実

関連計画	・第3次下松市男女共同参画プラン(H21年度～H25年度)
------	-------------------------------



男女共同参画研修会

用語解説

- * 1 DV防止法：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（いわゆるDV防止法）は、ドメスティックバイオレンス（配偶者や恋人からの暴力）を防止し、被害者を保護するための法律。

第6章 【地域経営】 健全運営の「まち」と みんなで創る「さと」づくり

第3節 健全な行財政運営

1 地域経営としての行政運営

基本方針

自律的で活力ある行政運営を目指し、経営的視点に基づくさらなる行政の効率化・効果的運営を進めます。

市民サービスの視点に立って、組織体制をはじめとする多様な施策・事業を効果的に管理・遂行するしくみを常に見直し、その向上に取り組んでいきます。

現況と課題

- 行政組織・機構の見直しを柔軟に進めており、平成21年4月には、政策部門の横断的な調全体制構築、市民にわかりやすい組織名称への変更等の見直しを実施しました。
- 時代情勢や多様な行政課題に対応するため、職員研修や職員提案制度等を実施しており、職員の資質向上やコミュニケーションの活発化、適材適所の職員配置等に努めています。
- 地方分権時代において、市町村は自己決定と自己責任の態勢を一層問われることになり、地域経営の視点に立った政策形成、意思決定の役割を果たしていくことが求められます。
- 公共施設の管理運営については一部で指定管理者制度の導入と民営化を行っており、その検証やさらなる効率かつ効果的なサービスの実施が必要です。
- 行政の取組に関する効果を検証し、施策を適宜見直す行政評価制度について試行実施しており、今後は下松市の状況に適した形での本格導入を進めていく必要があります。
- 不安定な経営状況が続いている第三セクター等については、施策の必要性や役割を踏まえ、経営健全化に向けた市の財政支援のあり方を検討する必要があります。

目標指標

指標名	現況値		目標値 (H27年度)	説明
	年度等	数値		
定員管理の適正化に基づく職員数	H22年度	430人	416人	平成25年4月1日の目標数値、定員適正化計画に基づく水道局以外の職員数（臨時、嘱託職員を除く）

施策の展開

施策	主な事業
(1) 効率的な行政運営の推進 計画的・効率的な行政運営を行うため、運営体制の改善を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・事務事業の見直し ・民間委託等の推進 ・定員管理の適正化
(2) 組織・機構の再編 組織の横断的なプロジェクトチームの編成や、民間活力の活用等、多様な市民ニーズに対応した行政組織を構築します。	<ul style="list-style-type: none"> ・組織・機構の見直し
(3) 職員の資質向上 研修内容の充実や自己啓発の促進を図るとともに、人事評価制度を構築するなど、職員の資質向上に向けた取組を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修の実施 ・人事評価制度の構築
(4) 公共施設の維持管理 指定管理者制度等の活用により、公共施設の適正かつ効率的な管理・運営に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度の運用
(5) 行政評価制度の活用充実 施策や事務事業を客観的に評価しP D C Aサイクル*1を確立するための行政評価制度*2について、下松市の実情に沿った手法を確立し、活用を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・行政評価制度の構築
(6) 第三セクター等の経営見直し 安定した黒字体質への転換に向けた経営改善を目指します。	<ul style="list-style-type: none"> ・経営改善策の検証及び実施

関連計画	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次下松市行財政改革推進計画（H22年度～H24年度） ・第2次下松市定員適正化計画（H22年度～H24年度）
------	--

用語解説

- *1 P D C Aサイクル：P l a n（計画）、D o（実行）、C h e c k（評価）、A c t i o n（改善）を繰り返すことにより、業務を継続的に改善していく一連のサイクルを、それぞれの頭文字をとって表したもの。
- *2 行政評価制度：行政の政策や施策、事務事業を有効性、効率性などの視点から一定の物差し（指標）によって客観的に評価し、事務改善や分かりやすく透明性の高い市政運営につなげていくための手法。

第6章 【地域経営】 健全運営の「まち」と みんなで創る「さと」づくり

第3節 健全な行財政運営

2 広域行政の展開

基本方針

周辺自治体の状況等を踏まえ、広域行政のあり方や、連携・協力の方策などについて検討を進め、効果的な行政運営に向けた広域連携の活用を図ります。

現況と課題

- 周南地区全体での広域行政について、周南地区広域連絡協議会における情報交換等に努めながら推進しています。
- 下松市が参加している広域行政の一部事務組合が、ごみ処理などの分野で5団体あり、それぞれ効率化を目指した共同処理が行われています。
- 市町村合併による周辺市町の枠組み変化への対応や、広域化によるさらなる効率性向上などを念頭に、広域行政事務のあり方について検討を進める必要があります。
- 地方分権の推進に伴う国や県からの権限移譲に迅速かつ適正に対応するため、周辺市町との事務の共同処理に関しても研究・検討を進める必要があります。
- 行政の広域化に対応しつつも、市民と行政の情報の共有、対話とふれあいによる行政運営により、身近な地域課題へのきめ細かな対応姿勢を持ち続ける必要があります。

目標指標

指標名	現況値		目標値 (H27年度)	説明
	年度等	数値		
周南地区広域連絡協議会の連携事業	H22年度	0事業	2事業	周南地区広域連絡協議会において取り組んだ連携事業

施策の展開

施 策	主な事業
<p>(1) 多様な広域行政連携の研究</p> <p>定住自立圏構想等、行政のあり方や連携方策などについて検討するとともに、市民にも適切な情報提供を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定住自立圏調査研究
<p>(2) 効率的な広域行政事務の推進</p> <p>ごみ処理や斎場など、現行の広域行政事務を周辺市町との連携により推進するとともに、効率性等の観点に基づく新たな可能性についても検討します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一部事務組合による共同処理
<p>(3) 効率的な事務の共同処理の研究</p> <p>地方分権の進展に伴う権限移譲に適切に対応するため、周辺市町との事務の共同処理について、効率性の観点から研究を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事務の共同処理研究
<p>(4) 広域行政の推進</p> <p>下松市だけでなく、周辺市町に共通するさまざまな課題を解決するための方法を、相互に連携して研究・検討していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・周南地区広域連絡協議会

第6章 【地域経営】 健全運営の「まち」と みんなで創る「さと」づくり

第3節 健全な行財政運営

3 健全な財政運営

基本方針

自主・自立の行政運営の基盤づくりの基本となる安定した財政運営の確立・強化に向け、歳入・歳出の総点検と中長期財政計画に基づいた改善・充実を図ります。

適正な収入や新たな財源確保に努め、財政の健全化や行政の効率化を推進していきます。

現況と課題

- 地方財政は、昨今の経済情勢や地方を取り巻く環境など、非常に厳しい財政運営を余儀なくされています。
- 税収の動向は、経済の先行きの不透明感から不安定な状況にあり、引き続き収納率の維持・向上を図るとともに、使用料などの適正化や財産の利活用のしくみづくりなど、自主財源の確保や資産改革等へ取り組まなければなりません。
- 限られた財源を効率的・効果的にまちづくりに反映するため、「選択と集中」の考え方を基本としながら、更なる行財政改革を進めるとともに、ストックの有効活用やプライマリーバランスを考慮した市債発行額の抑制等、自主・自立の行財政運営のため、財政の健全化や行政のスリム化を図ることが必要です。
- わかりやすい財政情報の提供など、市民への理解を深めることが求められています。

目標指標

指標名	現況値		目標値 (H27年度)	説明
	年度等	数値		
市税の収納率	H21年度	92.8%	93.0%	市税の調定額に対する収納額の割合
実質赤字比率	H21年度	-	-	一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模*1に対する比率 ※「-」は実質赤字額がない場合
連結実質赤字比率	H21年度	-	-	全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率 ※「-」は連結実質赤字額がない場合
実質公債費比率	H21年度	5.7%	8.0%以下	一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率
将来負担比率	H21年度	-	-	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率 ※「-」は将来負担額がない場合

施策の展開

施 策	主な事業
<p>(1) 財源の確保</p> <p>税負担の公平性の確保、使用料や手数料等の受益と負担の適正化や市有財産の利活用方針の策定により、自主財源の確保や資産・債務改革を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・口座振替制度の推進 ・差押・インターネット公売等による滞納処分の強化 ・コンビニ、クレジット収納等の検討・導入(納税環境の整備) ・使用料等の見直し ・市有財産利活用方針の策定
<p>(2) 安定的な財政運営</p> <p>自主・自立の行財政運営を基本に、財政指標をはじめとする行財政基盤の強化や「選択と集中」による多様なニーズへの対応を効率的・効果的に図ります。</p> <p>また、市民への理解を進めるため、わかりやすい財政情報を提供し、開かれた財政を目指すとともに、国・県等の補助制度や起債制度の活用・選択など、計画性を持った安定的な財政運営を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・部局別予算枠配分方式の実施 ・補助制度の活用 ・起債制度の選択と活用 ・わかりやすい財政の公表

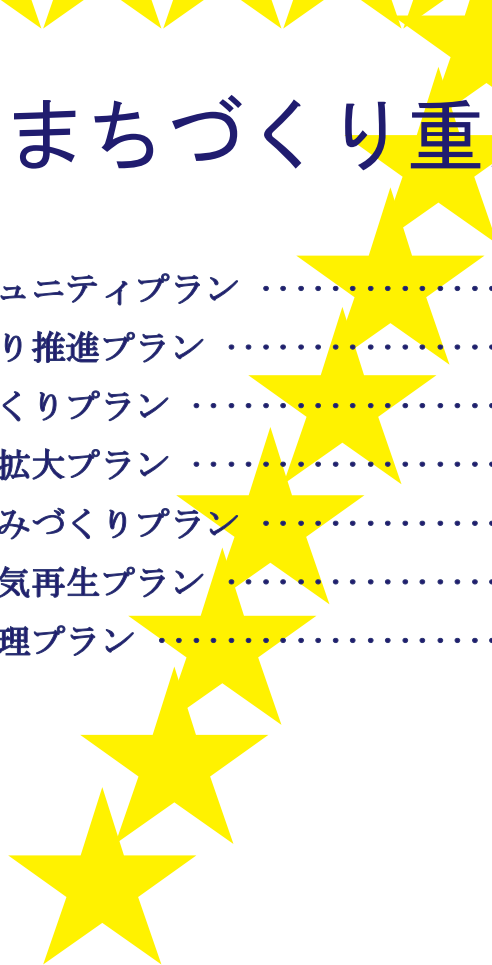
用語解説

- * 1 標準財政規模：地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの。



第7章 まちづくり重点プラン

- 1 支え合いコミュニティプラン 170
- 2 協働まちづくり推進プラン 171
- 3 心の豊かさづくりプラン 171
- 4 経済力の強化拡大プラン 172
- 5 魅力ある街並みづくりプラン 172
- 6 島と山里の元気再生プラン 173
- 7 市民の資産管理プラン 173



第7章 まちづくり重点プラン

前期基本計画では、基本施策ごとに関連する施策を列挙していますが、一定のテーマごとに特に重点を置いて進めるべき施策群を「まちづくり重点プラン」として示します。

「まちづくり重点プラン」の対象とする施策の抽出は、以下の考え方によります。

「はじめに」で整理した「下松市の主要課題」の解決を主眼とし、これに対応したテーマを樹立して「まちづくり重点プラン」の柱とし、そのテーマごとに関連する施策を抽出して構成します。

柱となるテーマは、分野の区分にとらわれない横断的な視点に立つものです。

抽出する施策は、各テーマに沿って特に現今の時代環境に照らして効果が大きいもの、他施策への高い波及効果や影響が考えられるもの、計画全体への先導性が発揮できると想定されるものとしします。

まちづくり重点プラン	下松市の主要課題
1 支え合いコミュニティプラン	少子高齢化時代における地域社会のしくみづくり
2 協働まちづくり推進プラン	市民協働によるまちづくり体制の構築
3 心の豊かさづくりプラン	心がより満たされるまちづくり
4 経済力の強化拡大プラン	バランスのとれた産業構造の形成促進
5 魅力ある街並みづくりプラン	秩序ある市街地環境の形成への誘導
6 島と山里の元気再生プラン	笠戸島・米川地区の活性化と定住条件づくり
7 市民の資産管理プラン	財政制約下での各種公共施設の維持管理・更新の効率的推進

1 支え合いコミュニティプラン

少子高齢化時代に、「自助、互助、共助」など地域で多世代が相互に助け合い支え合って誰もが安心して暮らせるしくみづくりを、既存の保健・福祉・医療等の施策を基礎として、コミュニティの力を連動させる形で築いていきます。

高齢者の介護や生きがいづくり、障害者の生活支援、子育て環境の充実やそのための人材育成などの施策を効果的に展開するとともに、行政による「公助」を補うように、地域、市民の積極的な参加により、その力を生かせるしくみを地域の実情に応じた形で組み立てていきます。

関連する基本施策	関連する施策
地域福祉体制の充実	市民福祉活動の支援
	福祉人材の育成支援
高齢者福祉・介護の充実	福祉人材の育成
	介護予防の充実
	多様な高齢者福祉サービスの充実
	生きがいづくりの支援充実
障害者福祉の充実	人材の養成
保育・幼児教育の充実	保育サービスの充実
	公立保育園の民営化
コミュニティの形成	コミュニティ活動推進体制の確立

2 協働まちづくり推進プラン

市民や民間事業者と行政が連携し、役割を分担し合ってまちづくりを進める「協働」の体制づくりとして、まず既存の市民組織活動、地域活動、市民の主体的な学習活動などを基礎として、さらにそれらの相互連携も含め、主体的なまちづくりの力に発展させていきます。

その前提として、市民と行政の情報の共有に努め、理解を深め合いながら、市民にできる部分から市民が担っていくということで、下松の地域性、市民性に見合った「協働まちづくり」のスタイルづくりを推進します。

関連する基本施策	関連する施策
道路網の整備・管理	市民と進める道づくり
青少年の健全育成	青少年団体の活動支援
生涯学習の推進	生涯学習活動の推進
文化の振興と文化財保護	文化活動の支援
市民と行政の情報共有化	情報公開の推進
市民参加と協働の推進	市民の主体的まちづくり活動の展開
	市民によるまちづくり活動や協働の情報提供
	広聴・対話行政の充実
コミュニティの形成	自治会活動の促進

3 心の豊かさづくりプラン

市民が下松という地に誇りを持ち、安心・安全で心豊かに生活できるよう、市民の心に響く文化や景観、交流、環境などの施策を、市民の参加のもとに積極的に展開していきます。

環境にやさしく、美しい緑豊かな都市づくりのための施策の展開、特に良好な都市景観づくりに取り組むほか、市民交流拠点施設の整備と合わせた歴史文化資源の伝承と活用、市内外の人々が交流できる場の充実などに力を入れ、下松市としての個性を豊かなものに育てていきます。

関連する基本施策	関連する施策
環境負荷の低減	環境負荷低減方策の推進
環境美化の推進	環境美化運動等の展開
緑地保全・都市緑化	緑や緑化活動の普及と啓発
	花いっぱいのもちづくり
都市景観形成	都市景観形成の指針づくり
	下松らしさのある景観形成
生涯学習施設の充実	歴史民俗資料の展示・収蔵の充実
多様な交流の展開	交流イベントの充実

4 経済力の強化拡大プラン

地域の持続的発展の基礎となる経済力をより強く確かなものにするため、ものづくりのまちとして発展してきた歴史も踏まえ、農林水産業、工業、商業、サービス業、観光等さまざまな産業がバランスよく展開する裾野の広い構造を形成できる環境づくりを進めます。

特に、新しい技術、新しい商品を産み出す力を育てるとともに、そのための業種や産業の壁を超えた新しい連携関係の構築、また新しい担い手づくりに力を入れていきます。これにより、多くの人が活躍できる多様な働く場を育てていきます。

関連する基本施策	関連する施策
農業の振興	特産品や新規産品の充実
	ふれあい型農業の展開
水産業の振興	水産加工品の開発促進
工業・物流業の振興	企業間・業種間の交流促進
	新技術・新商品開発や産学連携の促進
	新規起業への支援
観光産業の振興	観光産業振興の長期的戦略の検討
	特産品の開発と販売体制づくり

5 魅力ある街並みづくりプラン

下松駅周辺から末武、花岡にかけての地域は、多くの商業施設等の立地とともに住宅も増加し、市街地が急速に拡大しましたが、土地利用の混乱を防ぎ、秩序と効率性のある良好な街並みが形成できるよう、都市計画等に基づく各種制度を適切に活用した規制・誘導を進めます。

特に、市道中央線、末武大通線等を中心とした軸状の部分を「下松シンボルライン」として、商業をはじめ集客力ある機能をできるだけ集約するなど、メリハリある市街地形成に向けた誘導方策や基盤整備などに努めます。

関連する基本施策	関連する施策
土地利用の誘導	都市計画に基づく規制・誘導
市街地整備	的確な規制・誘導方策の検討
	シンボルライン周辺の適正な市街化誘導
道路網の整備・管理	主要市道の整備推進
商業・サービス業の振興	大規模店立地に係る良好な環境保持

6 島と山里の元気再生プラン

人口減少が進む笠戸島、米川地域について、豊かな自然環境の価値をすべての市民が認め合い、その相互理解の上に立って、人が定住し人呼び込み交流を活発化させることで地域活力を高められる環境づくりを進めます。

海・山・川の自然資源の保全や活用方策の検討のほか、土地利用の適切な規制・誘導の工夫、生活や産業、交流等の基盤となる各種機能の充実などに総合的に取り組んでいきます。

関連する基本施策	関連する施策
環境美化の推進	河川環境の保全
土地利用の誘導	笠戸島地区の振興に向けた土地利用
	米川地区の振興に向けた土地利用
緑地保全・都市緑化	効果的な保全・活用策の充実
うるおい空間・観光拠点の充実	笠戸島のリゾート環境の充実
	米泉湖周辺の観光拠点機能整備

7 市民の資産管理プラン

財政の厳しさが増す時代に、市民生活に密着している多くの公共施設、都市施設を、市民共有の資産として効率的かつ安全・確実に維持管理し、次代に継承していくために、総合的な管理のしくみを構築します。各施設の日常の維持管理を効果的に行うとともに合理化に努め、適切な補修等による長寿命化を含めた計画的な対応を進めます。

また、施設によっては管理運営への民間活力、市民の力の活用を図るほか、既存施設の有効活用と併せて、更新・建て替えや新規整備は、その必要性を総合的に判断して明確なプログラムに沿った形で進めます。

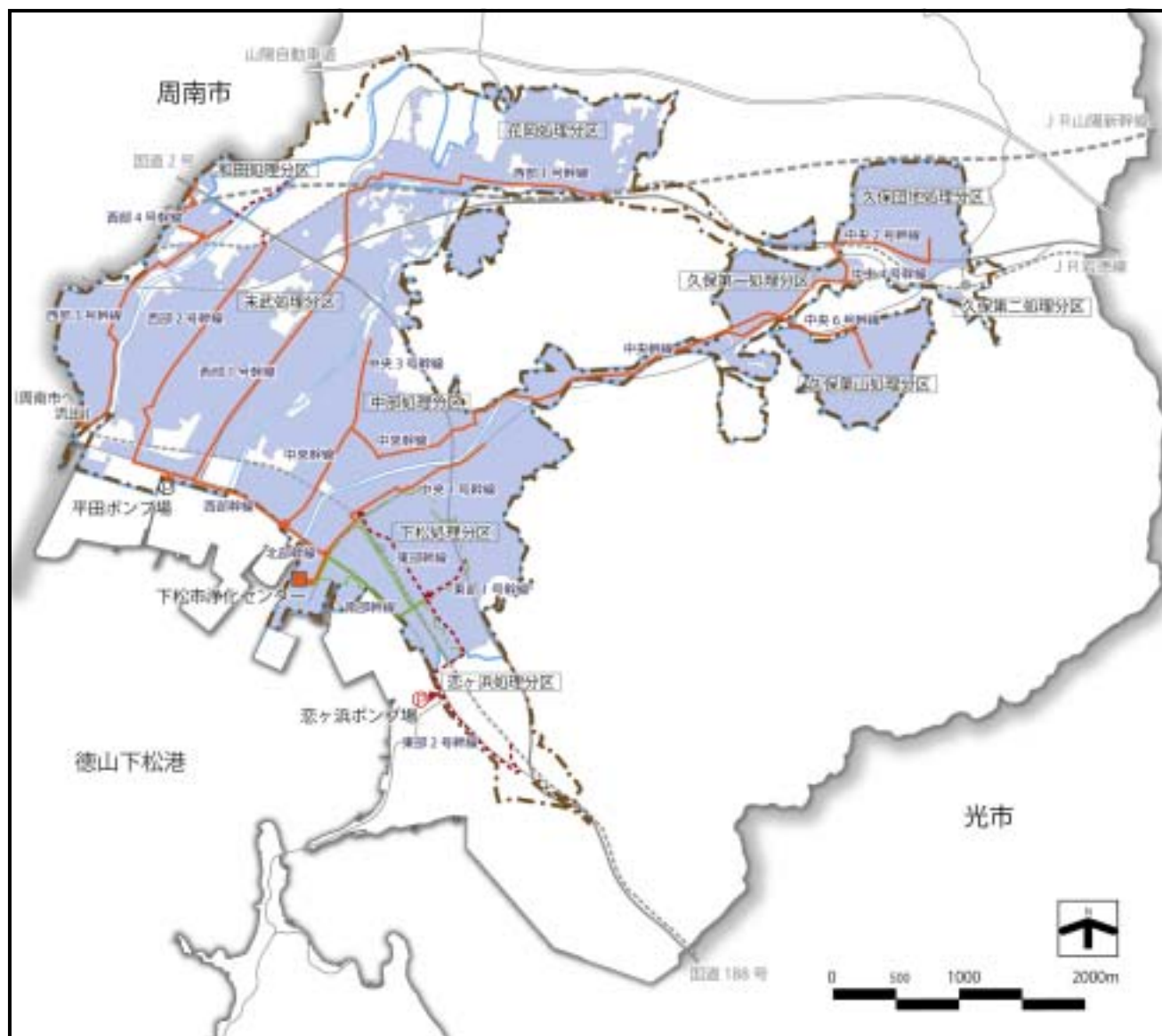
関連する基本施策	関連する施策
下水道の整備と管理	下水道施設の維持管理
し尿の収集・処理	衛生センター施設の長期的なあり方の検討
上水道の整備と管理	施設の更新整備
公園の整備と管理	維持管理の充実
公営住宅の管理・更新	市営住宅の計画的更新整備
生涯学習施設の充実	公民館への指定管理者制度導入と施設整備
	「スターピアくだまつ」の活用充実
市民参加と協働の推進	公共施設の市民・民間による管理充実
地域経営としての行政運営	公共施設の維持管理

参考資料

1	参照地図	177
2	下松市総合計画策定の経緯	184
3	下松市総合計画（案）について（諮問）	185
4	下松市総合計画（案）について（答申）	186
5	下松市総合計画審議会条例	187
6	下松市総合計画策定委員会設置要綱	188
7	下松市総合計画審議会委員名簿	189

1 参照地図

図1：公共下水道（汚水系）整備状況図 【下水道の整備と管理】











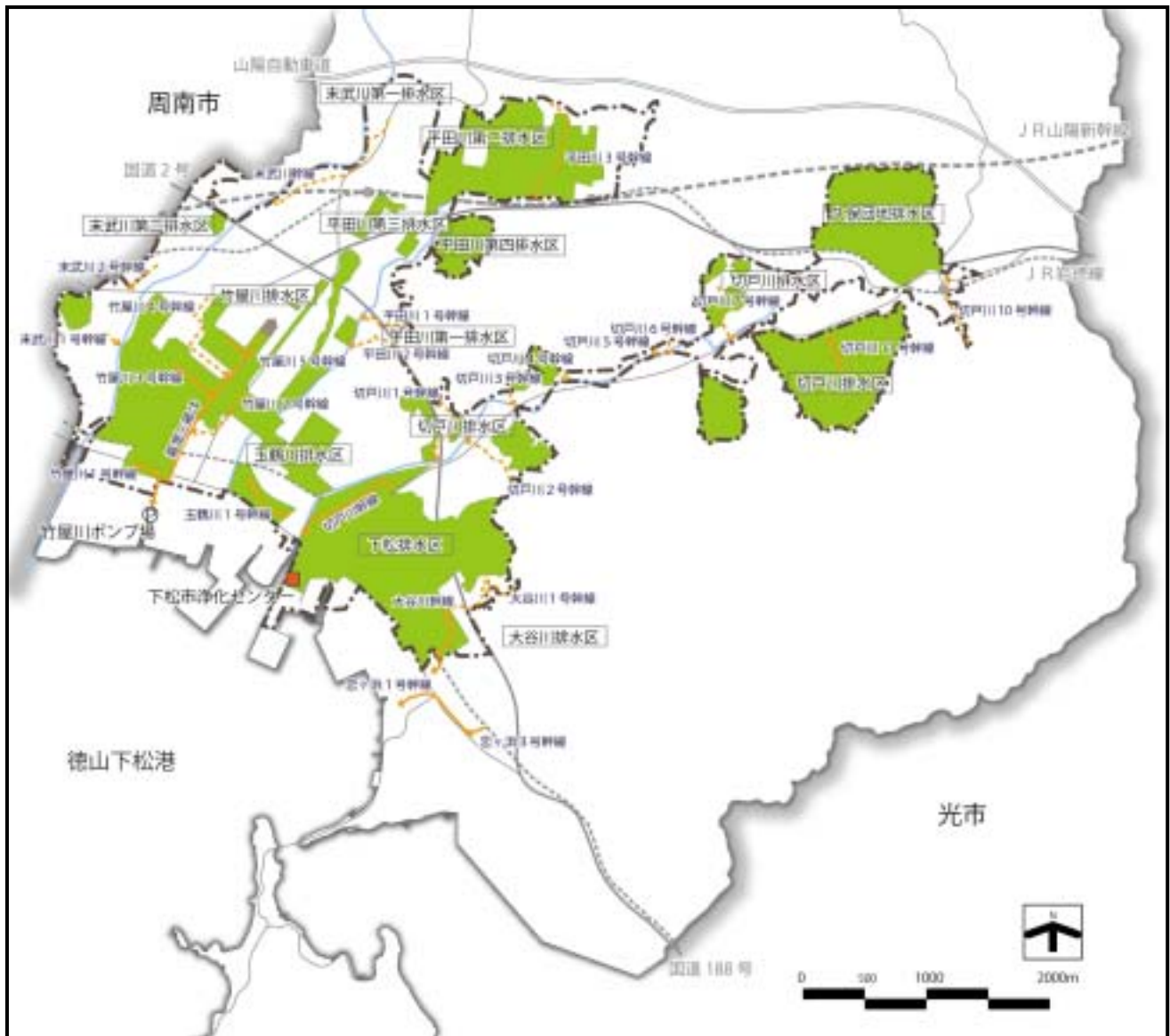
	計画区域
	認可区域
	合流区域
	施行済汚水幹線
	計画汚水幹線
	施行済合流幹線
	計画合流幹線
	整備済区域

図2：公共下水道（雨水系）整備状況図 【治水・治山対策】



	認可区域
	主要幹線（施行済）
	主要幹線（計画）
	平成 22 年度以前施行済
	平成 23 年度施行

图3：河川图 【治水・治山对策】

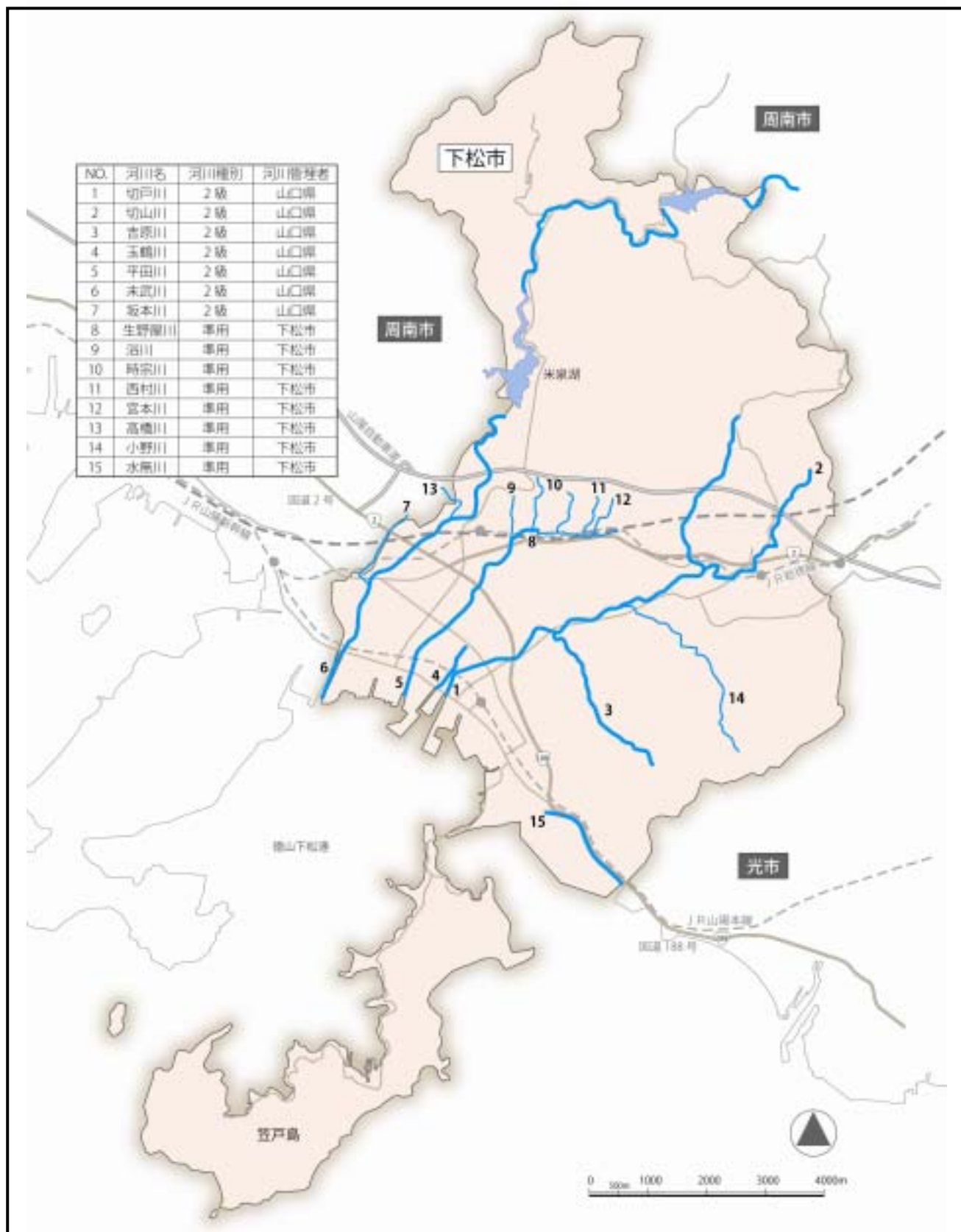


図4：土地利用の概況図 【土地利用の誘導】

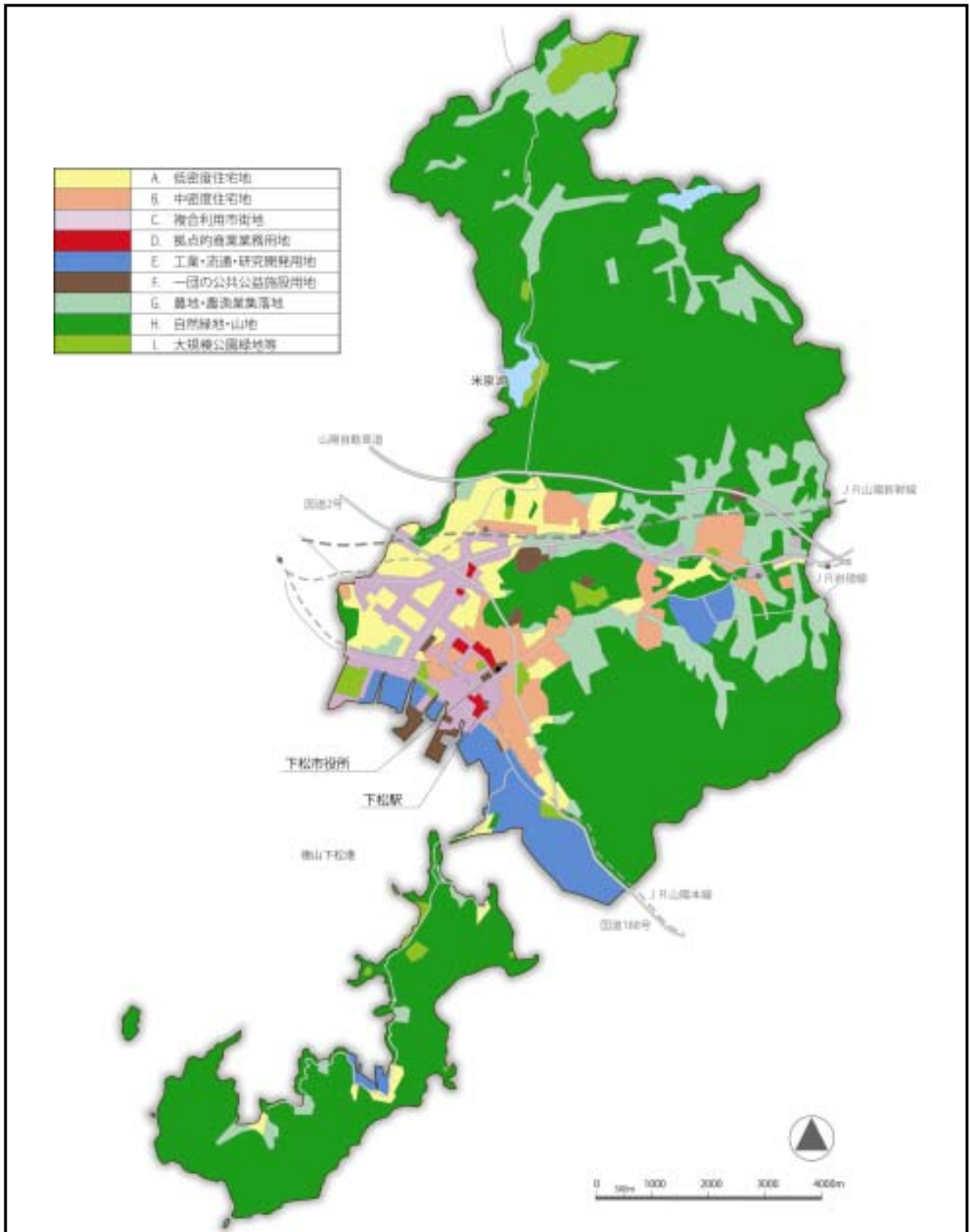
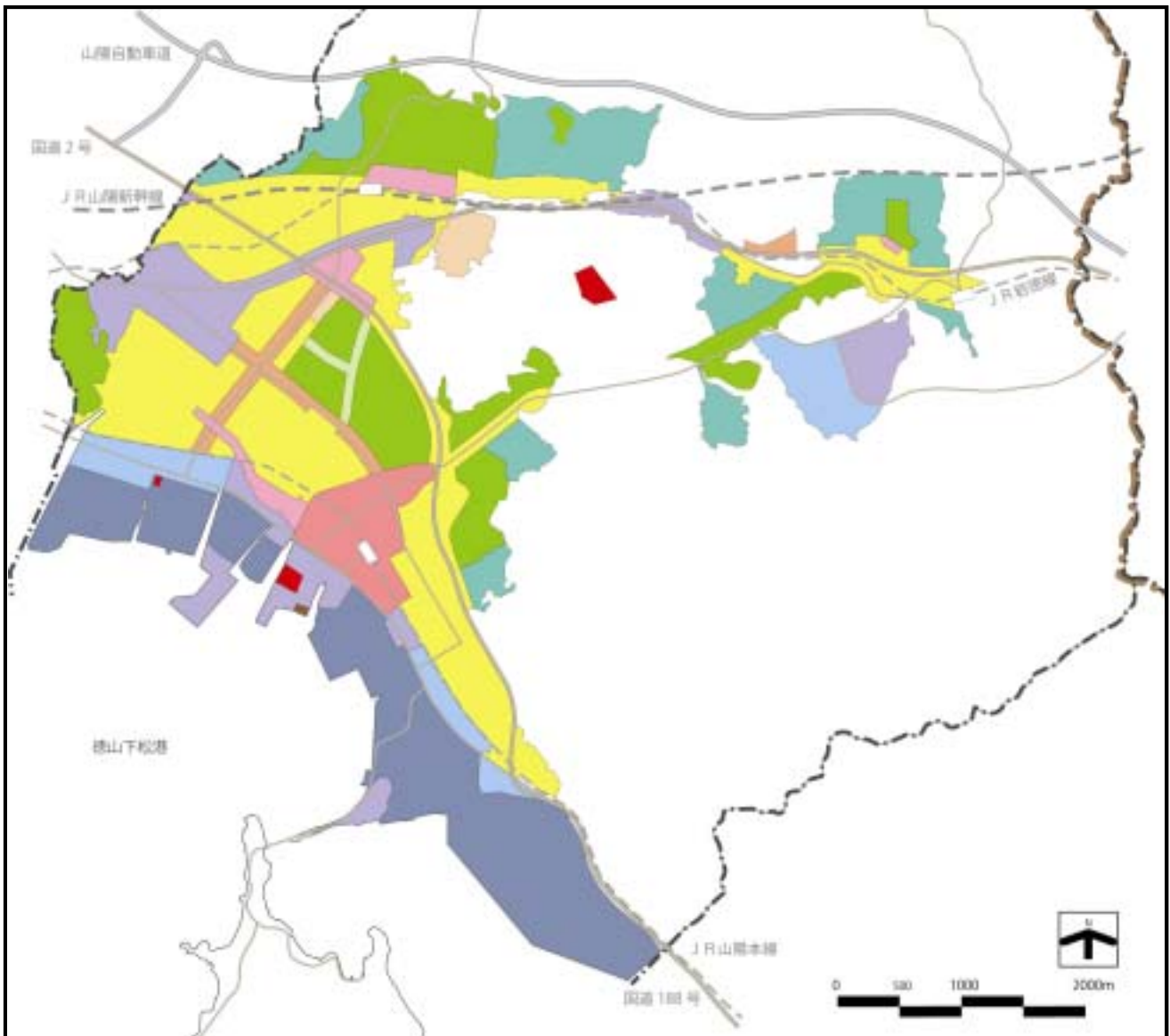


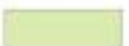

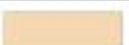


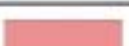


図5：都市計画用途地域図 【市街地整備】



	第一種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域








	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	処理場
	市場
	行政区域
	都市計画区域

図7：都市計画道路ネットワーク図 【道路網の整備・管理】



	改良済（計画幅員 20m以上）
	改良済（計画幅員 20m未満）
	概成（計画幅員 20m以上）
	概成（計画幅員 20m未満）
	未整備（計画幅員 20m未満）
	変更検討区間

2 下松市総合計画策定の経緯

年 月 日	事 項
平成 21 年 4 月 30 日	指名型プロポーザル方式による業者選定 プレゼンテーションの実施
5 月 22 日	アルファ社会科学株式会社と業務委託契約
7 月 14 日	第 1 回総合計画策定委員会
7 月 24 日～	総合計画策定委員会ワーキングチーム会議 計 7 回開催（～平成 22 年 1 月 19 日）
7 月 28 日～ 8 月 17 日	現行計画の達成度調査・各課ヒアリング
9 月 4 日～25 日	まちづくり市民アンケートの実施
11 月 17 日	基礎調査報告書の作成
11 月 24 日	第 2 回総合計画策定委員会
11 月 24 日～26 日	各課ヒアリング
平成 22 年 1 月 13 日	まちづくり市民アンケート結果報告書の公表
2 月 10 日	第 3 回総合計画策定委員会
5 月 17 日	第 4 回総合計画策定委員会
5 月 26 日	第 1 回総合計画審議会
6 月 24 日	市長ヒアリング
7 月 28 日	第 2 回総合計画審議会
9 月 24 日	基本構想審査特別委員会の設置
9 月 28 日	第 3 回総合計画審議会
9 月 30 日	第 5 回総合計画策定委員会
10 月 6 日～29 日	パブリックコメント実施
11 月 1 日	総合計画策定に関する庁議
11 月 4 日	第 4 回総合計画審議会
11 月 5 日	総合計画審議会が答申提出
11 月 18 日～	第 1 回基本構想審査特別委員会 計 5 回開催（～平成 23 年 2 月 17 日）
12 月 2 日	基本構想案を市議会に提案
平成 23 年 2 月 28 日	基本構想の議決

3 下松市総合計画（案）について（諮問）

下松企第209号

平成22年5月26日

下松市総合計画審議会

会長 磯村 寿夫 様

下松市長 井 川 成 正

下松市総合計画（案）について（諮問）

下松市総合計画（案）を策定するにあたり、下松市総合計画審議会条例
第1条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

4 下松市総合計画（案）について（答申）

平成22年11月5日

下松市長 井川 成正 様

下松市総合計画審議会
会長 磯村 寿夫

下松市総合計画（案）について（答申）

平成22年5月26日付け下松企第209号で諮問のありました下松市総合計画（案）について、当審議会では慎重に審議した結果、本計画は、公共福祉の向上に寄与するものと認め、市政運営の基本的な指針として妥当であるとの結論を得ましたので、その旨答申いたします。

なお、計画の推進にあたっては、下記の意見に留意されるよう要望いたします。

記

- 1 身の丈にあった自主・自立の行財政運営を目指し、地域や産業の活性化についてバランスのとれた市政を推進していただきたい。
- 2 厳しさを増す財政状況のなかで、各分野及び各政策においては、選択と集中の観点でメリハリをつけて施策を展開し、まちづくり重点プランにおいては、市民生活に直結するものに優先的に取り組んでいただきたい。
- 3 目標指標が設定されたことで目指す将来像が分かりやすくなったが、施策の指標として妥当かどうか厳選するとともに、目標値の算出根拠について客観的に検証されたい。
- 4 計画の進行状況を明らかにし、的確な施策評価などを実施して、計画の適切な進行管理を図られたい。また、施策評価にあたっては、事業の実施によって直接的に生じる結果（アウトプット）だけでなく、アウトプットを通じて生じる成果（アウトカム）を重視し効率的な行政運営に努めていただきたい。
- 5 少子高齢化時代を考慮して、自治会をはじめとするコミュニティの基盤確保やまちづくりの次代を担う人材育成・人材ネットワークづくりを進めていただきたい。
また、協働意識を高めるために、行動する若者を育てる等の市民育成にも積極的に取り組んでいただきたい。
- 6 笠戸島・米川地区の定住条件づくりとして、規制や誘導についての具体的方策、地域の特性を生かした活性化方策を推進していただきたい。

5 下松市総合計画審議会条例

下松市総合計画審議会条例

[昭和42年3月28日条例第14号]

(設置及び所掌事項)

第1条 市長の諮問に応じ、下松市総合計画の策定に関し必要な調査及び審議を行なわせるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、下松市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 公共的団体等を代表する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公募による者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員)

第3条 委員の任期は、下松市総合計画の策定が終了する日までとする。ただし、委員が任命されたときの要件を欠くにいたったときは、その委員は、委員の職を失うものとする。

2 委員に欠員が生じたときは、補充することができる。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長の任期は、委員の任期による。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(部会)

第5条 審議会に必要なに応じて部会を設置することができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によって定める。

4 部会に関し必要な事項は、審議会が定める。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画財政部において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、別に市長が定める。

6 下松市総合計画策定委員会設置要綱

下松市総合計画策定委員会設置要綱

[平成21年4月20日制定]

(設置)

第1条 下松市総合計画の策定に関して、必要な事項の調整又は協議をするため、下松市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画策定の基本方針に関すること。
- (2) 基本構想及び基本計画の策定に関すること。
- (3) その他総合計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第5条 委員会の補助機関として策定部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会は、次の事項を所掌する。
 - (1) 基本構想案の調査及び検討
 - (2) 分野別の基本計画案の作成
- 3 部会に策定員を置き、策定員は職員の中から委員長が任命する。
- 4 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 5 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、議長となる。

(関係職員の協力)

第6条 委員会及び部会は、必要があると認めるときは、関係職員の出席又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び部会の運営その他必要な事項は、委員長が別に定める。

別表（第3条関係）

副市長 教育長 水道事業等の管理者 総務部長 企画財政部長 生活環境部長 健康福祉部長 健康福祉部長格 経済部長 建設部長 教育次長 議会事務局長 消防長

7 下松市総合計画審議会委員名簿

○会長（順不同、敬称略）

No.	氏名	分野	所属等	役職
1	○磯村 寿夫	福祉	下松市社会福祉協議会	会長
2	大福 讓	福祉	下松市民生委員児童委員協議会	会長
3	伊藤 勲	児童福祉	山口県保育協会下松支部	支部長
4	濱崎 捨雄	老人福祉	下松市老人クラブ連合会	会長
5	磯永千代子	保健衛生	下松市保健推進員連絡協議会	会長
6	宮本 和治	保健衛生	下松市環境衛生推進協議会	副会長
7	林 佳都子	産業経済	下松消費者連絡会	会長
8	弘中 伸寛	産業経済	下松商工会議所	会頭
9	弘中 佑兒	産業経済	下松市観光協会	会長
10	河西 隆史	産業経済	市内企業代表（6社会）	日立製作所 総務部長
11	清水 芳則	産業経済	下松市農業委員会	会長
12	久山 歌子	社会教育	下松市連合婦人会	会長
13	福永 學	社会教育	下松市文化協会	会長
14	設楽 健治	社会教育	下松市体育協会	理事長
15	今治 正明	自治	下松市自治会連合会	会長
16	山内 務	自治	地区連合会（下松地区）	会長
17	木本 芳樹	自治	地区連合会（久保地区）	会長
18	三池 孝道	自治	地区連合会（花岡地区）	会長代理
19	伊藤 貞夫	自治	地区連合会（末武地区）	副会長
20	辻 國政	自治	地区連合会（笠戸地区）	会長
21	安永 槌男	自治	地区連合会（米川地区）	会長
22	松永 義則	公募		
23	中嶋 一士	公募		
24	古川みゆき	公募		

下松市総合計画

発行日 平成 23 (2011) 年 3 月
発 行 山口県下松市
編 集 下松市企画財政部企画政策課
〒744-8585 山口県下松市大手町 3 丁目 3 番 3 号
T E L 0833-45-1700 (代表)
<http://www.city.kudamatsu.yamaguchi.jp/>



下松市総合計画